

官報號外 平成二十三年八月二十三日

○國會衆議院會議錄 第三十九號

平成二十三年八月二十三日(火曜日)

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

平成二十三年八月二十三日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

平成二十三年度における子ども手当の支給等に

関する特別措置法案(内閣提出)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調

達に関する特別措置法案(内閣提出)

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太

平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により

放出された放射性物質による環境の汚染への

対処に関する特別措置法案(環境委員長提出)

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部

を改正する法律案(環境委員長提出)

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生

活再建支援法の一部を改正する法律案(参議院提出)

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(参議院提出)

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔牧義夫君登壇〕

○牧義夫君 ただいま議題となりました平成二十
三年度における子ども手当の支給等に関する特別
措置法案について、厚生労働委員会における審査
の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、現下の子供及び子育て家庭をめぐる状
況にかんがみ、平成二十四年度からの恒久的な子
供のための金銭の給付の制度に円滑に移行できる
よう、平成二十三年十月分から平成二十四年三月
分までの子ども手当の支給等について必要な事項
を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、中学校修了前の子供を養育している者
に対し、子供一人につき月額で、三歳未満の子供
には一万五千円、三歳以上小学校修了前の第一子
及び第二子の子供には一万円、第三子以降の子供
には一万円の子ども手当を支給すること、
第二に、子供及び子育て家庭の支援に資するよ
う、市町村または都道府県に対し、交付金を交付

すること、

第三に、平成二十四年度以降の恒久的な子供の
ための金銭の給付の制度について、本法に規定す
るものと手当の額等をもとに、児童手当法に所要
の改正を行うことを基本として、法制上の措置を

〔高橋千鶴子君登壇〕

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表して、
平成二十三年度における子ども手当の支給等に
する特別措置法案に反対の討論を行います。

(拍手)

最初に指摘しなければならないのは、子ども手
当が政争の具として扱われたということです。

本法案は、公債特例法の成立を人質に、子ども
手当という民主党マニフェストの中心的政策を頓
挫させ、政権に打撃を与えるとする自民、公明
両党に対し、民主党が妥協に妥協を重ねた結果の

等であります。

本案は、昨日日本委員会に付託され、本日、細川
厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、
質疑を行いました。

質疑を終局した後、みんなの党より、児童手当
法を廃止すること、市町村または都道府県に対
し、児童を養育する者に対する金銭の給付その他
の子育て支援のために要する経費に充てるため、
交付金を交付すること等を内容とする修正案が提
出され、趣旨説明を聴取しました。次いで、原案
及び修正案について採決の結果、修正案は賛成少
数をもって否決され、本案は賛成多数をもつて原
案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 討論の通告があります。順
次これを許します。高橋千鶴子さん。

〔高橋千鶴子君登壇〕

三党合意に基づいたものであります。

我が国においては、子供の貧困が深刻化し、先進国でもおくれた分野である子育て支援を拡充することに国民は期待してきました。それを、ばらまきと称して骨抜きにしてしまったのです。削減すべきは、大企業・大資産家への二兆円もの減税や政党助成金などの無駄遣いです。子ども手当を、四Kと称して、高速道路などと同列に論じるべきではありません。

そもそも、昨年の子ども手当法が一年限りの法案でスタートしたために、子ども手当と総合的対策をどう設計していくのかを明確にしないまま、その後、半年間のつなぎ法が辛くも成立し、綱渡りをしながら問題を先送りにし、ついには子ども手当という国民との約束を投げ捨てた政権与党民衆の責任は極めて大きいと言えます。また、子育て支援という重要な課題を政局に絡めて標的にした自民・公明の姿勢も問題であり、この三党合意による本法案は、断じて認めることはできません。

次に問題なのは、本法案によつて、大多数の世帯の手当支給額が削減され、増税とあわせて実質手取り額が減る世帯も多いことです。

二百二十万人にも上ります。しかも、児童手当と比べても負担増になる世帯があります。既に子ども手当の支給に合わせて年少扶養控除が本年一月から廃止され、三歳未満で逆転現象が起きること

は、前回のつなぎ法案の時点ではわかつていました。住民税についても、来年六月から廃止されるところで逆転現象は拡大するのであり、児童手当のときより手当の額が増額されているからという口実は全く通用しません。

来年度以降については、年収五百万円の世帯でも、手当の額よりも増税分が上回る世帯が生じます。三党合意によれば、住民税の扶養控除が廃止される来年六月以降、年収九百六十万円以上の世帯に所得制限が設けられ、所得制限世帯には何らかの税制上の措置や九千円を支給する案などが検討されていますが、逆に、所得制限以下でも実質

増税になる世帯に対する検討規定は設けられています。三党合意によれば、住民税の扶養控除が廃止される中で、たとえ一万三千円の手当でも、現金支給が本当に助かっているという声も聞かれます。また、被災地ではない子供に対して、何ら環境が好転てもいいのに、震災だから我慢せよというのは許せません。

日本共産党は、日本の将来に直接かかる子供と子育て世代への支援をどうするかの議論よりも

本法案は、総合的な子育て支援の拡充の議論を行わないまま現金給付の削減だけを行うもので、明らかに子育て支援政策を後退させるものです。

その上、保育の市場化をねらう子ども・子育て新システムは認められません。

第四に、保育料の直接徴収の規定は、もともと、大部分が手当の額より保育料が上回っている現実があること、保育料を払えない世帯などの事

意味もなくすものであり、反対です。

本法案は、改めて受給者が申請しなければならず、地方自治体にも事務の負担を課すもので、多くの混乱も予想されます。被災地、被災者においてはなおさらです。このような負担を受給者や自治体に負わせるべきではありません。

最後に、東日本大震災で両親を失つた子供は二百人を超えています。学用品をすべて失つた子供、福島では震災と原発事故の影響で転校を余儀なくされる小中学生が一万四千人にも及んでいます。

そもそも、リストラや被災による廃業、雇用保険も九月で切れる人が大量に発生することが予想される中で、たとえ一万三千円の手当でも、現金支給が本当に助かっているという声も聞かれます。

そもそも、リストラや被災による廃業、雇用保険も九月で切れる人が大量に発生することが予想される中で、たとえ一万三千円の手当でも、現金支給が本当に助かっているという声も聞かれます。また、被災地ではない子供に対して、何ら環境が好転してもいいのに、震災だから我慢せよというのは許せません。

日本共産党は、日本の将来に直接かかる子供と子育て世代への支援をどうするかの議論よりも

本法案は、総合的な子育て支援の拡充の議論を行わないまま現金給付の削減だけを行うもので、

その上、保育の市場化をねらう子ども・子育て新

システムは認められません。

○議長(横路孝弘君) 田村憲久君。

〔田村憲久君登壇〕

○田村憲久君 私は、自由民主党・無所属の会を代表して、平成二十三年度における子ども手当の

支給等に関する特別措置法案に対し討論を行います。(拍手)

まず、今回、特別措置法が成立した暁には、民主党政権の皆さんが後生大事に最後まで死守しようと画策していた子ども手当が、その名称や仕組みとともに今年度をもつて終えんを迎えるということをこの場で確認いたしたいと思います。

今、名称と申しましたが、我々自民党は何も名稱にのみこだわっているわけではありません。民主党政権の皆さんが固執する子ども手当が、子供の育ちを社会全体で育てるなどと言葉だけが躍り、手当の必要性のない高所得者にまで一律に支給する、そういう政策、理念ときつぱりと決別するものだということを、今ここに声を大にして申し上げたい 것입니다。次代を担うべき子供の育ちは、社会全体ではなく、一義的には、やはり親、家族が担うものであると考えるからであります。

顧みれば、平成二十一年九月、民主党が政権をとつてからこの二年、少子化対策、児童福祉政策は、民主党の一丁目一番地と自称する子ども手当に振り回され通じました。

これまで国民との契約と言っていたマニフェスト最大の金看板である子ども手当、有権者の前に一律二万六千円支給とかけ声も勇ましかつたのに、これを恒久法とすることができず、平成二十二年度、二十三年度とも単年度法で対応しようとしたましたが、今年度は単年度法すら撤回する

ありさまざまであり、その結果、国民生活に混乱を生じさせないよう、半年ずつ措置せざるを得なく

なつたわけであります。この間、受給者である親御さんや、支給事務を担う市町村が感じた不安、国民の政治に対する不信はいかばかりであったことか。まずは、国民の皆さんに素直に謝罪するのが誠意ある政権与党のるべき姿ではないでしょうか。ところが、民主党は、子ども手当は存続しますと自己宣伝を続けばかり。何という傲岸不遜、詐欺的行為。うそもつき続ければ眞実になるとでも言い張るのでしようか。

なすべきことは、国民との契約とまで言い切ったマニフェストを撤回した経緯を説明し、おのれの不明を素直に認めることではありませんか。内部資料に三十五万部、曲解した三党合意を交付しようとするその胆は笑止千万。そうでもしなければ、党としての存立を維持できないのでしょうか、マニフェスト尊重派を説得できないのでしょうか。そんなガラス細工のよにもろい結束の政党が政権を握っていること自体、我が国の不幸であります。

そもそも、今回の法案提出のもとなつた自民党、公明党、民主党の三党合意は、我々自由民主党と公明党が、耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍び、どうすれば国民の皆さんのが生活に影響を与えて、ようやく成案となつた合意ではあります。国民をいたずらに政局に巻き込んで翻弄されることは、これまで政権を担っていた自民党と公明党には到底できるものではありません。

そもそも民主党は、子ども手当などと偉そうに言つていますが、いまだに児童手当法を廃止できていないのです。児童手当法なしには、財源も給付手続もどうすることもできないのが子ども手当法の実態です。来年度の法改正は児童手当法を基本とするとしていますが、そもそも立法府にある議員各位は、子ども手当法の欺瞞を、その法形式からも実感していただきたいと思います。

二年前の夏、あの酷暑の中で行われた総選挙において、民主党公認候補は有権者に対して、子ども手当一律二万六千円支給、高速道路全国無料化、高校無償化、農家に対する戸別所得補償制度創設というバラ色の政策を訴えてまいりました。そして、マニフェスト実現に必要な予算は、二〇一〇年度で七・一兆円、一一年度十二・六兆円、一二年度で十三・二兆円、一三年度で十六・八兆円、その財源は、無駄を省けば幾らでも出てくる、消費税アップなど議論をする必要もない、そういう豪語し、政権を獲得したのであります。

わち、それぞれの人々や地域の特性を一切切り捨てたがゆえに政策効果に乏しく、財政危機の今日にもかかわらず巨額の予算を必要とし、その財源の当ても全くないマニフェスト主要政策の修正、辯を繰り返しています。

我々自民党は、一貫して、ばらまき政策、すなはち、それぞれの人々や地域の特性を一切切り捨てたがゆえに政策効果に乏しく、財政危機の今日にもかかわらず巨額の予算を必要とし、その財源の当ても全くないマニフェスト主要政策の修正、辯を正していただきたい。

○議長(横路孝弘君) 古屋範子さん。
〔古屋範子君登壇〕

○古屋範子君 私は、公明党を代表して、たゞいま議題となりました平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

現行の子ども手当は、単年度限りであつた平成二十二年度の子ども手当法を半年間延長する暫定措置で維持されておりますが、本年十月以降については何ら政府の具体的な方針が示されず、その後、自由民主党、公明党、民主党の三党による政策協議を経て、ようやく今般の法案提出に至りました。

私は、本法案の提出には、二つの大きな意義があると考えます。

一つは、年少扶養控除の廃止による負担増、また、存続が危ぶまれる子ども手当制度によつて子育て世帯の不安が増す中、今後の恒久的な制度づくりへの明確な道筋が示されたことです。本法案の成立で、本年十月以降の六ヶ月間、切れ目なく

手当の支給が可能となります。そして、来年度以降については、民主党がマニフェストに掲げた子ども手当ではなく、児童手当の拡充として、安定した制度設計ができるのであります。

もう一つは、マニフェストに固執する余り、子ども手当の具体的な見直しができなかつた民主党が、これまでの主張を改めて、所得制限や手当額の見直しを受け入れ、現実路線へと転換したことであります。すなわち、マニフェストの誤りを完全に認め、二万六千円という子ども手当から決別できたということです。遅きに失した感はありませんが、我々は、このたびの民主党の決断を大いに歓迎したい。

その上で、今まで党内の論議が迷走し、いたずらに国民党に混乱を与えたその責任について、民主党はいま一度自覚をしていただきたい。なぜ、もつと早く、マニフェストを見直し、与党として責任ある提案ができなかつたのか。子ども手当をめぐる政府の迷走は今に始まつたことではなく、そのことは、これまでの法案提出の経緯を見ればよくわかります。

平成二十二年度に続き子ども手当の恒久的な制度設計ができなかつた政府が今年度の手当支給に關して当初提出した法案は、三歳未満の支給額を二万円に引き上げ、それ以外は中学校修了前まで一万三千円を所得制限なしで支給するというものであります。財源規模にして二兆九千億円、しかも、昨年度と同様、児童手当法の枠組みを残しましたままの単年度限りの措置であります。

これについて、公明党は、現物給付とのバランスが確保されていないことや、恒久的な財源確保の見通しも立つておらず、子育て世代の安心につながらないことなどを指摘し、制度の見直しを求めるべきだ。しかし、政府が再提出した法案は、昨年度の内容を半年間延長するいわゆるつなぎ法案であり、到底賛成できるものではありませんでした。

この時点では、公明党は、政府・民主党に対し、子ども手当の実現はもはや困難と認め、マニフェストの欠陥を認めて国民に謝罪するとともに、一から制度設計をやり直すよう求めました。折しも、東日本大震災という未曾有の大災害に見舞われ、復旧復興に大きな財源を要するという事態にあつても、政府から良案は出ず、いたずらに時間がだけが経過をしました。

こうした中、公明党は、子ども手当の存続が難しくなつた以上、ここは原点に立ち返つて児童手当に戻り、その上で、年少扶養控除の廃止による負担増を緩和するため、これを還元して児童手当を拡充するという公明党案を提案いたしました。

具体的には、従来どおりの所得制限を設けつつ、手当額は一律一万元、支給対象は中学校修了前まで拡大するという内容であります。

その後、自民、公明、民主の三党により、子ども手当などの見直しに向けた検討を行うことが合意され、三党の合意を得るべく、我々は実務者協議の中でさらに公明党案に検討を加え、三歳未満

し、所得制限も大幅に緩和するなど、建設的な提案を統けました。

こうした公明党の考え方をベースにして協議が進み、八月四日の三党合意に至つたわけであります。この間、持続可能な手当制度をつくるために腐心してきたのは、公明党であり、自民党です。この三党合意の重みを今後も民主党は忘れないでいただきたい。

以上、これまでの経緯を含め確認させていただきます。これより、本法案に賛成する主な理由について申し上げます。

賛成の第一の理由は、本法案の中身が、公明党の考え方に基づいてまとめられた三党合意に沿つたものあり、結果として、我々がこれまで主張してきた児童手当制度のさらなる拡充を実現するものであるということです。

具体的に、手当額については、年少扶養控除止の影響を考慮し、中学校修了前まで原則一万元としつつ、三歳未満や小学校までの第三子以降の子供は一万五千円とする配慮措置が盛り込まれました。

また、平成二十四年六月分以降は所得制限を適用することが明記されていますが、その基準については、従来の児童手当と同様、中学校修了まで子供を持つおよそ九割の家庭が受給できるよう、夫婦と児童一人世帯で年収九百六十万円程度とすることが三党合意で確認され、こちらも従来の基準を緩和する方向となっています。

第四の理由は、今般の法案に基づく手当の財源規模が、平年度ベースで二兆二千億円から二兆三千億円となつてていることです。

これは、扶養控除の廃止や無駄の削減等で捻出できない額ではありません。また、当初の政府案の規模である二兆九千億円と比べ、年間六千億円

から七千億円が削減され、この分は東日本大震災の復興費用に回すことができます。子育て世帯の負担増に配慮しつつ、持続可能な財政規模なつたと考えます。

以上、本法案に賛成する主な理由を述べました

が、本法案は、あくまで恒久的な制度づくりに向けた第一歩です。

これまで公明党が一貫して主張してきたところ、安心して子育てができる社会をつくるためには、現金給付とともに、保育サービスの充実やワーク・ライフ・バランスの実現などの環境整備が重要であり、そのためにも予算の確保もしなければなりません。

東日本大震災が発生し、一層厳しさを増す我が国財政事情にあって、いかにして子育て支援のための予算を確保し、優先順位を決めて効果的な施策を実行していくのか、そのことがこれまで以上に問われています。

恒久的な手当制度づくりに向け、これからの検討が極めて重要であり、今後、地方との十分な協議を行うことは当然として、財源構成や所得制限世帯への対応など残された課題について与野党が知恵を絞るべきです。党利党略ではなく、子育て世代の立場に立って考えれば、おのずと成案がえてまいります。このように考え、公明党はこれまで以上に総合的な支援の充実に取り組んでまいりたい。そのことを最後に申し上げ、私の討論といたします。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 阿部知子さん。

(阿部知子君登壇)

○阿部知子君 私は、社会民主党・市民連合を代表して、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案について見解を申し述べます。(拍手)

現在の子ども手当制度は、本年九月で期限が切れ、旧来の児童手当に戻り、受給者、自治体へ大きな混乱を及ぼします。この混乱を避けるために何らかの措置が早急に必要であり、その一点において本法案に賛成をいたしました。

しかしながら、私は、本法案に本質的に賛成しているわけではありません。

当事者である子供・子育て世帯を置き去りにして、本来の子供支援のあり方を、国会というオーブンな場で審議に付することもせず、ねじれ国会を理由に、民主、自民、公明の三党合意によって骨格が規定されたことは、立法府としては大きな禍根を残すことになります。また、その結果、政権交代直後の子ども手当の理念が薄れ、国民からも見えづらくなりました。

すなわち、従来の子育て施策は、旧来の家族観や子供観に縛られ、現実と乖離する場面も多く、さまざまひずみが生じておりました。これに対する対応など残された課題について与野党が知恵を絞るべきです。党利党略ではなく、子育て世代の立場に立って考えれば、おのずと成案がえてまいります。このように考え、公明党はこれまで以上に総合的な支援の充実に取り組んでまいりたい。そのことを最後に申し上げ、私の討論といたします。

りながら子育ち・子育て施策を強化するとともに、子供の貧困問題や児童虐待問題の解決に大きな一步を踏み出そうとするものであつたはずです。

妥協を積み重ねる子ども手当によって、子供や家庭が振り回され、さらには政治への信頼を失いかねない事態は、ざんぎにたえません。

法案は、検討規定で、来年六月分から所得制限を復活することとしておりますが、実は、年少扶養控除の廃止により、子育てをしている者が実質的に減収となるケースは所得制限世帯以外の中間所得層にも拡大し、大きな問題となります。そもそも、未来である子供たちへの支援をまず削つて復興財源にという考え方自体が大きく誤っていると思います。

さらに、児童手当に戻るのであれば、少なくとも来年四月からの住民税の年少扶養控除は廃止すべきではありません。また、保育等の現物給付を充実させるための自治体の役割や財源も、早急に議論され、合意を図るべきです。

内閣提出、電気事業者による再生可能エネルギー法及びガス事業法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

○議長(横路孝弘君) 電気事業者による再生可能エネルギー法の調達に関する特別措置法案(内閣提出)

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(内閣提出)

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案 右両案を一括して議題といたします。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決あります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長田中けいしゅう君。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案及び同報告書
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○田中けいしゅう君登壇

○田中けいしゅう君 ただいま議題となりました
両法律案につきまして、経済産業委員会における
審査の経過及び結果の御報告を申し上げます。

まず、電気事業者による再生可能エネルギー電
気の買い取り法案について申し上げます。

本案は、エネルギーの安定供給及び地球温暖化
対策等のため、再生可能エネルギー電気の固定価
格買い取り制度を導入し、その利用の拡大を図る
ものであります。

次に、電気事業法及びガス事業法の一部を改正
する法律案について申し上げます。

本案は、再生可能エネルギー電気の固定価格買
い取り制度による賦課金等、コスト変動による電
気料金の改定手続整備等の措置を講ずるものであ
ります。

両案は、去る七月十四日本会議において趣旨の
説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託をさ
れ、翌十五日、海江田經濟産業大臣から提案理由
の説明を聴取した後、質疑に入り、二十九日参考

人からの意見の聴取を行い、八月十日農林水産委
員会及び環境委員会との連合審査を行なうなど、慎
重審査を行いました。

八月十九日、買い取り法案に対し、日本共産党

から修正案が提出され、続いて八月二十三日、同
法案に対し、民主党・無所属クラブ、自由民主
党・無所属の会及び公明党の三会派共同提案によ
り、電力多消費事業者に対する負担減免措置の実
施、調達価格の決定に関する調達価格等算定委
員会の新設及び調達価格等の国会報告の義務づけ
等を主な内容とする修正案が提出され、また、み
んなの党から修正案が提出され、それぞれ趣旨の
説明を聴取いたしました。

次いで、両原案及び各修正案に対する質疑を行
い、質疑を終了いたしました。質疑終局後、討論
を行い、順次採決を行った結果、日本共産党及び
みんなの党の提案に係る両修正案は賛成少数を
もって否決をされ、民主党・無所属クラブ、自由
民主党・無所属の会及び公明党の三会派共同提案
による修正案及び修正部分を除く原案はいずれも
民会一致をもつて可決され、本案は修正議決すべ
きものと決した次第であります。

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いた
しました。

次に、電気事業法及びガス事業法の一部を改正
する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○小宮山泰子君 議案上程に関する緊急動議を提
出いたします。

環境委員長提出、平成二十三年三月十一日に發
生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所
の事故により放出された放射性物質による環境の
汚染への対処に関する特別措置法案及び石綿によ
る健康被害の救済に関する法律の一部を改正する
法律案の両案は、委員会の審査を省略してこれを
上程し、その審議を進められることを望みます。

なお 買い取り法案に対し附帯決議が付された
ことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これより採決に入ります。
まず、電気事業者による再生可能エネルギー電
気の調達に関する特別措置法案につき採決いたし
ます。

○議長(横路孝弘君) 御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方
太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に
より放出された放射性物質による環境の汚
染への対処に関する特別措置法案(環境委
員長提出)

石綿による健康被害の救済に関する法律の一
部を改正する法律案(環境委員長提出)

○議長(横路孝弘君) 平成二十三年三月十一日に
発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電
所の事故により放出された放射性物質による環境
の汚染への対処に関する特別措置法案、石綿によ
る健康被害の救済に関する法律の一部を改正する
法律案、右両案を一括して議題といたします。

○議長(横路孝弘君) 委員長の趣旨弁明を許します。環境委員長小沢
銳仁君。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一
部を改正する法律案

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太
平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により
放出された放射性物質による環境の汚染への
対処に関する特別措置法案

石綿による健康被害の救済に関する法律の一
部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

(号外) 報官

〔小沢銳仁君登壇〕

○小沢銳仁君 ただいま議題となりました両案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、環境大臣は、特別な管理が必要な程度に事故由来の放射性物質による汚染のおそれがある廃棄物が存する地域を汚染廃棄物対策地域に指定でき、また、同対策地域外においても汚染状態が一定基準を超える廃棄物を指定廃棄物とし、国は、これらの廃棄物を処理しなければならないものとすること。

第二に、環境大臣は、汚染が著しい等の事情から国が除染等を行う必要がある地域を除染特別地域に指定できるとともに、同地域外であつても一定以上の汚染状態またはそのおそれが著しい地域を汚染状況重点調査地域に指定し、国、都道府県及び市町村等は除染等を行わなければならないものとすること、

第三に、国は、地方公共団体が事故由來の放射性物質による環境汚染への対処策を推進するため必要な費用について財政上の措置等を講ずるものとし、また、本法の措置は、事故由來放射性

物質を放出した原子力事業者の負担のもとに実施されることとする

などであります。

本案は、本日の環境委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決しました。

なお、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案について議決したことを申し添えます。

次に、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、本法施行日から十年を経過する日の前日までに死亡した労働者等の遺族であつて、労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効によつて消滅したものに対し、特別遺族給付金を支給するものとすること。

第二に、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限を延長するものとすること

などであります。

本案は、本日の環境委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これより採決に入ります。

まず、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対

処に関する特別措置法案につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よつて、本案は可決いたしました。

次に、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者

生活再建支援法の一部を改正する法律案

に関する法律案(参議院提出)

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に

生活再建支援法の一部を改正する法律案

に関する法律案(参議院提出)

○議長(横路孝弘君) 災害弔慰金の支給等に関する法律案、東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案、右両案を一括して議題とい

る法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正す

る法律案、東日本大震災関連義援金に係る差押禁

止等に関する法律案、右両案を一括して議題とい

たします。

委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長

吉田おさむ君

<p>一、昨二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案(内閣提出第九〇号)</p> <p>(議案送付)</p> <p>厚生労働委員会 付託</p> <p>一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提案を参議院に送付した。</p> <p>運輸事業の振興の助成に関する法律案(総務委員長提出)</p> <p>東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案(総務委員長提出)</p> <p>一、去る十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。</p> <p>東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案</p> <p>運輸事業の振興の助成に関する法律案</p> <p>東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案</p> <p>一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。</p> <p>平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案</p> <p>(議案通知書受領)</p> <p>一、去る十一日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。</p>
<p>東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案</p> <p>(木村太郎君提出)</p> <p>菅直人内閣総理大臣が自身の出処進退について述べた本年六月二日の発言に対する説明等に関する再質問主意書(渡辺喜美君提出)</p> <p>防衛大綱見直しの必要性に関する質問主意書(木村太郎君提出)</p> <p>元外務省職員の著書等が我が国の国益に及ぼす影響等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)</p> <p>一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>太陽光発電の押し売りに関する質問主意書(木村太郎君提出)</p> <p>我が國国民が韓国の法的手続きに従つて竹島を訪問することに対する外務省の見解に関する再質問主意書(浅野貴博君提出)</p> <p>学校教員統計調査による教員の高齢化に関する質問主意書(木村太郎君提出)</p> <p>盗聴防止に対する外務省の認識に関する質問主意書(浅野貴博君提出)</p> <p>北方領土問題に係る日ロ交渉の情勢に対する外務省の認識に関する質問主意書(浅野貴博君提出)</p> <p>一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>産業空洞化政策における最低賃金に関する質問主意書(木村太郎君提出)</p> <p>平成二十四年度予算編成に向けた内閣の方針に関する質問主意書(浅野貴博君提出)</p> <p>一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>特別養護老人ホームに関する質問主意書(佐藤ゆうこ君提出)</p> <p>全国の学校におけるいじめ増加に関する質問主意書(木村太郎君提出)</p> <p>一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>緊急時避難準備区域の一斉解除に関する質問主意書(木村太郎君提出)</p> <p>竹島への韓国軍駐留計画に対する政府の見解に関する質問主意書(浅野貴博君提出)</p>
<p>一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>「賠償機構法案に関する文書について」に関する質問主意書(河井克行君提出)</p> <p>再質問主意書(渡辺喜美君提出)</p> <p>防衛大綱見直しの必要性に関する質問主意書(木村太郎君提出)</p> <p>元外務省職員の著書等が我が国の国益に及ぼす影響等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)</p> <p>一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>太陽光発電の押し売りに関する質問主意書(木村太郎君提出)</p> <p>我が國国民が韓国の法的手続きに従つて竹島を訪問することに対する外務省の見解に関する再質問主意書(浅野貴博君提出)</p> <p>学校教員統計調査による教員の高齢化に関する質問主意書(木村太郎君提出)</p> <p>盗聴防止に対する外務省の認識に関する質問主意書(浅野貴博君提出)</p> <p>北方領土問題に係る日ロ交渉の情勢に対する外務省の認識に関する質問主意書(浅野貴博君提出)</p> <p>一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>衆議院議員浅野貴博君提出我が國国民が韓国の法的手続きに従つて竹島を訪問することに対する外務省の見解に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員木村太郎君提出児童虐待防止対策に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員木村太郎君提出食育の重要性と栄養教諭の使命に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員小野寺五典君提出わが国の国会議員が韓国において入国を拒否された事案に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員浅野貴博君提出我が国固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行つたことに対する政府の対応に関する再質問に対する答弁書</p>
<p>一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>上場企業の倒産処理に関する質問主意書(松木けんこう君提出)</p> <p>特定避難勧奨地点を巡る指定基準に関する質問主意書(木村太郎君提出)</p> <p>江田五月法務大臣の死刑執行命令書への署名拒否に関する質問主意書(河井克行君提出)</p> <p>我が国固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行つたことに対する政府の対応に関する第三回質問主意書(浅野貴博君提出)</p> <p>(答弁書受領)</p> <p>一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。</p> <p>衆議院議員浅野貴博君提出我が國国民が韓国の法的手続きに従つて竹島を訪問することに対する外務省の見解に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員木村太郎君提出児童虐待防止対策に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員木村太郎君提出食育の重要性と栄養教諭の使命に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員小野寺五典君提出わが国の国会議員が韓国において入国を拒否された事案に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員浅野貴博君提出我が国固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行つたことに対する政府の対応に関する再質問に対する答弁書</p>

官 報 (号 外)

衆議院議員木村太郎君提出東北自動車道無料化の制度設計に関する質問に対する答弁書
衆議院議員今津寛君提出韓国政府による自由民主党議員に対する入国拒否措置についての日本政府の姿勢に関する質問に対する答弁書
衆議院議員柿澤未途君提出放射性物質による土壤汚染地域における國の責任による除染の実施等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する検察審査会の議決に関する第三回質問に対する答弁書

平成二十三年八月二日提出
質問 第三六七号

我が国国民が韓国の法的手続きを従つて竹島を訪問することに対する外務省の見解に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

我が国国民が韓国の法的手続きを従つて竹島を訪問することに対する外務省の見解に関する質問主意書

島根県に属する竹島は、我が国固有の領土であるものの、韓国によつて不法占拠された状態にあると承知するが、政府、特に外務省の見解如何。

一本年八月一日、我が国の国会議員三名が、韓国の大陵島を視察する目的で韓国ソウル市の金

浦空港に到着した際、韓國側に入国を拒否されるという事態が起きた。右に対する政府、特に外務省の見解如何。

三 我が国国民が、韓国の法的手続きを従つて竹島を訪問することは、政府、特に外務省の立場と相容れないものと考えるが、右の認識に間違はないいか。確認を求める。

四 我が国国民が韓国の法的手続きを従つて竹島を訪問することは自肅すべきであると考えるが、この認識に間違いはないか。

五 竹島問題と並び、我が国が抱えるもう一つの領土問題である北方領土に関しては、我が国民がロシアの法的手続きに従つて北方領土を訪問することの自肅を訴えた閣議了解がこれまで四度（一九八九年九月十九日、一九九一年十月二十九日、一九九八年四月十七日、一九九九年九月十日）なされている。しかし、竹島に関しては、右のような閣議了解はないと承知するが、確認を求める。

六 菅直人内閣として、可及的速やかに我が国民が韓国の法的管轄に従う形で竹島へ渡航することの自肅を求める閣議了解を行うべきであると考えるが、菅直人内閣総理大臣の見解如何。右質問する。

衆議院議員浅野貴博君提出我が國国民が韓国の法的手続きを従つて竹島を訪問することに対する外務省の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出我が國国民が韓国の法的手続書きに従つて竹島を訪問することに対する外務省の見解に関する質問に対する答弁書

一について

大韓民国による行為は、竹島の領有権に関する我が國の立場に照らして決して容認できるものではなく、竹島問題の平和的な解決を図るために、粘り強い外交努力を行っていく考え方である。

二について

御指摘の我が國の国会議員の大韓民国訪問は、単なる視察目的で通常の適正な手続を経て行うことを意図していたものであり、当該訪問に対する大韓民国側の措置は日韓間の友好協力関係に鑑み極めて遺憾である。

三から六までについて

お尋ねのような閣議了解は存在しないが、我が國国民が大韓民国の出入国手続に従つて竹島に入域することは好ましくないとの立場から、そのような入域を行わないよう、引き続き、国民の理解と協力を要請していく考えである。

平成二十三年八月二日提出
質問 第三六八号

児童虐待防止対策に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

児童虐待防止対策に関する質問主意書

七月二十日、厚生労働省が公表した集計による
と、平成二十一年度に全国の児童相談所が対応し
た相談・通報が、前年度比二十八・一パーセント増
の約五万五千百五十二件(速報値、東日本大震
災の影響により宮城県・福島県・仙台市を除く)
で過去最多を更新したことが分かった。昨年から
社会的な関心を集め虐待事件が多発し、また児
童虐待防止法施行から十年目の節目ということも
手伝って、広報や報道などが目立つたことも虐待
相談が増えた背景になったとしている。さらに、
同省の児童虐待死亡事例を検証する専門委員会が
が、平成二十一年度に起きた四十九人の虐待死事
例を検証した結果、ゼロ歳児が最多の二十人、ゼ
ロ歳児を含む五歳までの乳児・幼児は計四十三人
で全体の九割に上り、虐待の内訳は「身体的虐待」
が前年度比十五人減の二十九人、「育児放棄」同七
人増の十九人で、全体では同十八人減だった。し
かし、死亡事例のうち、児童相談所が相談を受け
るなど関わっていた事例は前年度比十四・六ボ
ント増の十二件(二十五・五パーセント)に上る。
そのうち虐待があることが分かっていて、可能性
に気付いていた事例が七件あり、児童相談所の対
応が追いついていないことが浮き彫りになつた。

平成二十三年八月一日提出
質問第三六八号

児童虐待防止対策に関する質問主意書

衆議院議員浅野貴博君提出我が國国民が韓国の法的手続きに従つて竹島を訪問することに対する外務省の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

児童虐待防止対策に関する質問主意書

地域によつては、児童相談所の職員一人当たりの案件を百件以上抱えているところもあり、通報や相談の増加を歓迎するものの、慢性的な人手不足に手を焼いている状況を察する時、学校や警察、医療機関、そして地域全体の協力が不可欠であることは言うまでもなく、児童福祉司の人員増と、職員が経験を積み専門性を高めていく態勢作りが急務と考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 今回、厚生労働省が公表した児童相談所が対応した相談・通報の集計及び同省の児童虐待死亡事例を検証する専門委員会が検証した結果について、どのように分析しているのか、菅内閣の見解如何。

二 一に関連し、「泣き声通報」が急増し、児童相談所の担当職員は一晩で数箇所を確認に走り、「確認が出来ないと心配で眠れないこともある。時間をかけて対応しようとしても、次々に案件が入り、出来ないこともある」との声があるが、国としてどのように支援していくのか、菅内閣の見解如何。

三 一及び二に関連し、「複雑な家庭事情などの難題に対応できるよう専門性を高めたいと思うが、目先の事案に忙殺され、勉強の時間が全く取れない」との声があるが、国としてどのように支援していくのか、菅内閣の見解如何。

四 一～三に関連し、児童虐待防止のためには、住民側からの協力的対応も必要と考えるが、主として都市部や住民同士の個人情報保護意識

の高い地域において、自治会の非加入など地域とのつながりを好まない世帯が増加している。これについて国としてどのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

五 一～四に関連し、近年、家族や地域の絆が希薄になり、子どもや子育て家庭の生活に様々な影響を及ぼしているが、現政権与党の夫婦別姓、外国人参政権などの間違った政策による煽動の影響も強ち否定できないであろう。悲惨な事件や自然災害など後を絶たず、加えて経済・雇用情勢の悪化により、将来に対する不安を払拭できない現状において、児童虐待防止のためには、各地域の児童委員との連携も不可欠と考えるが、どのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六 一～五に関連し、虐待の内訳である「身体的虐待」「育児放棄」について、その主な加害者が実母と聞く。このような望まない妊娠や育児ストレス、精神疾患のある母親などに対して、どのように支援していくのか、菅内閣の見解如何。

七 六に関連し、育児に対する不安、児童虐待、不登校、母子家庭などにおける親子は、その地域の中で孤立する傾向があり、その早期発見、問題解決を図つていくため、どのような対策を講じていいかとしているのか、菅内閣の見解如何。

八 一～七に関連し、通報のうち、虐待と確認した案件、また深刻化する前にどれだけ防止でき

たのか、それぞれの数を示されたい。

があると考えている。

九 今後の児童相談所の果たすべき役割、また職員の慢性的な人手不足及び児童福祉司の人員増について、どのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

では、「虐待死」の事例では「望まない妊娠」や「妊婦健診未受診」等の場合が多いとされており、政府としては、これらの児童虐待のリスク要因を持つ家庭への対応が必要であると分析している。

十 児童虐待防止に対して、国として平成二十四年度予算ではどのように財源を確保し、反映しているとしているのか、菅内閣の具体的かつ明確な見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第三六八号
平成二十三年八月十二日
内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員木村太郎君提出児童虐待防止対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員木村太郎君提出児童虐待防止対策に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十二年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は、宮城県及び福島県並びに仙台市の件数を除いて集計した速報値で五万五千百五十二件となつており、前年度の件数よりも一万九百四十一件増加したが、この背景には、広報啓発活動等により住民や関係機関の職員の意識が高まり、児童虐待に係る通告の件数が増加したことがあるものと考えられる。ま

算ではどのように財源を確保し反映していくのか、菅内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第三六九号

平成二十三年八月十二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出食育の重要性と栄養教諭の使命に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出食育の重要性と栄養教諭の使命に関する質問に対する答弁

について

衆議院議員木村太郎君提出食育の重要性と栄養教諭の使命に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二、三、六及び七について

文部科学省においては、都道府県教育委員会等に対し、栄養教諭の重要性等について様々な機会を通じて周知してきたほか、現職の学校栄養職員が栄養教諭の免許状を取得できるようにするための講習会の開催、栄養教諭が中核となり家庭や地域と連携して学校における食育を推

進する取組及び栄養教諭を支援する食育支援者としての退職した栄養教諭等の派遣を支援して

いるところであり、今後とも、地方公共団体における栄養教諭の配置の促進等を支援するとともに、必要な財源の確保に努めてまいりたい。

四について
お尋ねの市町村費負担の学校栄養職員の任用替えについては、栄養教諭制度に対する市町村

教育委員会のより一層の理解を得ることが課題と認識しており、今後とも、栄養教諭の重要性等や学校栄養職員の栄養教諭への任用替えの事例を市町村教育委員会に周知すること等により、各地方公共団体の取組を促してまいりたい。

五について
韓国への入国は単なる視察目的であり、かつ合法的な手続を踏んでいるにもかかわらず、わが国の国会議員に対してもこのような措置が取られたことは、誠に遺憾である。三人の議員には韓国側から入国拒否の法的根拠の十分な説明がないままになつていて、今後も外交ルートを通じて韓国側の説明を求めなければならない。

さらにこの状況の中で、韓国の閣僚が立て続けに竹島を訪問するとともに、竹島でのヘリポート改修、宿泊所の改修、近海での海洋科学基地の建設等が進んでおり、また、今月中に竹島で韓国の国会の特別委員会を開催するとの報道もあり、韓国の不法占拠を強化する行動が引き続き、それらの関係者の理解を求めることが実施されることが望ましいと考えております。により、学校給食の普及と健全な発達が図られるよう努めてまいりたい。

二、三、六及び七について

文部科学省においては、都道府県教育委員会等に対し、栄養教諭の重要性等について様々な機会を通じて周知してきたほか、現職の学校栄養職員が栄養教諭の免許状を取得できるようにするための講習会の開催、栄養教諭が中核となり家庭や地域と連携して学校における食育を推

わが国の国会議員が韓国において入国を拒否された事案に関する質問主意書

否された事案に関する質問主意書

八月一日に自由民主党の新藤義孝衆議院議員、

稲田朋美衆議院議員、佐藤正久参議院議員が、韓

国の鬱陵島等を視察するために同国へ出発した

が、ソウルの金浦空港において、韓国側より韓国出入国法に基づき入国を認められない旨を通知された。

韓国への入国は単なる視察目的であり、かつ合法的な手続を踏んでいるにもかかわらず、わが国の国会議員に対してもこのような措置が取られたことは、誠に遺憾である。三人の議員には韓国側から入国拒否の法的根拠の十分な説明がないままになつていて、今後も外交ルートを通じて韓国側の説明を求めなければならない。

内閣衆質一七七第三七〇号
平成二十三年八月十二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員小野寺五典君提出わが国の国会議員が韓国において入国を拒否された事案に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員小野寺五典君提出わが国の国会

議員が韓国において入国を拒否された事案

に関する質問に対する答弁書

御指摘の我が国の国会議員の大韓民国訪問

は、単なる視察目的で通常の適正な手続を経て行なうことの意図していたものであり、当該訪問

に対する大韓民国側の措置は日韓間の友好協力

関係に鑑み極めて遺憾である。政府としては、

これまで大韓民国政府に対し、累次にわたり

竹島問題に関し厳重な抗議を重ねてきたところ

であり、引き続き、竹島問題の平和的な解決を

図るため、粘り強い外交努力を行っていく考えである。

いてどう考えるか。また、日韓団書協定に基づく韓国側への、団書引き渡しに対する影響についてどう考えるか。現在引き渡しの延期も含め何らかの対応を検討しているか。

右質問する。

内閣衆質一七七第三六九号

平成二十三年八月十二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出食育の重要性と栄養教諭の使命に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出食育の重要性と栄養教諭の使命に関する質問に対する答弁

について

衆議院議員木村太郎君提出食育の重要性と栄養教諭の使命に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二、三、六及び七について

文部科学省においては、都道府県教育委員会等に対し、栄養教諭の重要性等について様々な機会を通じて周知してきたほか、現職の学校栄養職員が栄養教諭の免許状を取得できるようにするための講習会の開催、栄養教諭が中核となり家庭や地域と連携して学校における食育を推

進する取組及び栄養教諭を支援する食育支援者としての退職した栄養教諭等の派遣を支援して

いるところであり、今後とも、地方公共団体における栄養教諭の配置の促進等を支援するとともに、必要な財源の確保に努めてまいりたい。

四について
お尋ねの市町村費負担の学校栄養職員の任用替えについては、栄養教諭制度に対する市町村

教育委員会のより一層の理解を得ることが課題と認識しており、今後とも、栄養教諭の重要性等や学校栄養職員の栄養教諭への任用替えの事例を市町村教育委員会に周知すること等により、各地方公共団体の取組を促してまいりたい。

五について
韓国への入国は単なる視察目的であり、かつ合法的な手続を踏んでいるにもかかわらず、わが国の国会議員に対してもこのような措置が取られたことは、誠に遺憾である。三人の議員には韓国側から入国拒否の法的根拠の十分な説明がないままになつていて、今後も外交ルートを通じて韓国側の説明を求めなければならない。

二、三、六及び七について

文部科学省においては、都道府県教育委員会等に対し、栄養教諭の重要性等について様々な機会を通じて周知してきたほか、現職の学校栄養職員が栄養教諭の免許状を取得できるようにするための講習会の開催、栄養教諭が中核となり家庭や地域と連携して学校における食育を推

わが国の国会議員が韓国において入国を拒否された事案に関する質問主意書

否された事案に関する質問主意書

八月一日に自由民主党の新藤義孝衆議院議員、

稲田朋美衆議院議員、佐藤正久参議院議員が、韓

国の鬱陵島等を視察するために同国へ出発した

が、ソウルの金浦空港において、韓国側より韓国出入国法に基づき入国を認められない旨を通知された。

韓国への入国は単なる視察目的であり、かつ合法的な手続を踏んでいるにもかかわらず、わが国の国会議員に対してもこのような措置が取られたことは、誠に遺憾である。三人の議員には韓国側から入国拒否の法的根拠の十分な説明がないままになつていて、今後も外交ルートを通じて韓国側の説明を求めなければならない。

内閣衆質一七七第三七〇号
平成二十三年八月十二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員小野寺五典君提出わが国の国会議員が韓国において入国を拒否された事案に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員小野寺五典君提出わが国の国会

議員が韓国において入国を拒否された事案

に関する質問に対する答弁書

御指摘の我が国の国会議員の大韓民国訪問

は、単なる視察目的で通常の適正な手続を経て行なうことの意図していたものであり、当該訪問

に対する大韓民国側の措置は日韓間の友好協力

関係に鑑み極めて遺憾である。政府としては、

これまで大韓民国政府に対し、累次にわたり

竹島問題に関し厳重な抗議を重ねてきたところ

であり、引き続き、竹島問題の平和的な解決を

図るため、粘り強い外交努力を行っていく考えである。

また、図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定(平成二十三年条約第六号)第一条の規定により、政府としては、同協定の附属書に掲げる図書を、同協定の効力発生後六か月以内に大韓民国政府に引き渡す必要がある。

平成二十三年八月三日提出
質問 第三七一号

我が國固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行つたことに対する政府の対応に

関する再質問主意書

提出者 浅野 貴博

我が國固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行つたことに対する政府の対応に

関する再質問主意書

本年六月十六日、韓国の大韓航空機が我が國固有の領土である竹島の上空で示威飛行を行つた。

右に対し、政府、外務省は、七月十八日より一ヶ月の間、公務で大韓航空の飛行機を利用しない旨の通達(以下、「通達」という。)を踏と「前回答弁書」(内閣衆質一七七第三四七号)を踏まえ、再質問する。

一 「通達」は外務省職員に対してのみ適用されている。その対象外となつてゐる他府省庁の職員が、大韓航空機を利用した事例はあるかとの問い合わせに對し、「前回答弁書」では「外務省以外の府省庁の職員については、本件措置の対象ではないことから、『通達』に反する形で大韓航空機

を利用した事例」はないと考える。」との答弁がなされている。右は、当方の質問主意書を受けたから政府としてそのような事例がないか調査をした上ででの答弁であるのか。

二 外務省以外の他府省庁の職員が、七月十八日から現時点まで、公務で大韓航空の飛行機を利用した事例はないか。改めて質問する。

三 「前回答弁書」では「竹島問題に係る対応については、外務省が中心となつて行つてきており、今回の大韓航空機への搭乗を自粛する措置についても、外務省において行うこととしたものである。現時点では、他の府省庁において大韓航空機への搭乗を自粛する措置を行つことは想定していない。」との答弁がなされている。竹島問題は外務省が「義務的に対応すべき問題ではない」との答弁がなされている。しかし、本年七月二十七日の衆議院外務委員会で松本剛明外務大臣は「必要な措置についてはしつかり政府内で統一をして行いたいと思います。」と述べているように、日本国全体として確固たる意志を示す上で、同省職員だけではなく、全政府職員が大韓航空機の利用を自粛するという、統一した対応をとるべきではないのか。外務省職員のみを対象とするのではなく、

内閣衆質一七七第三七一号
平成二十三年八月十二日
衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 普 直人
衆議院議員浅野貴博君提出我が國固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行つたことに対する政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出我が國固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行つたことに対する政府の対応に関する再質問

質問に対する答弁書

一 及び二について
先の答弁書(平成二十三年八月二日内閣衆質一七七第三四七号)一及び二についてでお答えしたとおり、外務省は、平成二十三年七月十八日から一か月間、外務省職員による公務のための大韓航空機の搭乗を自粛する措置を行つておらず、外務省以外の府省庁の職員については、本件措置の対象に含まれていないため、大韓航空機に搭乗した事實を網羅的に把握しておらず、また、その必要があるとは認識していない。

本年七月一日提出、「東北自動車道無料化開始による混乱に関する質問主意書」(質問第二八九号)で、国として明確な制度設計をせず、ただでさえ疲弊している被災地に丸投げをした単なる思い付きの無料化は無用の混乱を生じるとの警鐘を鳴らしたが、答弁書においては、相変わらず誠意の一片もないものであった。

先月二十八日、東日本高速道路会社が明らかにしたところによると、東日本大震災による被災者を対象に無料化している東北の高速道路について、当初五パーセントと見込んでいた一般車の無料料金が、約六十パーセントとなり、市町村による被災・罹災証明書の発行が予想を大幅に上回った。また報道によると、先月の三連休中日の十七日には、東北自動車道の仙台南インターチェンジの料金所を起点に三・七キロの渋滞が起き、六月二十日、無料化開始以降において、岩手、宮城、福島三県の高速道路の通行量は一割増え、以前はET

り、現時点では、他の府省庁において大韓航空機の搭乗を自粛する措置を行うことは考えていない。

平成二十三年八月四日提出
質問 第三七二号

東北自動車道無料化の制度設計に関する質問主意書
提出者 木村 太郎

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出我が國固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行つたことに対する政府の対応に関する再質問

質問に対する答弁書

東北自動車道無料化の制度設計に関する質問主意書
提出者 木村 太郎

官 報 (号 外)

レーン利用八割だったが、一般レーン七割と逆転したという。これにより料金所通過に一時間以上かかる場合もあり、トラック運転者や高速バス利用者から不満の声が上がっている。

予想通りの展開に多くの人が揶揄嘲笑しているが、高速道路料金の割引制度の見直しなどの扱いは、本来震災対策の財源を緊急に確保するためのものであつた筈にも拘らず、一旦退いたものを再度持ち出してばら撒こうとする政権与党民主党政権の体質は、依然大衆迎合主義そのものということであり、猛省を促すものである。この時局においては、被災地の復旧・復興を最優先し、新たな町づくりや雇用創出、また農林水産業の再生など待つたなしの緊急課題に取り組むべきで、復興が本格化すると財政はさらに逼迫することは必至と考える。

従つて、次の事項について質問する。

前回の質問主意書において、被災・罹災証明書の発行に関して、被災地の各自治体から国に対し不満が相次ぎ、即刻国が責任を持つて統一した基準を示すべきと問うたが、東日本高速道路会社が明らかにした「当初五パーセントと見込んでいた一般車の無料が、約六十パーセントとなつた」とや、「無料化開始以降においての渋滞や不満の声」を受けて、政府は自ら制度設計の過ちを認めるのか、菅内閣の見解如何。

政府は東日本大震災に対処するため、無料化額、料金の見直しによつて、二千五百億円を国

庫に納付したもの、政権公約に拘泥し、復興対策として今回東北自動車道について再び無料化を行つた。これは一旦退いたものを再度持ち出してばら撒いたことになり、誤れるも甚だしいと考えるが、どのように反省をしているのか、菅内閣の見解如何。

三一及び二に関連し、高速道路の無料化は、平成二十二年度で千億円、今年度で千二百億円の税金を財源に充てるなど多額を要し、受益者以外の赤ちゃんから老人まで負担を強いていることについてどのように捉えているのか、菅内閣の明確な見解如何。

これまで高速道路の無料化は、休日や区間において長い渋滞を発生させ、トラックやバスなど営業車輌はもとより、海運、鉄道などの経営に経済的な打撃を与え、世論調査において、多くの国民が無料化は不要とし、被災地の人でさえその実効性については疑問視している。最早東北自動車道無料化は撤回すべきと考えるが、菅内閣の見解如何。

五 一～四に関連し、この時局においては、無用の混乱を生じる事案は避け、被災地の復旧・復興を最優先し、新たな町づくりや雇用創出、また農林水産業の再生など待つたなしの緊急課題に取り組むべきであり、復興が本格化すると財政はさらに逼迫することは必至と考えるが、菅内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七七第三七二号
平成二十三年八月十二日

衆議院議員木村太郎君提出東北自動車道無料化の制度設計に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出東北自動車道無料化の制度設計に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

平成二十三年六月二十日から実施している東北地方の高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下同じ。）及び地方道路公社の管理する有料道路のいわゆる「無料化」は、東日本大震災の被災者支援及び復旧・復興支援を目的として、道路整備特別措置法（昭和三十二年法律第七号）第二十四条第一項の規定に基づき、被災者等が使用する車両について料金を徴収しないこととして実施しているところである。この措置は、多くの被災者等に利用されないと認識しているが、料金所出口で渋滞が発生するなどの課題も生じているところであります。今後の取扱いについては、地域の要望、交通状況等を十分に勘案して検討してまいりたい。

答弁書(平成二十三年七月一日内閣衆質一七七
第二七〇号)一から四までについての第三段落
でお答えしたとおりである。

五について

御指摘の新たなまちづくりや雇用創出、農林
水産業の再生などを含め、国による復興のため
の取組の全体像や復旧・復興に必要な事業の規
模、財源確保の方法については、「東日本大震
災からの復興の基本方針」(平成二十三年七月二
十九日東日本大震災復興対策本部決定)におい
て明らかにしているところである。

復旧・復興に必要な事業の規模については、
具体的には、当初五年間の「集中復興期間」の事
業規模を国・地方の公費分で少なくとも十九兆
円程度と見込んでいるところであり、その財源
については、平成二十三年度第一次補正予算等
及び第二次補正予算における財源に加え、歳出
の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務
員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及
び时限的な税制措置により十三兆円程度を確保
することとしている。

韓国政府による自由民主党議員に対する入国拒否措置についての日本政府の姿勢に関する質問主意書

本年八月一日、韓国領鬱陵島を視察するため、韓国に向かつた自由民主党議員三人が、空港において入国を拒否され、同日中に帰国した。本件に

関し枝野官房長官は「極めて遺憾であると申し入れ、入国を認めるよう再考を求めていた」と発言した。また、本年八月一日付外務省報道資料には、松本外務大臣が申駐日韓国大使に「極めて遺憾」「措置の再考」を申し入れたことが記載されている。これを踏まえ、以下、質問する。

一 今回の事態を政府はどうのように認識しているか。

二 前記の枝野官房長官による「極めて遺憾であると申し入れ、入国を認めるよう再考を求めている」との発言は、政府の統一見解であったのか。

三 前記の外務省報道発表に記載されている内容は、政府の統一見解であったのか。

四 今回の我が国の国会議員に対する、正当な理由を欠く韓国政府による入国拒否措置についての菅総理の認識を伺いたい。

五 今回の事態を踏まえ、我が国政府は韓国政府に具体的にどのように対処していくのか。

六 我が国固有の領土である竹島を不法占拠している韓国政府に対し、我が国政府は今後どのようにメッセージを発していくのか。

右質問する。

内閣衆質一七七第三七三号

平成二十三年八月十二日

本年八月一日、韓国領鬱陵島を視察するため、韓国に向かつた自由民主党議員三人が、空港において入国を拒否され、同日中に帰国した。本件に

関し枝野官房長官は「極めて遺憾であると申し入れ、入国を認めるよう再考を求めていた」と発言した。また、本年八月一日付外務省報道資料には、松本外務大臣が申駐日韓国大使に「極めて遺憾」「措置の再考」を申し入れたことが記載されている。これを踏まえ、以下、質問する。

一 今回の事態を政府はどうのように認識しているか。

二 前記の枝野官房長官による「極めて遺憾であると申し入れ、入国を認めるよう再考を求めている」との発言は、政府の統一見解であったのか。

三 前記の外務省報道発表に記載されている内容は、政府の統一見解であったのか。

四 今回の我が国の国会議員に対する、正当な理由を欠く韓国政府による入国拒否措置についての菅総理の認識を伺いたい。

五 今回の事態を踏まえ、我が国政府は韓国政府に具体的にどのように対処していくのか。

六 我が国固有の領土である竹島を不法占拠している韓国政府に対し、我が国政府は今後どのようにメッセージを発していくのか。

右質問する。

平成二十三年八月四日提出
質問第三七四号

放射性物質による土壤汚染地域における国の責任による除染の実施等に関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

衆議院議員今津寛君提出韓国政府による自由民主党議員に対する入国拒否措置についての日本政府の姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員今津寛君提出韓国政府による自由民主党議員に対する入国拒否措置についての日本政府の姿勢に関する質問に対する質問

意書

本年八月二日の衆議院東日本大震災復興特別委員会において、細野原発事故の収束及び再発防止担当大臣は、平成二十三年原発事故に起因する

東京電力福島第一原子力発電所の周辺の放射性物質による土壤汚染地帯の除染について、実施主体として誰が責任を持つのかとの問い合わせに対し、「最大の責任は国にある事は明確にしなければならない。浪江町や双葉町や飯舘村では、町内会で除染をやつてもらうような状況でない。国としてモデル事業を確立し、国が責任を持ってやる」「大規模な除染はあくまで国が主体としてやる」と答弁した。

これを踏まえて、以下、質問する。

一 「国が責任で除染を実施する」という事は、国

のどの機関が実施主体となり、平成二十三年度

第二次補正予算までに計上されたどの予算項目

を使って、実施するのか。その点を明確にしな

いと大臣答弁もただの「口約束」になりかねず、

自治体の不安を解消するため、「国の責任」の内

容を具体的に示されたい。

二 既存の予算措置では国が責任で除染を行なう

のに不十分であると見られ、今後、編成が予定

されている平成二十三年度第三次補正予算に大

規模な費用を計上する必要があると思うが見解

如何。

三 「大規模な除染はあくまで国が主体としてやる」という時に、「大規模」であるかそうでないかというのは、どのような基準で判断するのか。汚染の濃度か、面積か、避難規模か、福島

第一原発からの距離か、具体的に示されたい。

四 除染の方法について必ずしも確立した方法がない中で、周辺市町村や市民有志が専門家の知見を借りながら、除染活動にあたっているのが現実である。世界でも例を見ない大規模な放射線低減の取り組みが行なわれる事となり、その知見は原子力を利用する世界中の国々にとっても重要である事から、この際、世界中から民間企業や学術機関等の叡智を集め、「除染研究センター」を福島県に作るべきだと思うが見解如何。

五 「ここまで放射線低減が図れれば帰還できる」という目標が定まっていないと、除染のしようもない。具体的にどのレベルまで放射線(または土壤中の放射性物質含有量)が低減されば、その土地に帰還しても良いと判断される

か。その根拠は何か。

六 除染活動の一環として表土除去等を行なう事

になるが、それによって生じた放射線を帶びた

土等は極めて大量になると思われる。どこでどのように処分するのか。また、建物や道路、建築物の高压洗浄を行なつた場合、流れた水は放射線を帯びる事になる訳だが、地下水や農業用水等への流入を避けるため、どのように管理するのか。

七 細野大臣は同日の委員会で「九月には警戒区域の除染を始めたい」との趣旨の答弁をしていいる。除染活動には一定の期間がかかる事が予想され、原子力事故の収束が仮に工程表通りに進んだとしても、菅総理大臣の言つているような「年明けには周辺住民の帰宅の判断ができる」状況にはならないのではないか。警戒区域内をはじめとする周辺住民の帰宅の目処について、現下の状況を踏まえ、新たな見通しを示すべきと考えるが、「年明けには周辺住民の帰宅の判断ができる」という見通しに変わりはないのか。

八 警戒区域、計画的避難区域内の土地は、現状、適切に管理する者がおらず、時間の経過とともに荒廃しつつある。農地に背丈ほどの雑草が生い茂り、秋に雑草が枯れると自然発火等で広範囲が焼ける事態も予想され、非常に危険である。避難中の警戒区域、計画的避難区域内の土地の管理は誰が主体となるべきものと考えか。国または地方公共団体が適切な管理を所有者に代わって行なう法令上の規定は存在するか。右質問する。

内閣衆質一七七第三七四号

平成二十三年八月二二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議員柿澤未途君提出放射性物質による土壤汚染地域における国の責任による除染の実施等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柿澤未途君提出放射性物質による土壤汚染地域における国の責任による除染の実施等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの点について、平成二十三年度第二次補正予算における措置として、内閣府において

は、放射線量低減基準策定調査等委託費(約二億円)による除染に係るガイドラインの作成等

及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金(約百八十億円)による福島県原子力被災者・子ども健康基金に対する公共施設や通学路等の線量低減等の事業経費の助成を、文部科学省においては、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金等(約四十五億円)による学校の校庭における表土除去等の支援を、厚生労働省においては、社会福祉施設等災害復旧費補助金(約五億円)による児童福祉施設等の園庭における表土除去等の支援を、それぞれ行うこととしている。

また、政府としては、このような財政的支援だけでなく、除染に関する技術的支援を行うた

め、地域のニーズを踏まえた専門家の派遣等を検討している。

二について

お尋ねの点については、「東日本大震災から

の復興の基本方針」(平成二十三年七月二十九日東日本大震災復興対策本部決定。以下「復興基本方針」という。)において、「国の責任において、除染に関する考え方や手法を早期に確立するとともに、地方公共団体の協力を得つつ、現場レベルでの実証や汚染土壤等の除染、下水污泥等の適切な処理及び災害廃棄物の最終処分に必要な措置を講じる」としているところであり、政府としては、これに従つて、平成二十三年度第三次補正予算等において必要な措置を講じてまいりたい。

三について

「避難区域等の見直しに関する考え方」(平成二十三年八月九日原子力災害対策本部決定)において、「八月中を目処に除染に関する基本方針を取りまとめ、関係者の連携の下、徹底かつ継続的な除染を実施する」としているところであり、政府としては、これに従つて検討を進めてまいりたい。

四について

お尋ねの点については、復興基本方針において、「放射性物質による大気・水・土壤・森林等の汚染を除去する必要があることから、環境修復技術の早期確立等を目指す。このため、大

に国内外の叡智を結集する開かれた研究拠点を形成する」としているところであり、政府としては、これに従つて取り組んでまいりたい。

五について

原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十条第五項に基づき、内閣府原子力安全委員会が平成二十三年八月四日に示した意見においては、避難、屋内退避等の緊急時等に実施すべき放射線防護のための措置で

ある緊急防護措置の解除に当たつては、「当該区域において住民が受けた被ばく線量が、解除日以降年間二十ミリシーベルト以下となることが確実であり、年間一から二十ミリシーベルトの範囲で長期的には参考レベルとして年間一ミリシーベルトを目指して、合理的に達成可能な限り低減する努力がなされること」等の条件を満たすことが基本となると考えられるにされており、これを踏まえ、今後、原子力災害対策本部において、計画的避難区域等の見直しの考え方を取りまとめることとしている。

六について

お尋ねの点については、関係する地方自治体とも相談しつつ、政府としての対応を検討してまいりたい。

七について

現在、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故の収束に向け、同社とともに全力で取り組んでいるところであります。御指摘の「年明けには周辺住民の帰宅の判断ができる」との見

通については、現時点において変わることはない。

八について

お尋ねの「警戒区域、計画的避難区域内の土地の管理」の主体について法令上特段の定めはなく、また、土地の状況も様々であると考えられることから、一概にお答えすることは困難である。

平成二十三年八月四日提出

質問 第三七五号

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する検察審査会の議決に関する第三回質問主意書

提出者 浅野 貴博

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する検察審査会の議決に関する第三回質問主意書

昨年九月七日、尖閣諸島周辺に侵入した中国漁船が、我が国の海上保安庁巡視船に衝突する事件が起きた。右を受け、同月八日、石垣海上保安部は同漁船の詹其雄船長を公務執行妨害の容疑で逮捕したものの、同月二十四日、那覇地方検察庁の鈴木亨次席検事は、その詹船長を処分保留として釈放することを発表した。詹船長は翌二十五日午前一時半過ぎに釈放され、中国政府のチャーター機で帰国した。右につき、那覇検察審査会は本年

四月十八日、「不起訴は不当で、起訴を相当とする」との議決をした。また更に同審査会は七月二十一日、詹船長に対し、強制起訴すべきとの議決

(以下、「議決二」という。)を下している。右と前回答弁書(内閣衆質一七七第三四六号)を踏まえ、再度質問する。

一、「議決二」に関し、「前回答弁書」では「中国側からは、御指摘の『議決二』に対する中国側の立場の申入れがあつたが、これに対し日本側から、日本側の立場を伝えた。」との答弁がなされている。右の「議決二」に対する「中国側の立場」並びに「日本側の立場」とはそれぞれどのようなものか説明されたい。

二、前回質問主意書で、外務省は中国側に対し、
「議決二」を中国側に伝達する意志はあるか、あ
るのならいつそれを行う考えでいるのか、更に
同省として、実際に公判が開かれるよう、中國
側への働きかけをはじめ、今後どのような対応
をとつていく考えでいるのかと問うたところ、
「前回答弁書」では「外務省としては、仮に、御

か、及ぼすのなら、それはどのようなものか。
外務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第三七五号

平成二十三年八月十二日

内閣総理大臣 普 直人

衆議院議員 浅野貴博君

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する検察審査会の議決に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我
が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を
受けた中国漁船船長に対する検察審査

会の議決に関する第三回質問に対する答弁
書

一について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十三年八月二日内閣衆質一七七第三四六号)五について述べたとおり、御指摘の「議決二」に対する答弁がなされている。外務省として、現時点まで、右答弁にある関係当局が行う手続において協力を求められている。
た。「」との答弁がなされている。外務省として、現時点まで、右答弁にある関係当局が行う手続において協力を求められている。

お尋ねについては、個別の刑事事件の処理に

関わる事柄であり、お答えすることは差し控えたい。

四について

御指摘の中国漁船衝突事件については、御指
摘の「議決二」に基づき、関係当局において必要
な手続が取られるものと承知しているが、いざ
にせよ、中国との関係では、大局的観点から
戦略的互恵関係を深めていく考え方である。

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領し
た。衆議院議員渡辺喜美君提出「賠償機構法案」に
する文書について」に関する質問に対する答弁
書

衆議院議員木村太郎君提出豪雨における避難勧
告に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出「地域の自主性及び
自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律案」に関する質問
に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出学校給食における國
產水産物の活用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出我が国の資金循環の
現状を踏まえた「社会保障・税一体改革成案」の
遂行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員北村誠吾君提出東京電力福島第一原
子力発電所の事故処理に関する質問に対する答
弁書

衆議院議員浅野貴博君提出北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応並びにロシア側への働きかけに関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出外務省歐州局ロシア課に新設された「日露経済室」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出国民の財産たる過疎地域の支援に関する質問に対する答弁書

い、使い方等について、何故、経済産業省の政務官が回答するのか。

当該内閣官房の担当室等の政府の職員から、

党の議員と本年六月下旬以降話をしたことはあ

るのか。誰が誰といつどこで会ったのかについ

て答弁し、及びそのやりとりの詳細を説明されたい。

(四) 当該文書を作成の過程、作成後のいざれ

かにおいて経済産業省に渡した又はその文

書の内容について少しでも知らせた事実は

あるか。

二 閨議決定された法案に対し、法案修正のボイントを記した文書を作成して国会議員に渡すこと

とを菅内閣においては認めているのか。

三 「与党の求めに応じて、政府の考え方を説明

するため内閣官房の担当室において作成した文書」とのことだが、与党議員から、具体的に

どういう依頼を受けたのか、詳細に答弁されたい。

四 内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官は、当該与党の依頼、当該与党の求めを踏まえて作成した当該文書の提出について、了解していましたのか。

一 当該文書においては、「八月一日の参・復興特別委員会においてみんなの党松田議員が配布した文書について」に関し、以下質問する。

五 職員が、政府の閣議決定した法案について、修正を与党議員に提案することは、職務にあた

るのかについて、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官らが知っていた場合、知ら

なかつた場合のそれぞれの場合について答弁されたい。

六 原子力損害賠償支援機構法案に関して、経済省の職員または内閣官房の担当室の室員が自民

党の議員と本年六月下旬以降話をしたことはあ

るのか。誰が誰といつどこで会ったのかについ

て答弁し、及びそのやりとりの詳細を説明されたい。

(三) 当該文書を野党の国会議員に渡した事実はあるか。

(二) 当該文書を野党の国会議員に渡した事実はあるか。

七 政府の考え方を説明するために作成された当該文書において、

(二) 「東京電力に対する支援について勘定区分を設ける場合、会計上、東京電力への支

援と認められず、債務超過と認定される」とされているが、政府として、原子力損害

賠償支援機構法案の枠組みがなければ現時

点において東京電力が債務超過になると認識しているのか。

(一) 「機構法案では、・・・会計上、債務超

過とならない仕組みとなっている」とされ

ているが、原子力損害賠償支援機構法案に

おいては、東京電力が債務超過とならない

ような仕組みとしたということなのか。

八 当該文書で示された法案の修正ポイントと同

法案の修正点がほぼ一致しているのは偶然の一

致なのか。

右質問する。

内閣衆質一七七第三七六号

平成二十三年八月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 橋路 孝弘殿

衆議院議員渡辺喜美君提出「賠償機構法案に関する文書について」に関する質問に対し、別紙

答弁書を送付する。

衆議院議員渡辺喜美君提出「賠償機構法案に関する文書について」に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

(号外)

一の(一)及び(二)について

御指摘の文書は、原子力損害賠償支援機構法案(以下「法案」という。)に関する与野党の修正協議が本格化する前に、これに先立つて、与党において法案の修正協議を担当していた国会議員(以下「担当与党議員」という。)からの求めに応じて、政府の考え方を担当与党議員に対しても説明するため、内閣官房の担当室(以下「担当室」という。)において作成し、担当与党議員に手交しているが、野党において法案の修正協議を担当していた国会議員に対しても手交していない。

で、担当部局の職員が照会に対応してきていた。今般の事例においても、修正協議の状況について、法案を担当し、担当室の事務を所掌する海江田原子力経済被害担当大臣等に隨時相談しつつ、担当室において対応を行っていたものであり、これは担当室の職員の職務の範囲内である。なお、当該文書に示された基本的な考え方方は、海江田原子力経済被害担当大臣等が国会において答弁してきた内容に基づくものである。

六について

政府は、平成二十三年六月十四日に法案を閣議決定し、同日に国会に提出しており、以降、

賠償支援に係る勘定のみを区分して管理する場合には、会計上の扱いとして、当該機構に対し将来にわたり納付することになる負担金の全てを当該事業者が一度に債務として認識することを求められるおそれがあり、その場合、当該事業者は債務超過に陥るなど経営が立ちゆかなくなり、結果として、損害賠償や事故処理に支障を来すおそれが生じることとなると認識している。

政府としては、同法の枠組みが続く限りにおいては、東京電力株式会社が債務超過に陥ることによって損害賠償支払が滞ることが想定していない。

先月末、街が濁流にのみ込まれ、記録的な豪雨に襲われた新潟県と福島県では、最大時で四十万人余に避難指示・勧告を発令、四人が死亡、二人の行方不明者（消防庁調べ、八月一日十六時三十分現在）が出たことは誠に残念だが、平成十六年七月に死者十六人を出した「新潟・福島豪雨」に比べ範囲が広く、雨量は増えているものの、人的被害などは比較的少なく、七年前の苦い教訓が生かされ功を奏したと思われる。

東日本大震災による被災地もさることながら、国は自衛隊、警察、全国の自治体、自治体消防、消防団等との信頼関係を回復させ、有事に備える万全の態勢を整えることが益々重要と考える。

担当室から、経済産業省も含め、関係する省
の担当者に対し、当該文書を手交している。
二から五まで及び八について

法案について国会において御審議いたくた
め、衆議院及び参議院の東日本大震災復興特別
委員会等に所属する国會議員を中心に、法案の
内容及び必要性等について説明を行つてきてい
るが、具体的に誰が誰といつどこで会つたのか
等については、先方との関係もあり、お答えを
差し控えたい。

平成二十三年八月五日提出
質問 第三七七号

豪雨における避難勧告に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

従つて次の事項について質問する。
一 前回平成二十二年十一月一日時点の全国の市区町村における避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況調査結果によれば、策定済みである市区町村の割合は、五十九・五パーセントだつたが、その後の進捗状況はどのようになつてているのか示されたい。またそれについてどの

としての考え方を説明してほしいとの依頼を受け、担当室が対応したものであつて、担当室から法規の修正を行うように、担当与党議員に対して提案したものではない。

原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)の枠組みは、大規模な原子力災害が生じた際には、単独の原子力事業者のみで是巨額の損害賠償等に対応しきれないとの現実を踏まえ、全ての原子力事業者による相互扶助を基本的な考え方とするものである。

仮に、相互扶助の考え方に基づかず、原子力損害賠償支援機構において、一原子力事業者の

避難勧告などの判断基準に関する質問主意書」(質問第八三号)を提出し、自公政権時の平成十七年から市区町村に對して求めていた水害発生時における避難勧告などの具体的な基準が、着実に進んでいるとは言い難く、その主たる原因是、現政権の地方に厳しく、自分に甘い姿勢が、全国の自治体との信頼及び協力関係を希薄にしてしまったのではないかと質してきた。

二二一に関連し、前回調査時点で策定中の市區町村について、その進捗状況はどのようになつてゐるのか、また、未だ策定がなされていない市區町村に、国として今後どのように支援していくのか、菅内閣の見解如何。

等における整備の直近での進捗状況は全国でどのようにになっているのか、具体的に示されたい。

四 一～三に関連し、このような実態を踏まえ、

全国の自治体において、避難勧告基準の策定百パーントを達成し、万全の態勢が整っている

ように対するために、今後国としてどう対応していくのか、菅内閣の見解如何。

五 四に関連し、避難勧告基準がほぼ策定完了となりうる具体的な年次を予め定め、国として自治体に対しての通知、だけに留まらず、財政面をはじめとする一層の支援をすべきではないかと考えるが、菅内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第三七七号
平成二十三年八月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出豪雨における避難勧告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出豪雨における避難勧告に関する質問に対する答弁書

一及び二について

水害発生時における避難勧告等に係る具体的な発令基準（以下「水害発生時の発令基準」といいう。）の策定状況については、今後、平成二十三

年十一月一日時点の状況を調査する予定であり、現時点において、平成二十二年十一月一日後の状況は把握していない。

なお、平成二十二年十一月一日時点の全国の市區町村における避難勧告等に係る具体的な発

令基準の策定状況調査においては、水害発生時の発令基準を策定中であると回答した五百五十

三市区町村のうち、三百十一市区町村が平成二十三年七月までに策定する予定であると回答している。

政府としては、これまで、毎年の出水期の前に中央防災会議会長（内閣総理大臣）から都道府県防災会議会長に通知するなどにより市区町

村における水害発生時の発令基準の策定を促すとともに、先進事例に係る情報提供等を行うことにより市区町村における水害発生時の発令基

準の策定を支援してきたところであり、引き続

き、未策定の市区町村において速やかに策定されれるよう、情報提供の充実等に努めてまいりた

い。

三について

避難勧告等の情報伝達手段の一つである市町村防災行政無線（同報系）の整備状況について

は、平成二十二年三月末時点の整備率は七十六・一パーセントであり、現在、平成二十三年三月末時点の整備率について調査中である。な

お、政府として把握している限りでは、東日本

災行政無線（同報系）に被害を受けており、平成

二十三年度第一次補正予算において、その復旧に要する経費を消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金として計上している。

四 及び五について

一及び二についてでお答えしたとおり、政府としては、引き続き、未策定の市区町村において速やかに水害発生時の発令基準が策定されるよう、情報提供の充実等に努めてまいりたい。

二 活動火山対策特別措置法第四条第五号において、避難施設緊急整備計画に定める内容について、「その他政令で定める事項」という規定を削ることとなるが、その具体的な内容を伺う。

三 地震防災対策特別措置法第三条第一項第二十号において、地震防災緊急事業五箇年計画に定める事項について、「地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの」という規定を削ることとなるが、その具体的な内容を伺う。

四 大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法において、地方防災会議等の「地域防災計画」及び石油コンビナート等防災本部等の「石油コンビナート等防災計画」に定めるべき事項の多くを努力義務に緩和することとなるが、その具体的な内容を伺う。

五 医療法第十八条において、医師が常時三人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くことを

直しは多岐にわたるため、確認の意味で、改正内容について以下二十三項目にわたり質問する。

一 災害対策基本法第六十八条の二第一項において、市町村長が都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請をするよう求めた場合に、その旨及び災害状況を「防衛大臣又はその指定する者」に通知できることとされるが、「その指定する者」として想定している者を具体的に伺う。

二 活動火山対策特別措置法第四条第五号において、避難施設緊急整備計画に定める内容について、「その他政令で定める事項」という規定を削ることとなるが、その具体的な内容を伺う。

三 地震防災対策特別措置法第三条第一項第二十号において、地震防災緊急事業五箇年計画に定める事項について、「地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの」という規定を削ることとなるが、その具体的な内容を伺う。

四 大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法において、地方防災会議等の「地域防災計画」及び石油コンビナート等防災本部等の「石油コンビナート等防災計画」に定めるべき事項の多くを努力義務に緩和することとなるが、その具体的な内容を伺う。

五 医療法第十八条において、医師が常時三人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くことを

義務付けていたものを、厚生労働省令で定める基準に従う条例に委任することとなるが、これまで「三人以上」と法律に明記していた理由及び今後の省令における取り扱いの方針を伺う。

六 医療法第二十二条の改正により、病院及び療養病床を有する診療所に置く看護師の員数を省令事項から条例事項に弾力化する理由を伺う。なお、医師及び歯科医師の員数については、省令事項のままである。

七 生活保護法第二十九条の改正により、保護施設の基準のうち、第二項第一号から第四号に掲げるものを除く「その他の事項」を全国一律から都道府県の「参酌すべき基準」に弾力化する理由及び具体的な内容を伺う。

八 社会福祉法第七十三条の削除により、社会福祉事業を目的とする寄付金募集に係る厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を廃止する理由を伺う。

九 水道法第十九条の改正により、水道技術管理者の資格の基準を、全国一律の政令事項から自治体が政令を参照して条例で定める事項に弾力化する理由を伺う。

十 母子及び寡婦福祉法第十二条において、都道府県等が「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を策定又は変更する際に「母子福祉団体その他の関係者」の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている規定の改正により、「母子福祉団体」に対象を絞る理由を伺う。

十一 母子保健法第十九条第一項の改正により、未熟児の訪問指導業務が、保健所設置市から市町村に拡大移譲されるが、小規模自治体においても問題なく対応できるのか、確認する。

十二 農地法第三条の改正により、当該市町村の住民でない者が当該市町村の農地又は採草放牧地の権利を取得する場合等の許可権限を都道府県知事から市町村農業委員会に移譲する理由を伺う。

十三 ガス事業法第五十二条、電気用品安全法第五十五条の二、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第九十四条の二及び消費生活用製品安全法第五十五条において、政令の定めるところにより経済産業大臣又は消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事に移譲していたが、今回の改正で市長も権限の移譲対象となる。については、市長に対する経済産業大臣又は消費者庁長官の権限の具体的な移譲内容を伺う。

十四 中小売商業振興法第十五条において、政令の定めるところにより経済産業大臣、主務大臣及び所管大臣の権限の一部を都道府県知事に移譲していたが、今回の改正で市長も権限の移譲対象となる。については、市長に対する経済産業大臣、主務大臣及び所管大臣の権限の具体的な移譲内容を伺う。

十五 道路法第十七条第三項の改正により、町村が域内の都道府県道の管理を行うことができることとする理由を伺う。

十六 道路法第三十条第二項の削除により、橋そ の他政令で定める主要な工作物の新設又は改築に当たっての構造計算又は試験による安全性の確認の義務付けを外す理由を伺う。

十七 道路整備特別措置法第十八条第二項において、地方公共団体が有料道路の新設又は改築を行った際に、予め議会の議決を経ることとされたいたが、この規定を削除する理由を伺う。

十八 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第六条第二項、都市緑地法第七条第一項及び生産緑地法第六条第一項の改正により、地方公共団体が特別保存地区、緑地保全地域及び生産緑地地区を明示する方法について、標識の設置に加え、「その他の適切な方法」を規定するが、想定する方法を具体的に伺う。

十九 地方住宅供給公社法第四条第三項及び地方道路公社法第四条第三項の削除により、地方公共団体が地方住宅供給公社又は地方道路公社に出资しようとする場合の総務大臣への協議を不要とする理由を伺う。

二十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第十二条の改正により、特定土地区画整理事業を施行する区域について、「面積が〇・五ヘクタール以上」という規制を外す理由を伺う。

二十一 都市再生特別措置法第四十一条第二項の新設により、計画提案を踏まえた都市計画の決定等に際し、計画決定権者は、「やむを得ない理由」があるときは、同条第一項に定める処理期間を延長することが可能とされるが、具体的にどのような場合を想定しているのか、伺う。

二十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条第三項の改正により、技術管理者の資格の基準を、全国一律の省令事項から自治体が省令を参照して条例で定める事項に弾力化する理由を伺う。

二十三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条第十四項及び第三十四条第七項の規定の新設により、指定猟法禁止区域及び休猟区の標識の寸法を、環境省令で定める基準を参照する条例事項に弾力化する理由を伺う。

二十四 総務省令提出の問題として、内閣衆質一七七第三七八号 平成二十三年八月十五日 内閣総理大臣 菅直人 衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」に関する質問に対する答弁書
一について
第百七十七回国会提出の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関

係法律の整備に関する法律案(以下「第二次一括法案」という。)による改正後の災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十八条の二第一項に規定する「その指定する者」には、方面総監、師団長、旅団長、駐屯地司令の職にある部隊等の長、自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、護衛隊群司令、航空群司令、地方総監、基地隊司令、航空隊司令(航空群司令部、教育航空群司令部及び地方総監部の所在地に所在する航空隊の長を除く)、教育航空集団司令官、教育航空群司令、練習艦隊司令官、掃海隊群司令、海上自衛隊補給本部長、航空總隊司令官、航空支援集団司令官、航空方面隊司令官、航空混成団司令及び基地司令の職にある部隊等の長(航空方面隊司令部又は航空混成団司令部の所在する基地の基地司令の職にある部隊等の長を除く。)を想定している。ただし、大規模震災が発生した場合にあつては、方面総監、自衛艦隊司令官、地方総監及び航空總隊司令官を想定している。

二及び三について

活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第四条第五号及び地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)第三条第一項第二十号の政令は、いずれも定められていない。

四について

第二次一括法案による改正後の大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第

六条第二項の規定により災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画(以下単に「地域防災計画」という。)又は石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十二条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画(以下単に「石油コンビナート等防災計画」という。)において定めるよう努めなければならぬ事項は、避難地、避難路、消防用施設その他当該大規模な地震に關し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に關する事項、当該大規模な地震に關する防災訓練に關する事項並びに当該大規模な地震に關する地震防災上必要な教育及び広報に關する事項である。

第二次一括法案による改正後の東南海・南海地震に關する地震防災対策の推進に關する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)第六条第二項の規定により地域防災計画又は石油コンビナート等防災計画において定めるよう努めなければならぬ事項は、避難地、避難路、消防用施設など防災訓練に關する事項並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に關する防災訓練に關する事項並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に關する地震防災上必要な教育及び広報に關する事項である。

五について

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十八条において、医師が常時三人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くことを義務付けているのは、診療所のうち患者数が多く投薬機会の多いものについて、より手厚い体制の下で薬剤の保管及び調剤をすること等が必要であることにによるものである。

また、お尋ねの方針については、地域において適切な医療の提供が確保される基準となるよう、検討を行うこととしている。

六について

地方分権改革推進委員会第三次勧告(平成二十一年十月七日)においては、准看護師等の員数の標準について、廃止又は条例に委任することが求められており、病院及び療養病床を有する診療所に置く看護師の員数の標準について、

七号)第六条第二項の規定により地域防災計画又は石油コンビナート等防災計画において定められるよう努めなければならない事項は、避難地、避難路、消防用施設その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に關し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に關する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に關する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に關する防災訓練に關する事項並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に關する地震防災上必要な教育及び広報に關する事項である。

七について

第二次一括法案による改正後の生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第三十九条第二項に規定する「その他の事項」としては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に關する最低基準(昭和四十一年厚生省令第十八号)第十三条に規定する給食に関する基準、同令第十四条に規定する健康管理に関する基準等が挙げられるが、これらの事項については、都道府県が地域の実情に応じてその基準を設定する方が、より適切なサービスが提供されるものであると考えられるため、厚生労働省令で定める基準を参照すべき基準としたものである。

八について

社会福祉事業の經營に必要な資金を得るために寄附金募集については、地方分権改革推進委員会第三次勧告も踏まえ、近年の当該寄附金募集の実態を考慮して、許可を要しないこととしたものである。

九について

水道技術管理者の資格の基準については、地方公共団体において水道の管理における技術上

の業務を行うための知見が蓄積されてきていること等に鑑み、地方分権改革推進委員会第三次勧告を踏まえ、水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)第六条で定める資格要件を基準を条例で定めることにより、それぞれの地方政府において最適な体制で水道サービスを提供することができると考えられることから、地方公共団体の条例で定めることとしたものである。

十について

母子及び寡婦福祉法(昭和二十九年法律第二百二十九号)第十二条に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定又は変更の際の意見聴取の対象については、地方分権改革推進委員会第三次勧告において、計画等の策定の際の意見聴取等の義務付けを具体的に範囲が特定された利害関係者を明示的に相手方とする場合等に限つて許容することとされたことから、現在同条において具体的に範囲が特定され、かつ、相手方として明示されている母子福祉団体に限ることとしたものである。

十一について

母子保健法(昭和四十年法律第二百四十一号)に基づき地方公共団体が行うこととされている母子保健に関する行政事務及びサービスの多くが、現在市町村で実施されており、同法第十九条第一項の規定による未熟児の訪問指導についても、それらと一体的に実施することが効果的

であると考えられることから、市町村に権限を委譲することが適当であると考えたものであり、当該事業が市町村に権限委譲された場合にも、これが円滑に実施されるよう必要に応じて支援してまいりたい。

十二について

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第一項の規定に基づき、住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合は都道府県知事の許可に係らしめているところであるが、「地域主権戦略大綱」(平成二十二年六月二十二日閣議決定)において示されている「住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようになりすることが必要不可欠である」との考え方の下、当該許可に関する事務については市町村の農業委員会において処理することが可能であると判断したことから、都道府県知事から市町村の農業委員会へ許可権限の移譲を行うこととしたものである。

十三について

第二次一括法案による改正後のガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)においては、同法第四十六条第一項の規定による報告の徴収、同法第四十七条第一項の規定による立入検査及び同法第四十七条の二第一項の規定によるガス用品の提出命令であつてガス用品の販売の事業

を行う者は、その事業場の所在地を管轄する市長が行うこととするのを検討している。

第二次一括法案による改正後の電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)においては、同法第四十五条第一項の規定による報告の徴収、同法第四十六条第一項の規定による立入検査等及び同法第四十六条の二第一項の規定による電気用品の提出命令であつて電気用品の販売の事業(自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。)を行う者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する市長が行うこととするのを検討している。

十四について

第二次一括法案による改正後の中小売商業振興法(昭和四十八年法律第二百一号)においては、同法第四条第一項の規定による商店街整備計画の認定、同条第二項の規定による地を管轄する市長が行うこととするのを検討している。

十五について

第二次一括法案による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第二百四十九号)においては、同法第八十二条第一項の規定による報告の徴収、同法第八十三条第一項の規定による立入検査等及び同法第八十三条の二第一項の規定による液化石油ガス器具等の提出命令であつて液化石油ガス器具等の販売の事業を行つ者に関するものは、当該事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行つ場所を管轄する市長が行うこととするのを検討している。

十六について

第二次一括法案による改正後の道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十七条第三項の規定については、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるように対する観点から、町村が当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができるることとしたものである。

十七について

第二次一括法案による改正後の消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)においては、同法第四十条第一項の規定による報告の

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出学校給食における国産水産物の活用に関する質問に対する答弁書

一について

学校が所在する地域の水産物を含めた産物（以下「地場産物」という。）を学校給食に活用することは、地域の食文化、食に係る産業及び自然環境の恵沢に対する児童生徒の理解の増進を図る上で重要な役割を有すると考えている。

二について

学校給食で活用する食材については、あらかじめ決まった量を決まった時期に納入できることが期待されるが、地場産物については、例えば、種類や出荷時期が限られていること、天候等によつては出荷できない場合があることなど、安定供給に関する課題があると認識している。

三について

農林水産省においては、富山県新湊漁業協同組合が、郷土の特産品をよく知つてもらうことを目的として、地元小学校を対象にベニズワイガニを一人一匹ずつ学校給食に提供している事例等を把握している。

四について

文部科学省においては、高知県南国市において、児童生徒が農業体験で指導や協力を受けた地域の生産者を招いた交流給食会の開催を通じ

て、児童生徒に生産者への感謝の気持ちが芽生えた事例や、熊本県鹿北町において、地元の農産物直売所が学校と生産者との間に入つて発注や出荷の調整を行うことにより、年間を通じて必要な地場産物を学校に安定して納入できる仕組みが確立できた事例等を把握している。

は、「政府は日本銀行と一体となつてデフレ脱却と経済活性化に向けた取組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として」改革を実施することとされており、我が国の資金循環の現状を踏まえた政策遂行が不可欠と考える。ついては、以下八項目にわたり質問する。

一 直近の我が国の家計の金融資産、国及び地方の負債、国内銀行の法人向け貸出金及び保有公債の残高をそれぞれ伺う。

二 直近の我が国の国内銀行の預貸率及び前年度比を、都市銀行、地方銀行、その他の三区分で伺う。

三 預貸率が低下傾向にあることについて、内閣として中長期的な経済成長を実現していく上の見解を伺う。

四 日本銀行においては、昨年来、「成長基盤強化を支援するための資金供給」に取り組んでいるところだが、その成果について内閣の把握されているところを伺う。

五 改革成案では、「資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点」を掲げている。

改革成案の観点に賛成するものであるが、内閣において、資産再分配機能の回復が必要と認識する理由を確認する。

六 改革成案では、「高齢者が保有する資産の現

活用の具体策を伺う。

七 五及び六の観点を確実に実現するためには、資産課税や金融証券税制を強化する取組みが必要ではないかと考えるが、内閣の見解及び具体的な取組みを伺う。

八 改革成案には、国際的に比較しても突出している我が国の「家計／金融機関／一般政府」の資金循環の流れを縮小していく考えは含まれていないのか、また、このような問題意識に対する内閣の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質一七七第三八〇号

平成二十三年八月十五日

内閣総理大臣菅直人

衆議院議長横路孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出我が国の資金循環の現状を踏まえた「社会保障・税一体改革成案」の遂行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出我が国の資金循環の現状を踏まえた「社会保障・税一体改革成案」の遂行に関する質問に対する答弁書

一について

日本銀行の「資金循環統計」によると、平成二十三年三月末時点の家計の金融資産残高は、約

千四百七十六兆円である。財務省の「財政関係基礎データ」によると、同月末時点の国及び地方の長期債務残高(実績見込み)は、約八百六十兆円である。日本銀行の「預金・貸出関連統計」によると、同年六月末時点の国内銀行の法人向け貸出金残高は、約二百六十五兆円である。日本銀行の民間金融機関の資産・負債統計によると、同月末時点の国内銀行の保有公債(国債及び地方債)の残高は、約百六十七兆円である。

二について
日本銀行の「民間金融機関の資産・負債統計」によると、平成二十三年六月末時点の国内銀行の預貸率(預金残高に対する貸出金残高の割合)をいう。以下同じ)は、都市銀行は六十六・〇パーセント(前年同月末比三・四パーセントポイント低下)、地方銀行は七十二・六パーセント(前年同月末比一・一パーセントポイント低下)、その他は七八・一パーセント(前年同月末比一・三パーセントポイント低下)である。

三について

政府としては、預貸率が低下傾向にあることについても考慮しつつ、「新成長戦略」(平成二十二年六月十八日閣議決定)、「日本再生のための戦略に向けて」(平成二十三年八月五日閣議決定等に掲げる施策を実行していくことにより、我が国経済及び企業の成長を促すとともに、資金循環面から成長が制約されることのな

千四百七十六兆円である。財務省の「財政関係基礎データ」によると、同月末時点の国及び地

四について
いよう最大限の努力を行うこととしている。

日本銀行は、平成二十二年六月十五日の政策委員会・金融政策決定会合において、成長基盤強化に向けた民間金融機関の自主的な取組を金融面から支援するため「成長基盤強化を支援す

るための資金供給の枠組み」を導入することを決定し、これに基づき金融機関等に対する貸付けを実施してきているものと承知しております、平成二十三年六月八日現在、当該措置による貸付残高が約二兆九千四百二十四億円となっているものと承知している。

五について
日本銀行の「民間金融機関の資産・負債統計」によると、平成二十三年六月末時点の国内銀行の預貸率(預金残高に対する貸出金残高の割合)をいう。以下同じ)は、都市銀行は六十六・〇パーセント(前年同月末比三・四パーセントポイント低下)、地方銀行は七十二・六パーセント(前年同月末比一・一パーセントポイント低下)、その他は七八・一パーセント(前年同月末比一・三パーセントポイント低下)である。

六について
日本銀行の「民間金融機関の資産・負債統計」によると、同月末時点の国内銀行の保有公債(国債及び地方債)の残高は、約百六十七兆円である。

七について
ているが、限界消費性向については、高齢者層よりも現役世代の方が基本的には高いものと考

えられている。このため、贈与税の軽減を通じて高齢者層の保有する資産をより早期に現役世代に移転することにより、現役世代の消費が拡大し、経済社会の活性化が図られるものと考えている。

八について
「平成二十三年度税制改正大綱」(平成二十二年十二月十六日閣議決定)は、その基本的な考え方において、「格差の拡大とその固定化を食い止めることが重要な課題であり、そのためには、社会保障制度と併せて、税制における再分配機能の回復を図る必要があります」としている。資産課税については、平成二十三年度税制改正において、相続税の課税ベースの拡大や税率構造の見直しを行うこととしており、今国会に提出している経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案にこれらの措置を盛り込んでいるところである。また、金融証券税制についても、公平性や金融商品間の中立性の観点からは、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率を二十パーセントの本則税率とすべきであるを二十一パーセントの特例税率とするべきであるが、景気回復に万全を期すため、十パーセントの軽減税率を二年延長したところであり、同本則税率とする措置等は、経済金融情勢が急変しない限り、平成二十六年一月から確実に実施することとしている。

八について
「社会保障・税一体改革成案」(平成二十三年六月三十日政府・与党社会保障改革検討本部決定)は、社会保障の安定・強化のための制度改革、その必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成することを目指すものであり、この改革を進め、国民が未来に対し希望を持てる社会を築くことにより、家計の金融資産が広く循環する経済構造を実現してまいりたい。

九について
平成二十三年八月五日提出
質問 第三八一号
東京電力福島第一原子力発電所の事故処理に関する質問主意書
提出者 北村 誠吾

東京電力福島第一原子力発電所の事故処理に関する質問主意書
六月三十日政府・与党社会保障改革検討本部決定は、社会保障の安定・強化のための制度改革、その必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成することを目指すものであり、この改革を進め、国民が未来に対し希望を持てる社会を築くことにより、家計の金融資産が広く循環する経済構造を実現してまいりたい。

八について
「社会保障・税一体改革成案」(平成二十三年六月三十日政府・与党社会保障改革検討本部決定)は、社会保障の安定・強化のための制度改革、その必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成することを目指すものであり、この改革を進め、国民が未来に対し希望を持てる社会を築くことにより、家計の金融資産が広く循環する経済構造を実現してまいりたい。

九について
平成二十三年八月五日提出
質問 第三八一号
東京電力福島第一原子力発電所の事故処理に関する質問主意書
提出者 北村 誠吾

東京電力福島第一原子力発電所の事故処理に関する質問主意書
六月三十日政府・与党社会保障改革検討本部決定は、社会保障の安定・強化のための制度改革、その必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成することを目指すものであり、この改革を進め、国民が未来に対し希望を持てる社会を築くことにより、家計の金融資産が広く循環する経済構造を実現してまいりたい。

内閣衆質一七七第三八一号

平成二十三年八月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員北村誠吾君提出東京電力福島第一原

子力発電所の事故処理に関する質問に対し、別

紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員北村誠吾君提出東京電力福島第一原

子力発電所の事故処理に関する質問に

対する答弁書

低濃度の汚染水に関しては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地湾内に係留しているメガフロートを陸上のタンクとともに保管場所として使用している。また、高濃度の汚染水については、その量を減らすべく汚染水処理施設が稼働しており、更に処理能力を高めるために、設備の増強を図つたところであり、今後、その量は抑制されると認識している。したがって、汚染水は適切に管理され、保管場所は十分足りると考えられるため、タンカーなどの船舶を使用する必要はない」と認識している。

平成二十三年八月五日提出

質問 第三八二号

北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応並びにロシア側への働きかけに関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

音が択捉島でも確認されたとのことであるが、右の事実関係を外務省は把握しているか。

三二の択捉島における弾薬処理について、外務省としてロシア側に停止を求めているか。

四三に対し、ロシア側から現時点までどのような回答を得られているか。

右質問する。

平成二十三年八月八日提出

内閣衆質一七七第三八一号

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出北海道根室管内

生している爆音への政府の対応並びにロシア側への働きかけに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出北海道根室管内

で発生している爆音への政府の対応並びに

ロシア側への働きかけに関する質問に対する

答弁書

一 前文で触れた答弁には「これに対し、先方は、本国政府に伝える旨述べた。」とあるが、この件に対し、現時点でのロシア側からのような回答があり、「どのような対応がなされているのか、我が方が求める適切な措置は取られているのか、詳細に説明されたい。

二 新聞報道によると、同様の弾薬処理並びに爆音が択捉島でも確認されたとのことであるが、右の事実関係を外務省は把握しているか。

三二の択捉島における弾薬処理について、外務省としてロシア側に停止を求めているか。

四三に対し、ロシア側から現時点までどのような回答を得られているか。

右質問する。

平成二十三年八月八日提出

内閣衆質一七七第三八一号

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出北海道根室管内

生している爆音への政府の対応並びにロシア側への働きかけに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出北海道根室管内

で発生している爆音への政府の対応並びに

ロシア側への働きかけに関する質問に対する

答弁書

1. 本1日(金曜日)だけで、欧州局ロシア課に新設された「日露経済室」に関する質問主意書
本年四月一日、外務省欧州局ロシア課に「日露経済室」が設置されたと承知する。外務省HPによると、

2. 同室の設置は、日露経済関係が近年大きく拡大していることを踏まえ、日露経済関係にかかる業務を強化することを目的としています。

3. 同室は、欧州局ロシア課がこれまで所掌していた日露経済関係に関する業務及びロシア支援室がこれまで所掌していた対露技術支援

に関する業務を所掌します。」
一 前文で触れた外務省HPの文章には、「同室とある。右を踏まえ、質問する。

の設置は、日露經濟關係が近年大きく拡大していることを踏まえ、日露經濟關係にかかる業務を強化することを目的としています。」とあるが、日口の經濟關係の近年の状況、推移につき、改めて説明されたい。

二 「日露經濟關係が近年大きく拡大していることは間違いないと考えるが、この時期に、本年四月一日に、外務省歐州局ロシア課を改組し、日露經濟室を設置した理由は何か、改めて説明されたい。

三 本年二月十一日、モスクワを訪問した当時の前原誠司外務大臣は、ロシアのラブロフ外務大臣と会談した際、北方四島における日口両国による共同經濟活動（以下、「經濟協力」という。）を提倡し、松本剛明現外務大臣も、前原前大臣活動については、我が國の法的立場を害さないとの前提で、何ができるかについて検討を続けているところであるとの答弁が繰り返しなされている。日露經濟室の所掌事務の中に、右答弁にある検討作業をはじめ、「經濟協力」に関する事務は含まれているか。

四 日露經濟室として、北方領土に隣接し、漁業はじめ同地域と經濟的に深く関わっている根室市、羅臼町、標津町、中標津町、別海町の根室管内一市四町と、何らかの連携を図っているか。

右質問する。

内閣衆質一七七第三八三号

平成二十三年八月十五日

内閣總理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出外務省歐州局ロシア課に新設された「日露經濟室」に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員浅野貴博君提出外務省歐州局ロシア課に新設された「日露經濟室」に関する質問に対する別紙答弁書

一 及び二について

日露間の經濟關係については各種の統計が一般に公表されているが、例えば、財務省の

国民の財産たる過疎地域の支援に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

平成二十三年八月八日提出
質問第三八四号

国民の財産たる過疎地域の支援に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

四について

日露經濟室としては、御指摘の「根室管内一市四町」を含め日露間の經濟關係に関する様々な関係者の意見を参考にしており、今後も必要に応じ連携していく考えである。

また、旧合併特例法に基づいて最も遅く合併した自治体においては、合併特例債の発行期限が平成二十八年三月末となり、過疎対策事業債の発行期限と一致し、本来行われるべき過疎対策事業の遅れが懸念される。

国は、早急に国家的危機管理を第一義として、復興のための省庁等を設置し、被災地の状況をきめ細かく把握した現場主義を基に、必要な法整備の見直しや規制緩和に積極果敢に取り組み、早期復興は言うに及ばず、過疎地域が果たす多面的・複数の機能が国土保全に資する国民の財産であることを念頭に、総合的・一体的な支援を惜しまず

行うことが重要と考える。
従つて、次の事項について質問する。
一 総務省が、本年六月十三日から同月末までの期間に行つた「東日本大震災による過疎地域自立促進市町村計画への影響調査」によると、特定被災八億円に増加している。外務省としては、このようないい處の経済關係の推移等を踏まえ、日露間の經濟關係に関する取組を強化するため、

区域の過疎関係市町村六十八団体を対象に、過疎地域自立促進市町村計画で予定されていた事業の進捗に及ぼす影響把握を目的に実施したところ、回答五十七団体（七月五日現在）の中、さらに絞つた東北三県（岩手、宮城、福島）の過疎地域市町村四十六団体のうち、「過疎法の期限内に事業終了が不可能または見込みが立たない」と答えたのは計十二市町村で、被災地が復旧・復興事業を最優先に取り組むあまり、予定していた過疎対策事業が期限内にできなくなり、企業・個人の二重債務問題を、自治体自らも抱えていることが浮き彫りになつた。

三について

外務省において北方四島における共同經濟活動について検討を行っている具体的な部局については、外務省内の検討の内容にも関係する事項であり、これを明らかにすることにより、今後検討等に支障を来すおそれがあることか

ら、お答えを差し控えたい。

業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)による認定地域産業資源活用事業を行う中小企業者への支援のほか、再生可能エネルギー、食料、歴史文化資産等の地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める「緑の分権改革」の推進等の取組を通じて、産業の振興と雇用の創出を図つてまいりたい。

衆議院議員木村太郎君提出津波の観測態勢に関する質問

する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出我が国における海事産業の国際競争力強化のためのトン数税制の拡充に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出本年九月以降の内閣

書 総理大臣の外交日程に関する質問に対する答弁

衆議院議員木村太郎君提出節電における収藏品

の保護に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出菅直人内閣総理大臣が自身の出迎進退について述べた本年六月二日

の発言に対する説明等に関する再質問に対する

答弁書

平成二十三年八月九日提出

質問 第三八五号

スマートインター チューンシの整備促進に関する質問主意書

提出者 稲津 久

スマート・インテリジェンスの整備と進歩

ノマドバンク外債の整備促進に関する質問主意書

我が国の高速道路におけるインターチェンジの

間隔は平均して約十kmにも及び、歐米と比較する

因になつてゐる。

その解決策の一つとして、高速道路において効

率的に追加インター・エンジの整備を図り、も

平成二十三年八月二十三日 衆議院会議録第三十九号 議長の報告

者委員会において、様々な角度から高速道路についての議論がされていると承知をしているが、今後のスマートＩＣの整備促進に關し政府の見解を伺つておきたい。

従つて、次の事項について質問する。

一 スマートＩＣの今後の整備計画について、政府の見解を伺いたい。

二 スマートＩＣ導入条件の一つである採算性については、高速道路の社会的役割を損ねる側面がある。公共物としての高速道路は、日常的な利用者の他、医療や災害などの緊急時の対応が重要となる場合があり、単純に採算性を条件とするのは、本来の「高速道路利便性増進事業」の趣旨とはかけ離れるのではないか、見解を伺う。

三 スマートＩＣ整備費用の更なる軽減策について、国として検討・研究を進めているのか、また、各地におけるスマートＩＣ導入計画について、国としてどのような支援を考えているのか方針を伺う。

右質問する。

内閣衆質一七七第三八五号

平成二十三年八月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員福津久君提出スマートインターチェンジの整備促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員稻津久君提出スマートインターチェンジの整備促進に関する質問に対する答弁書

一について

スマートインターチェンジ(専ら道路整備特別措置法施行規則(昭和三十一年建設省令第十八号)第十三条第二項第三号イに規定するETC通行車の通行の用に供することを目的とするインターチェンジをいう。以下同じ。)については、将来的に、高速道路(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第二条第二項に規定する高速道路をいう。)のインターチェンジの平均間隔を欧米諸国と同等の水準に改善することを念頭に置きつつ、当面、人口、産業等が集積する平地部、インターチェンジが設置されない市町村等に重点的に整備することとしている。

二について

高速道路利便増進事業(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十年法律第三十四号)第四条第十項に規定する高速道路利便増進事業をいう。)によるスマートインターチェンジの設置に当たっては、原則としてその設置による料金の増収分でその管理及び運営費用を賄うこととのほか、その設置により、既設インターチェンジや周辺道路の安全かつ円滑な交通の確保、インターチェンジへのア

クセス時間の改善、災害のおそれのある一般道路の区間の代替、地域活性化の促進などの十分な社会效益が図られること等を要件としているところである。

二について

国土交通省では、整備を予定しているスマートインターチェンジごとに設置される地区協議会において、その整備及び維持管理に要するコストの縮減等を図る観点から、その構造、整備方法等に係る助言等の支援を行うこととしている。

平成二十三年八月九日提出
質問 第三八六号

介護保険料に関する質問主意書

提出者 佐藤ゆうこ

内閣衆質一七七第三八六号

平成二十三年八月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員佐藤ゆうこ君提出介護保険料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員佐藤ゆうこ君提出介護保険料に

一について

介護保険法は第一条の目的で「国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け」とうたい、第四条第二項で「国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする」と規定している。こうした点を踏まえ、質問する。

一 保険料の未納、滞納者は年間どのくらいいるのか、また、その滞納額はどのくらいに上るのか、明らかにされたい。

二 保険料の未納、滞納に対して徴収金の督促を行っているが、その督促に応じて徴収できた額

は年間どのくらいになるのか。また、督促に応じない場合どのような措置を取っているのか、明らかにされたい。

三 第二百条は保険料徴収の時効を二年と定めている。この二年の妥当性をどう認識しているのか。また、二年を延ばす考えはないか、答弁を求む。

四 生活保護世帯は介護保険料を普通徴収としている。その根拠は何か。一方、六十五歳以上の第一号被保険者は保険料が年金から特別徴収されている。「国民の共同連帯の理念」から、生活保護世帯も特別徴収すべきではないか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七七第三八六号

平成二十三年八月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員佐藤ゆうこ君提出介護保険料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員佐藤ゆうこ君提出介護保険料に

一について

介護保険の第一号被保険者の保険料(以下「介護保険料」という。)については、お尋ねの「未納、滞納者」の数及び「滞納額」は把握していない

また、市町村においては、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百四十四条等の規定に基づき、督促を受けた者が指定された期限までに介護保険料を納付しないときは、当該介護保険料等について、地方税の滞納処分の例により処分することができる

いが、全国の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から報告のあった平成二十一年度の未収額(介護保険料の同年度までの調定額の累計額から同年度までの収納額及び不能欠損額の累計額を控除した額をいう。)は、五百八億六千四百九十八万二千円である。

とされており、これらの規定に基づいた措置がとられている。

また、市町村は、第一号被保険者である要介護被保険者等が一定の期限までに介護保険料を納付しなかつた場合には、保険給付の支払方法の償還払いへの変更や保険給付の支払の一時差止め等を行い、さらに、当該者について介護保険料を徴収する権利が時効によつて消滅していることとしている。

三について
御指摘の時効期間については、介護保険料に係る市町村と被保険者間の債権債務関係が多数発生すること等を踏まえ、効率的に介護保険事業を運営すること等の観点から二年の消滅時効が定められており、妥当なものであると考えている。また、現時点において二年の時効期間を延ばす考えはない。

四について
介護保険料の徴収については、生活保護の被

保護者であるか否かにかかわらず、支払を受けている老齢等年金給付（法第百三十二条に規定する老齢等年金給付をいう。）の額が年間十八万円以上の第一号被保険者に対しては、法第百三十五条等の規定により特別徴収（法第百三十二条に規定する特別徴収をいう。以下同じ。）の方法によつて行うこととされ、特別徴収の対象とならない第一号被保険者に対しては、法第百三十二条の規定により普通徴収（同条に規定する

普通徴収をいう。以下同じ。）の方法によることとされている。

なお、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十七条の二等の規定により保護の実施機関は、生活保護の被保護者に代わり、当該者が支払うべき介護保険料の額に相当する金銭を、当該者を被保険者とする市町村に支払うことができる」とされており、生活保護の被

保護者に対する徴収の仕組みとなつてゐる。

平成二十三年八月九日提出
質問 第三八七号

主注意書

提出者 木村 太郎

被災者生活再建支援制度の基準に関する質問

被災者生活再建支援制度の基準に関する質問書

政権与党の国会対策委員長が、先月三十日のテレビ番組において、東日本大震災の復旧・復興における政府の対応に対して、被災地自治体の首長は、疲弊した被災地に対して信頼の回復に努め、親身に救済する姿勢で臨むことが最も必要と考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 先月三十日のテレビ番組における政権与党の国会対策委員長による発言について、同志たる立場でどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

二 被災者生活再建支援制度を巡り、今回の被害

件数が膨大なため、国は三月末に「全壊」「大規模半壊」「半壊」などの基準を変更した。これにより対象外の居住者から不満の声が上がつてい

私は、本年七月二十五日に「液状化被害に対する国の支援に関する質問主意書」（質問第二四八号）を提出したが、これに対する答弁書（内閣衆質一七七第三四八号）は、先に述べた政権与党の国会対策委員長による発言が現政府の姿勢及び本質を全て象徴するものであり、政府・民主党の無責任な取り組みを棚に上げ、疲弊した被災地に責任を負うべき内閣の見解如何。

その綻びが先日の報道でも明らかになつた。東日本大震災で、住宅が被災した人を支援する国の被災者生活再建支援制度を巡り、浸水被害などにおいて、国とは別の基準で被害の程度を判定する自治体もあり、支援に格差が生じているとのことである。本来国は制度であるにも拘わらず、基準に統一性が保持されていない原因は、政府・民主党の無責任な取り組みにより、国と被災地との信頼関係が希薄になつてゐるものと推察される。国は、疲弊した被災地に対して信頼の回復に努め、親身に救済する姿勢で臨むことが最も必要と考える。

が、国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

五二二四に関連し、賃貸用住宅、アパートなど

が津波で流出したものの、支援の対象は借り主のみで、大家は対象外と判定されたと聞くが、

国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六二二五に関連し、本制度は本来国は制度であ

るが、制度の公平性の観点からどのように捉え

ているのか、菅内閣の見解如何。

三二に関連し、「浸水が一メートル未満の半壊

は原則対象外であるが、住宅の修繕規模においては大規模半壊とあまり変わらず、修繕費の一

定額を補助する仕組みの方が被害の実態に即し

た支援になる」との声があるが、どのように対

応していくのか、菅内閣の見解如何。

三四二及び三に関連し、同制度は、被災した住宅に居住していることが支援の条件となつてゐる。住宅を建設中で登記または登記されたと聞くが、国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

五二二四に關連し、賃貸用住宅、アパートなど

が津波で流出したものの、支援の対象は借り主のみで、大家は対象外と判定されたと聞くが、

国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六二二五に關連し、本制度は本来国は制度であ

るが、制度の公平性の観点からどのように捉え

ているのか、菅内閣の見解如何。

三二に關連し、「浸水が一メートル未満の半壊

は原則対象外であるが、住宅の修繕規模においては大規模半壊とあまり変わらず、修繕費の一

定額を補助する仕組みの方が被害の実態に即し

た支援になる」との声があるが、どのように対

応していくのか、菅内閣の見解如何。

三四二及び三に關連し、同制度は、被災した住宅に居住していることが支援の条件となつてゐる。住宅を建設中で登記または登記されたと聞くが、国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

五二二四に關連し、賃貸用住宅、アパートなど

が津波で流出したものの、支援の対象は借り主のみで、大家は対象外と判定されたと聞くが、

国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六二二五に關連し、本制度は本来国は制度であ

るが、制度の公平性の観点からどのように捉え

ているのか、菅内閣の見解如何。

三二に關連し、「浸水が一メートル未満の半壊

は原則対象外であるが、住宅の修繕規模においては大規模半壊とあまり変わらず、修繕費の一

定額を補助する仕組みの方が被害の実態に即し

た支援になる」との声があるが、どのように対

応していくのか、菅内閣の見解如何。

三四二及び三に關連し、同制度は、被災した住宅に居住していることが支援の条件となつてゐる。住宅を建設中で登記または登記されたと聞くが、国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

五二二四に關連し、賃貸用住宅、アパートなど

が津波で流出したものの、支援の対象は借り主のみで、大家は対象外と判定されたと聞くが、

国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六二二五に關連し、本制度は本来国は制度であ

るが、制度の公平性の観点からどのように捉え

ているのか、菅内閣の見解如何。

三二に關連し、「浸水が一メートル未満の半壊

は原則対象外であるが、住宅の修繕規模においては大規模半壊とあまり変わらず、修繕費の一

定額を補助する仕組みの方が被害の実態に即し

た支援になる」との声があるが、どのように対

応していくのか、菅内閣の見解如何。

三四二及び三に關連し、同制度は、被災した住宅に居住していることが支援の条件となつてゐる。住宅を建設中で登記または登記されたと聞くが、国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

五二二四に關連し、賃貸用住宅、アパートなど

が津波で流出したものの、支援の対象は借り主のみで、大家は対象外と判定されたと聞くが、

国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六二二五に關連し、本制度は本来国は制度であ

るが、制度の公平性の観点からどのように捉え

ているのか、菅内閣の見解如何。

三二に關連し、「浸水が一メートル未満の半壊

は原則対象外であるが、住宅の修繕規模においては大規模半壊とあまり変わらず、修繕費の一

定額を補助する仕組みの方が被害の実態に即し

た支援になる」との声があるが、どのように対

応していくのか、菅内閣の見解如何。

三四二及び三に關連し、同制度は、被災した住宅に居住していることが支援の条件となつてゐる。住宅を建設中で登記または登記されたと聞くが、国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

五二二四に關連し、賃貸用住宅、アパートなど

が津波で流出したものの、支援の対象は借り主のみで、大家は対象外と判定されたと聞くが、

国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六二二五に關連し、本制度は本来国は制度であ

るが、制度の公平性の観点からどのように捉え

ているのか、菅内閣の見解如何。

三二に關連し、「浸水が一メートル未満の半壊

は原則対象外であるが、住宅の修繕規模においては大規模半壊とあまり変わらず、修繕費の一

定額を補助する仕組みの方が被害の実態に即し

た支援になる」との声があるが、どのように対

応していくのか、菅内閣の見解如何。

三四二及び三に關連し、同制度は、被災した住宅に居住していることが支援の条件となつてゐる。住宅を建設中で登記または登記されたと聞くが、国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

五二二四に關連し、賃貸用住宅、アパートなど

が津波で流出したものの、支援の対象は借り主のみで、大家は対象外と判定されたと聞くが、

国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六二二五に關連し、本制度は本来国は制度であ

るが、制度の公平性の観点からどのように捉え

ているのか、菅内閣の見解如何。

三二に關連し、「浸水が一メートル未満の半壊

は原則対象外であるが、住宅の修繕規模においては大規模半壊とあまり変わらず、修繕費の一

定額を補助する仕組みの方が被害の実態に即し

た支援になる」との声があるが、どのように対

応していくのか、菅内閣の見解如何。

三四二及び三に關連し、同制度は、被災した住宅に居住していることが支援の条件となつてゐる。住宅を建設中で登記または登記されたと聞くが、国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

五二二四に關連し、賃貸用住宅、アパートなど

が津波で流出したものの、支援の対象は借り主のみで、大家は対象外と判定されたと聞くが、

国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六二二五に關連し、本制度は本来国は制度であ

るが、制度の公平性の観点からどのように捉え

ているのか、菅内閣の見解如何。

三二に關連し、「浸水が一メートル未満の半壊

は原則対象外であるが、住宅の修繕規模においては大規模半壊とあまり変わらず、修繕費の一

定額を補助する仕組みの方が被害の実態に即し

た支援になる」との声があるが、どのように対

応していくのか、菅内閣の見解如何。

三四二及び三に關連し、同制度は、被災した住宅に居住していることが支援の条件となつてゐる。住宅を建設中で登記または登記されたと聞くが、国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

五二二四に關連し、賃貸用住宅、アパートなど

が津波で流出したものの、支援の対象は借り主のみで、大家は対象外と判定されたと聞くが、

国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六二二五に關連し、本制度は本来国は制度であ

るが、制度の公平性の観点からどのように捉え

ているのか、菅内閣の見解如何。

三二に關連し、「浸水が一メートル未満の半壊

は原則対象外であるが、住宅の修繕規模においては大規模半壊とあまり変わらず、修繕費の一

定額を補助する仕組みの方が被害の実態に即し

た支援になる」との声があるが、どのように対

応していくのか、菅内閣の見解如何。

三四二及び三に關連し、同制度は、被災した住宅に居住していることが支援の条件となつてゐる。住宅を建設中で登記または登記されたと聞くが、国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

五二二四に關連し、賃貸用住宅、アパートなど

が津波で流出したものの、支援の対象は借り主のみで、大家は対象外と判定されたと聞くが、

国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六二二五に關連し、本制度は本来国は制度であ

るが、制度の公平性の観点からどのように捉え

ているのか、菅内閣の見解如何。

三二に關連し、「浸水が一メートル未満の半壊

は原則対象外であるが、住宅の修繕規模においては大規模半壊とあまり変わらず、修繕費の一

定額を補助する仕組みの方が被害の実態に即し

た支援になる」との声があるが、どのように対

応していくのか、菅内閣の見解如何。

三四二及び三に關連し、同制度は、被災した住宅に居住していることが支援の条件となつてゐる。住宅を建設中で登記または登記されたと聞くが、国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

五二二四に關連し、賃貸用住宅、アパートなど

が津波で流出したものの、支援の対象は借り主のみで、大家は対象外と判定されたと聞くが、

国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六二二五に關連し、本制度は本来国は制度であ

るが、制度の公平性の観点からどのように捉え

ているのか、菅内閣の見解如何。

三二に關連し、「浸水が一メートル未満の半壊

は原則対象外であるが、住宅の修繕規模においては大規模半壊とあまり変わらず、修繕費の一

定額を補助する仕組みの方が被害の実態に即し

た支援になる」との声があるが、どのように対

応していくのか、菅内閣の見解如何。

三四二及び三に關連し、同制度は、被災した住宅に居住していることが支援の条件となつてゐる。住宅を建設中で登記または登記されたと聞くが、国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

五二二四に關連し、賃貸用住宅、アパートなど

が津波で流出したものの、支援の対象は借り主のみで、大家は対象外と判定されたと聞くが、

国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六二二五に關連し、本制度は本来国は制度であ

るが、制度の公平性の観点からどのように捉え

ているのか、菅内閣の見解如何。

三二に關連し、「浸水が一メートル未満の半壊

は原則対象外であるが、住宅の修繕規模においては大規模半壊とあまり変わらず、修繕費の一

定額を補助する仕組みの方が被害の実態に即し

た支援になる」との声があるが、どのように対

応していくのか、菅内閣の見解如何。

三四二及び三に關連し、同制度は、被災した住宅に居住していることが支援の条件となつてゐる。住宅を建設中で登記または登記されたと聞くが、国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

五二二四に關連し、賃貸用住宅、アパートなど

が津波で流出したものの、支援の対象は借り主のみで、大家は対象外と判定されたと聞くが、

国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六二二五に關連し、本制度は本来国は制度であ

るが、制度の公平性の観点からどのように捉え

ているのか、菅内閣の見解如何。

三二に關連し、「浸水が一メートル未満の半壊

は原則対象外であるが、住宅の修繕規模においては大規模半壊とあまり変わらず、修繕費の一

定額を補助する仕組みの方が被害の実態に即し

た支援になる」との声があるが、どのように対

応していくのか、菅内閣の見解如何。

三四二及び三に關連し、同制度は、被災した住宅に居住していることが支援の条件となつてゐる。住宅を建設中で登記または登記されたと聞くが、国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

五二二四に關連し、賃貸用住宅、アパートなど

が津波で流出したものの、支援の対象は借り主のみで、大家は対象外と判定されたと聞くが、

国としてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六二二五に關連し、本制度は本来国は制度であ

るが、制度の公平性の観点からどのように捉え

ているのか、菅内閣の見解如何。

三二に關連し、「浸水が一メートル未満の半壊

は原則対象外であるが、住宅の修繕規模においては大規模半壊とあまり変わらず、修繕費の一

定額を補助する仕組みの方が被害の実態に即し

た支援になる」との声があるが、どのように対

要)」、「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」、「取調べに関する国内調査結果報告書」、「取調べの録音・録画制度等に関する国外調査結果報告書」及び「取調べの録音・録画に関する取組方針」を公表したところである。このうち「被疑者取調べの可視化の実現に向けて」において、制度としての被疑者取調べの可視化を実現することの必要性等について、「被疑者取調べの可視化が、取調べ状況を客観的に記録し、自白の任意性の的確な判断を容易にするとともに、不適正な取調べの抑制にも資するもので、えん罪を防止するために有効な手段であつて、「取調べの可視化を制度化することは是非とも必要であり、法務省として責任を持つて、制度としての可視化を実現していかなければならぬ」とした上で、「録音・録画の対象とすべき範囲として、まず、裁判員制度対象事件の身柄拘束下における被疑者の取調べが考えられることなど、制度としての取調べの可視化の在り方について一定の方向性を示すとともに、その制度設計の検討に資するよう、検察の運用による取調べの録音・録画を試行的に拡大すべきこととし、「法務省としては、可視化の趣旨・目的的重要性に鑑み、法制審議会からできる限り速やかに答申を受け、制度としての取調べの可視化を実現していく所存である」としており、今回の取りまとめは、被疑者取調べの可視化の実現に向けた取組として大きな意義があるものと考えている。

要)」、「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」、「取調べに関する国内調査結果報告書」、「取調べの録音・録画制度等に関する国外調査結果報告書」及び「取調べの録音・録画に関する取組方針」を公表したところである。このうち「被疑者取調べの可視化の実現に向けて」において、制度としての被疑者取調べの可視化を実現することの必要性等について、「被疑者取調べの可視化が、取調べ状況を客観的に記録し、自白の任意性の的確な判断を容易にするとともに、不適正な取調べの抑制にも資するもので、えん罪を防止するために有効な手段であつて、「取調べの可視化を制度化することは是非とも必要であり、法務省として責任を持つて、制度としての可視化を実現していかなければならぬ」とした上で、「録音・録画の対象とすべき範囲として、まず、裁判員制度対象事件の身柄拘束下における被疑者の取調べが考えられることなど、制度としての取調べの可視化の在り方について一定の方向性を示すとともに、その制度設計の検討に資するよう、検察の運用による取調べの録音・録画を試行的に拡大すべきこととし、「法務省としては、可視化の趣旨・目的的重要性に鑑み、法制審議会からできる限り速やかに答申を受け、制度としての取調べの可視化を実現していく所存である」とおり、今回の取りまとめは、被疑者取調べの可視化の実現に向けた取組として大きな意義があるものと考えている。

三について

一及び二について述べた「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」においては、「個別の具体的な事情を問わずに一律に録音・録画を義務付けるような制度を構築することは適当とは考え難く、録音・録画の必要性と現実性との間でバランスのとれた制度を検討することが必要である」としているところ、その理由として、「現在実施されている取調べ過程の一部の録音・録画であっても一定の効果が認められること」、「全過程の録音・録画記録を視聴する負担は無視できないものとなり得ること」及び「録音・録画によって取調べの機能に支障が生じるおそれが大きいことは否定できないこと」などを指摘している。

四について

法務大臣は、本年五月十八日、法制審議会に對して、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について諮問しておき、法制審議会において、十分な資料に基づき、充実した審議が行われることに資するよう、同年八月八日、一及び二について述べた「取調べの録音・録画に関する取組方針」に基づき、検察当局に対して、裁判員制度対象事件の取調べの可視化を実現していく所存である」としており、今回の取りまとめは、被疑者取調べの録音・録画について、「現在の実施指針上

の対象とすべき範囲として、まず、裁判員制度対象事件の身柄拘束下における被疑者の取調べが考えられることなど、制度としての取調べの可視化の在り方について一定の方向性を示すとともに、その制度設計の検討に資するよう、検察の運用による取調べの録音・録画を試行的に拡大すべきこととし、「法務省としては、可視化の趣旨・目的的重要性に鑑み、法制審議会からできる限り速やかに答申を受け、制度としての取調べの可視化を実現していく所存である」とおり、今回の取りまとめは、被疑者取調べの可視化の実現に向けた取組として大きな意義があるものと考えている。

して全事件において録音・録画を行う」ほか、「例えば、否認している被疑者に弁解を尽くさせる場面を録音・録画するなど否認事件について

固定され、津波が到達する約十分前に計測可能であります。向こう五年から十年までに強い余震が続くとされる状況において、被災地は防潮堤や水門が破壊されて津波に対して全く無防備な状態であり、その初動対応に支障が出かねない。国を挙げて復旧を急ぐことは、言わざもがなことだが、

（）

測できなかつたことが判明した。

特にGPS波浪計は水深数百メートルの沖合に

初期段階の取調べ、主要な供述調書の作成に係る取調べ、未だ供述調書を作成していない事項にかかる取調べ等を含め、様々な録音・録画を行なうなど、その範囲を試行的に拡大することを指示したところである。制度としての被疑者

にかかる取調べ等を含め、様々な録音・録画を

行なうなど、その範囲を試行的に拡大すること

を指示したところである。制度としての被疑者

にかかる取調べ等を含め、様々な録音・録画を

月十日に三陸沖で発生したマグニチュード七・三の地震の際、基本水準面や潮位の変化を正確に観測できなかつたことが判明した。

特にGPS波浪計は水深数百メートルの沖合に

固定され、津波が到達する約十分前に計測可能であります。向こう五年から十年までに強い余震が続くとされる状況において、被災地は防潮堤や水門が破壊されて津波に対して全く無防備な状態であり、その初動対応に支障が出かねない。国を挙げて復旧を急ぐことは、言わざもがなことだが、

島、茨城県にある十三箇所中六箇所で復旧していなかった（七月二十五日現在）。しかも、これらは気象庁、国土交通省、海上保安庁、国土地理院がそれ設置しており、気象庁は壊れた六箇所のうち三箇所に臨時の施設を設けたが、国土交通省と海上保安庁の三箇所は復旧が遅れていると聞く。

これを機に、現行の府省横断的に散在する災害情報及び復旧・復興情報を一元管理できる組織を早急に立ち上げ、総合的かつ分かりやすく入手、把握できるようにすることが益々重要と考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 青森県から福島県までにおけるGPS波浪計の設置七箇所のうち五箇所と、同じくその沿岸部にある潮位観測施設十三箇所のうち六箇所が

東日本大震災の津波により壊れ、先月十日に三

陸沖で発生したマグニチュード七・三の地震の際、基本水準面や潮位の変化を正確に観測できなかつたことについて、どのように分析してい

るのか、菅内閣の見解如何。

二一に関連し、壊れたGPS波浪計の五箇所と気象庁、国土交通省、海上保安庁、国土地理院が設置する潮位観測施設の六箇所について、台風の多い九月ごろまでに復旧できるのか、直近の復旧状況及び全面復旧の時期をそれぞれ明確に示されたい。

三一及び二に関連し、先月十日に三陸沖で発生したマグニチュード七・三の地震において、未復旧の地点では津波が到達したことすらも分かつていいないと聞くが、復旧するまでの無防備な状態をどのように補完していくのか、菅内閣の見解如何。

四潮位観測施設においては気象庁、国土交通省、海上保安庁、国土地理院がそれぞれ設置していると聞く。我が自由民主党は、東日本大震災の復旧・復興に向けて、現行の府省横断的に散在する災害情報が、総合的な被害の把握を困難とし、災害情報、復旧・復興情報を集約する「G空間データセンター」を復興院(厅)内に立ち上げることが、災害時において迅速な復旧にかかる効果があると提言してきた。これについて、その後どのように対応しているのか、菅内閣の見解如何。

内閣衆賀一七七第三八九号
平成二十三年八月十九日

衆議院議長 横路 孝弘殿 内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議員木村太郎君提出津波の観測態勢に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出津波の観測態勢に関する質問に対する答弁書

一及び三について

平成二十三年七月十日に三陸沖で発生したマグニチュード七・三の地震の際、御指摘の青森県から福島県までの太平洋側に設置している

「GPS波浪計」(以下単に「GPS波浪計」という。)及び当該地域に設置している「潮位観測施設」(以下単に「潮位観測施設」という。)の一部が

十分に機能していなかったことは認識している

が、被災していない潮位観測施設及び被災後に

復旧を行った潮位観測施設により、当該地域の

潮位の変化を正確に観測したところである。し

たがつて、現状においても、当該地域における

一定の観測体制は確保していると考えている

が、引き続き、被災したGPS波浪計及び潮位

観測施設のうち、可能なものについて、復旧時

期の前倒しにより観測体制の一層の改善に努め

てまいりたい。また、被災した防潮堤等につい

ても早急に復旧を進めることにより、津波・台

風等の自然災害に対する備えが十分でない状態

を早期に解消できるよう努めてまいりたい。

なお、御指摘の「基本水準面」については、一

般に地盤変動等で変動することはないものであ

二について

GPS波浪計の復旧状況等については、福島

県沖に設置しているものについては、不具合箇

所の補修を終えて平成二十三年八月一日に全面復旧したところである。岩手北部沖、岩手中部沖及び岩手南部沖に設置しているものについては、現在、復旧作業中であり、同年九月中旬には全面復旧する予定としている。青森東岸沖に設置しているものについては、今後、その本体を陸上に引き揚げ、不具合の原因を調査した上で補修を行い、平成二十四年度の早期に全面復旧する予定としている。

また、潮位観測施設の復旧状況等については、東日本大震災により被害を受けた九か所のうち、気象庁が設置した五か所については、平成二十三年七月二十九日までに復旧したところである。国土交通省が設置した二か所のうち、岩手県久慈の潮位観測施設については、現在、復旧作業の準備段階で、早急に復旧作業に着手し、平成二十三年度内に全面復旧する予定としており、宮城県仙台新港の潮位観測施設については、被害が比較的軽微であったため、気象庁が当該施設内に観測機器を設置し、平成二十三年三月三十一日に復旧したところである。海上保安庁が設置した岩手県釜石の潮位観測施設については、現在、復旧作業中であり、平成二十一年度内に全面復旧する予定としている。国土地理院が設置した福島県相馬の潮位観測施設については、現在、復旧工事を行う福島県と調整を図りつつ、早期の復旧に努めているところである。

四について

政府としては、東日本大震災の迅速な復旧・復興のためには、災害情報、復旧・復興情報を含む様々な地理空間情報の総合的な活用するこ

とが重要であると認識しており、このような環境の実現に向けて、衛星システムの活用を含めてその方策について、幅広く検討しているところである。

平成二十三年八月十日提出
質問 第三九〇号

我が国における海事産業の国際競争力強化のためのトン数税制の拡充に関する質問主意書

提出者 秋葉 賢也

平成二十三年八月十日提出
質問 第三九〇号

我が国における海事産業の国際競争力強化のためのトン数税制の拡充に関する質問主意書

提出者 秋葉 賢也

我が国における海事産業の国際競争力強化のためのトン数税制の拡充に関する質問主意書

トントン数税制とは、外航海運企業の法人税についてトントン数をベースにして課税する外形標準課税のことである。国際競争力の強化を目的として海運施策の柱の一つとして主要海運国が取り組んでいるが、すでにトントン数税制の導入国は日本以外七カ国になり、トントン数標準課税の適用を受ける船舶は、船腹量ベースでは、世界運航船腹の六割を超えており、また、シンガポール、香港など海運業に対する非課税国の税制適用を受ける船舶を合わせると、七割にも達している。その一方で外航海運の所得は本社の所在地で課税され、三国間航路

(号外)

における収入も本社所在国で課税されており、外航海運においては、税制の差異が国際競争力を大きく左右している。こうした現状を踏まえ、諸外国との税制格差を是正する事が我が国の海事産業の発展に欠かすことができないものと考る。

右を踏まえ、以下質問する。

一 トン数税制の拡充について

海運業の国際競争力の確保や競争条件の均衡化等の目的を達成するために、早急な税制の改善がなされなければ、日本船社の海外流出や、トン数税制によつて蓄積した利益による外国船社による日本船社のM&Aが懸念されるところであり、島国日本において自国船社・自國商船隊の衰退が実現化しかねない。また、諸外国船との税制格差による蓄積利益は開きつつあり、現在、運航船の4%に過ぎない日本籍船に限定されているトン数標準税制の適用対象を諸外国並みに拡充すべきと考えるが政府の見解を示されたい。さらに、日本籍船の経済安全保障機能を補完する船隊として特定のFOC船を位置付け、現行では日本籍船だけが対象のトン数税制をFOC船にも適用させる考えはあるのか明らかにされたい。

二 船舶に係る固定資産税の廃止について

現行制度で、国際船舶の課税標準一五分の一、外国貿易船の課税標準一〇分の一そして船舶の課税標準六分の一となつてゐる。しかし、先進主要国では可動性償却資産に対する課税はほとんど行つていない。現行では海運業、

製造業など特定の業界に偏重しており、不公平な税制と考るが、非課税にし、恒久化を実現することの政府の見解を示されたい。

三 国際船舶に係る登録免許税の改善および恒久化について

日本籍船は外国籍船と比較し極めて高い登録料となつてゐるが、現行特例の税率100%の三から100%の一に引き下げ、恒久化できなかいか政府の見解を示されたい。

右を踏まえ、以下質問する。

内閣衆質一七七第三九〇号

平成二十三年八月十九日

衆議院議長 横路 孝弘殿

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議員秋葉賢也君提出我が国における海事産業の国際競争力強化のためのトン数税制の拡充に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員秋葉賢也君提出我が国における

海事産業の国際競争力強化のためのトン数税制の拡充に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のいわゆる「トン数標準税制」について号)第三十五条に基づき、対外船舶運航事業(同条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者が、安定的な海上輸

送の確保を図るために必要な日本船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。)及びその船員の確保等を計画的に行うため、五年の計画期間内に日本船舶の隻数を二倍以上に増加させることを目標とする等の要件に適合する日本船舶及び日本人船員の確保についての計画を作成し、国土交通大臣の認定を受け、その計画に従つて日本船舶及び日本人船員の確保を実施している場合に、日本船舶を用いて営む事業について、当該日本船舶の純トン数に応じた利益に基づき課税所得を計算することができる仕組みとしているところである。政府としては、対外船舶運航事業を営む者の計画の履行状況を確認しつつ、平成二十年度から導入されたこの制度を含む日本船舶及び日本人船員の確保のための諸施策の効果を見極めているところである。

二及び三について
御指摘の船舶に係る固定資産税の課税標準については、安定的な国際海上輸送の確保及び国際競争力の強化を図ることを目的として、外航船舶(地方税法(昭和二十五年法律第二百三十六号)第三百四十九条の三第五項に規定する外航船舶をいう。以下同じ。)については六分の一、外航船舶のうち、主として外國貿易のため外航路に就航し、かつ、一定の要件を満たす船舶については十分の一とする特例措置に加えて、国際船舶(海上運送法第四十四条の二に規定する国際船舶をいう。以下同じ。)のうち一定の要件を満たすものについて、平成二十一年度まで

の各年度分を十五分の一とする特例措置を講じてあるところである。

また、国際船舶の所有権の保存及び抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率について

は、安定的な国際海上輸送の確保を図ることを目的として、海上運送事業者(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十二条の二第一項に規定する海上運送事業者をいう。)が平成二十三年度までに国際船舶を建造又は取得した場合には、千分の三とする特例措置を講じてあるところである。

いずれにしても、税制改正については、税制調査会において審議を行う必要がある。

平成二十三年八月十日提出
質問第三九一号

本年九月以降の内閣総理大臣の外交日程に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

本年九月以降の内閣総理大臣の外交日程に関する質問主意書

本年九月以降の内閣総理大臣の外交日程に関する質問主意書

米国で共同通信社の単独会見に応じた潘基文国連事務総長が、九月二十二日に国連本部で行われる原発の安全基準についての首脳級会合に関し、菅直人内閣総理大臣が参加に向け強い関心を示していることを明らかにしたとのことである。右を踏

平成二十三年度における子ども手当の支給等

にに関する特別措置法案

右

国会に提出する。

平成二十三年八月十七日

内閣総理大臣 普 直人

平成二十三年度における子ども手当の支給等

に関する特別措置法

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 子ども手当の支給(第四条―第十六条)

第三章 費用(第十七条・第十八条)

第四章 児童手当法との関係(第十九条―第二十二条)

第五章 交付金の交付(第二十三条)

第六章 雑則(第二十四条―第三十七条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成二十四年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成二十三年度における

子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。

(受給者の責務)

第二条 子ども手当の支給を受けた者は、これを子ども及び子育て家庭に資するよう用いなければ

ばならない。

(定義)

第三条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

2 この法律にいう「父」には、母が子どもを懷胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と

事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

3 この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。

一 児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同

法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「小規模住居型児童養育事業」という。)を行う者又は同法第六条の三第三項に規定する里親(以下「里親」という。)に委託されている子ども(厚生労働省令で定める短期間の委託をされている者を除く。)

二 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により

入所措置が採られて同法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設若しくは同法第

四十三条の四に規定する重症心身障害児施設

(以下この号において「知的障害児施設等」という。)に入所している子ども又は同項第三号若しくは同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の五に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十条に規定する児童自立支援施設(以下この号において「乳児院等」という。)に入所している子ども(当該知的障害児施設等及び乳児院等(以下「児童福祉施設」という。)に通う者並びに厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。)

三 疱瘡者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項、第三十条第二項若しくは附則第二十一条第一項の規定により同

介護給付費等(同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。)の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第二十七号)第十六条规定により入所措置が採られて同法附則第十二条に規定する障害者支援施設(障害者自立支援法附則第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。)、障害者自立支援法附則第四十五条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設若し

くは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設(以下「旧身体障害者更生援護施設等」という。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

法(平成十四年法律第百六十七号)第十二条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。)に入所している子ども(当該旧身体障害者更生援護施設等に通う者及び

厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

四 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十条第一項ただし書きの規定により同

法第三十八条第二項に規定する救護施設(以下「救護施設」という。)若しくは同条第三項に規定する更生施設(以下「更生施設」という。)

に入所し、又は売春防止法(昭和二十一年法律第百八十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)に入所している子ども(厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

第一次のイ又はロに掲げる子ども(以下「支給要件」という)

第四条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

第一次のイ又はロに掲げる子ども(以下「支給要件」という)

十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりお従前の例により運営をすること

ができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設若し

くは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設(以下「旧身体障害者更生援護施設等」という。)又はのぞみの園(独立行政

法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

法(平成十四年法律第百六十七号)第十二条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を

いう。以下同じ。)に入所している子ども(当該旧身体障害者更生援護施設等に通う者及び

厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

第二次のイ又はロに掲げる子ども(以下「支給要件」という)

第五条 第二章 子ども手当の支給

第四条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

第一次のイ又はロに掲げる子ども(以下「支給要件」という)

第二条 子ども手当の支給を受けた者は、これを子ども及び子育て家庭に資するよう用いなければ

官 報 (号 外)

生計を同じくするその父又は母(当該支給要件子どもに係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所有するもの

イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある子ども(施設入所等子どもを除く。以下この条及び次条において「中学校修了前の子ども」という。)

ロ 中学校修了前の子どもを含む二人以上の子ども(施設入所等子どもを除く。)

二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件子どもと同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件子どもの生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件子どもの父母等を除く。以下「父母指定者」という。)

三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等子ども(以下「中学校修了前の施設入所等子ども」という。)が

委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等子どもが入所している児童福祉施設、身体障害者支援施設、旧身体障害者更生援護施設等、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設(以下「児童福祉施設等」という。)の設置者

2 前項第一号又は第二号の場合において、父及び母並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該子どもと同居している場合(当該子どもは、当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする他の父若しくは母又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該子どもは、当該同居している父若しくは母又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

一 子ども手当(中学校修了前の子どもに係る部分に限る。)次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

(ii) 当該三歳以上小学校修了前の子どもが一人又は二人いる場合 一万五千円

に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額

(iii) 当該三歳以上小学校修了前の子どもが三人以上いる場合 一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から一万円を控除して得た額とを合算した額

当該小学校修了後中学校修了前の子どもが一人いる場合 次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども又は小学校修了後中学校修了前の子どもである場合 次の(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)から(iv)までに定める額

(1) 当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども又は三歳以上小学校修了前

の子どもである場合 次の(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)から(iv)までに定める額

(ii) 当該支給要件子どものうちに三歳以上小学校修了前の子どもがいる場合 一万五千円に当該三歳に満たない子ど

(i) 当該支給要件子どもの全てが三歳に

四 平成二十三年八月二十三日 衆議院会議録第三十九号 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案及び同報告書

四一

当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額、一万五千円に当該小学校修了前の子どものうちの三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

当該小学校修了後中学校修了前の子どものが二人以上いる場合 一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額及び一万五千円に当該小学校修了前一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

次条の認定を受けた受給資格に係る支給件子どものうちに十五歳に達する日以後の場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

最初の三月三十一日を経過した子どもが当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもが一人いる場合 次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 当該支給要件子ども全てが三歳に満たない子ども、三歳以上小学校修了のである場合 一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額

3
出生の日から三年を経過した施設入所等子どもに於ては、
もとする。)であつて十五歳に達する日以後の
最初の三月三十一日までの間にある者の数を
乗じて得た額とを合算した額
(認定)

第六条 子ども手当の支給要件に該当する者(第四条
四条第一項第一号から第三号までに係るものに
限る。以下「一般受給資格者」という。)は、子ど
も手当の支給を受けようとするときは、その受
給資格及び子ども手当の額について、厚生労働
省令で定めるところにより、住所地の市町村長
(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受
けなければならない。

2 子ども手当の支給要件に該当する者(第四条
第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等
受給資格者」という。)は、子ども手当の支給を
受けようとするときは、その受給資格及び子ど
も手当の額について、厚生労働省令で定めると
ころにより、次の各号に掲げる者の区分に応
じ、当該各号に定める者の認定を受けなければ
ならない。

一 小規模住居型児童養育事業を行ふ者 当該
小規模住居型児童養育事業を行ふ住居の所在
地の市町村長

二 里親 当該里親の住所地の市町村長

三 児童福祉施設等の設置者 当該児童福祉施
設等の所在地の市町村長

前二項の認定を受けた者が、他の市町村(特

等受給資格者が小規模住居型児童養育事業を行ふ者である場合にあつては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、児童福祉施設等の設置者である場合にあつては当該児童福祉施設等の所在地とする。次条第三項において同じ。)を変更した場合において、その変更後の期間に係る子ども手当の支給を受けようとするときも、また前二項と同様とする。

(支給及び支払)

第七条 市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者(以下「受給資格者」という。)に対し、子ども手当を支給する。

2 子ども手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十四年三月(同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月)で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、子ども手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始め

4 子ども手当は、平成二十四年二月に前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(子ども手当の額の改定)

第八条 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第九条 子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第三十二条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十一条 子ども手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第三十一条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、子ども手当の支払を一時差し止めることができる。

(未支払の子ども手当)

第十一條 子ども手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき子ども手当で、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、その者が監護していた十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで

の間にある子ども(以下「中学校修了前の子ども」という。)であつた者にその未支払の子ども手当を支払うことができる。

2 中学校修了前の施設入所等子どもが第三条第三項各号に掲げる子どもに該当しなくなつた場合において、当該中学校修了前の施設入所等子どもが委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等子どもが入所していいた児童福祉施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき子ども手当(当該中学校修了前の施設入所等子どもであつた者に係る部分に限る。)の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十四条 子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第十五条 稽査その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金額を標準として、課することができる。

(不正利得の徴収)

第十三条 偽りその他不正の手段により子ども手当を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(公課の禁止)

第十六条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合においては、第六条第一項中「住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)」とあり、並びに第七条第一項及び第十三条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員 その他政令で定める国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。)	当該国家公務員の所属する各省各庁(財政法に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)の長(裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。)又はその委任を受けた者
二 常時勤務に服することを要する地方公務員 その他政令で定める地方公務員(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百三十八号)第一条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。)	当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者(市町村にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者)
三 常時勤務に服することを要する地方公務員 その他政令で定める地方公務員(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百三十八号)第一条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。)	当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者(市町村にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者)

2 第六条第三項の規定は、前項の規定によりて読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が

当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。

3 第一項の規定によって読み替えられる第六条第一項の認定を受けた者については、第七条第

三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

第三章 費用

(子ども手当の支給に要する費用の負担)

第十七条 子ども手当の支給に要する費用(第二

十条第一項から第六項までの規定に基づき児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定により支給する児童手当又は同法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。次項において同じ。)については、国が負担する。

2 次の各号に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によって読み替えられる第六条の認定(以下この項において単に「認定」という。)をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国

二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支

給に要する費用 当該都道府県

三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該市町村

4 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担する。

第十八条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を交付する。

一 被用者(児童手当法第十八条第一項に規定する被用者をいう。以下同じ。)のうち三歳に満たない子ども(月の初日に生まれた子ども)については、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号及び次号において同じ。)であつて特定施設入所等子ども(父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない施設入所等子どもをいう。以下同じ。)でないものがいるものに対する費用(当該三歳に満たない子どもであつて特定施設入所等子どもに係る部分に限る。)十五分の十三

二 被用者等でない者(被用者又は公務員(施設等受給資格者である公務員を除く。)でない者をいう。以下同じ。)であつて三歳に満たない子ども(特定施設入所等子どもを除く。)がいるものに対する費用(当該三歳に満たない子どもに対する費用(当該三歳に満たない子ども手当の額に係る部分に限る。)がい

どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。)九分の五

三 三歳に満たない特定施設入所等子ども(月の初日に生まれた特定施設入所等子どもについて、出生の日から三年を経過しない特定施設入所等子どもとする。以下この号において「三歳未満特定施設入所等子ども」という。)がいる者に対する費用(当該三歳未満特定施設入所等子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。)十分の十

四 三歳以上の子どもであつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの(以下「三歳以上小学校修了前の子ども」という。)がいる者に対する費用(当該三歳以上小学校修了前の子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限り、次号から第八号までに掲げる費用を除く。)三分の二

五 その者に係る三歳以上の子ども(施設入所等子どもを除く。)が全て三歳以上小学校修了前の子どもであり、かつ、当該三歳以上小学校修了前の子どもが三人以上いる者に対する費用(当該三歳以上小学校修了前の子どもを除く。)がいるもの(以下この号において「三歳以上小学校修了前特定施設入所等子ども」という。)がいる者に対する費用(当該三歳以上小学校修了前特定施設入所等子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。)十分の十

六 三歳以上小学校修了前の子ども(施設入所等子どもを除く。)が二人以上あり、かつ、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの(以下この号において「小学校修了後中学修了前の子ども」という。)がいる者に対する費用(当該小学校修了後中学校修了前の子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。)十分の十

の子ども」という。)が一人いる者に対する費用(当該三歳以上小学校修了前の子どもの数から一を控除して得た数に一万五千円を乗じて得た額に係る部分に限る。)九分の五

七 三歳以上小学校修了前の子ども(施設入所等子どもを除く。)が一人以上あり、かつ、小学校修了後高等学校修了前の子どもが二人以上いる者に対する費用(当該三歳以上小学校修了前の子どもの数に一万五千円を乗じて得た額に係る部分に限る。)九分の五

八 三歳以上の特定施設入所等子ども(月の初日に生まれた特定施設入所等子どもについて、出生の日から三年を経過した特定施設入所等子どもとする。)であつて十二歳に達するもの(以下この号において「三歳以上小学校修了前特定施設入所等子ども」という。)がいる者に対する費用(当該三歳以上小学校修了前特定施設入所等子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。)十分の十

九 十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもであつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの(以下この号において「小学校修了後中学修了前の子ども」という。)がいる者に対する費用(当該小学校修了後中学校修了前の子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。)十分の十

るにより、当該中学校修了前の施設入所等子どもが子ども手当として支払を受けた現金を保管することができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該子ども手当の支給があつたものとみなす。

(時効)

第二十八条 子ども手当の支給を受ける権利及び第十三条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 子ども手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関する処分については、裁判上の請求とみなす。

3 第十三条第一項の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかわらず、時(期間の計算)

第三十九条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十条 子ども手当の支給に関する処分又は第十三条第一項の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第三十一条 子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(第十六条第一項の規定によって読み替えられる第六条の認定をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、子ども手当の支給される第六条の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

(調査)

第三十二条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、子ども手当の額及び被用者又は被用者等でない者が区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

(事務の区分)

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第三十三条 市町村長は、子ども手当の支給に関する処分に關し必要があると認めるときは、第六条(第十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の認定につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を請求することができる。

(罰則)

第三十七条 偽りその他不正の手段により子ども

(報告等)

第三十四条 第十六条第一項の規定によつて読み替えられる第六条の認定をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、子ども手当の支給の状況につき、厚生労働大臣に報告するものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、平成二十四年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。その

第三十五条 この法律(第二十四条から第二十七条まで及び前条を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(厚生労働省令への委任)

第三十六条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第三十七条 偽りその他不正の手段により子ども

手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法

(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

附 則

(子ども手当の支給及び額の改定に関する経過措置)

月三十一日までの間に第六条第一項第十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。又は第二項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の支給は、第七条第二項の規定にかかるらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

二　施行日から平成二十四年一月二十九日まで
う。)において現に子ども手当の支給要件に該
当している者　施行日の属する月

の間に子ども手当の支給要件に該当するに至った者であつて、当該支給要件に該当するに至った日において、第四条第三項の規定が適用されることにより同条第一項第一号に掲

する月の翌月
が同号に掲げる者に該当するに至った日の属
げる者に該当するに至った父又は母 その者

三 旅行日から平成二十一年一月二十九日まで
の間に子ども手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、未成年後見人、父母指定者又は第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の子どもを養育することとなつたことにより同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至つた者その

者が同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至つた日の属する月の翌月

月十一日までの間に第八条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

中学校修了前の子どもを監護し、かつ、こ
れと生計を同じくするその父又は母であつ
て、年1月1日以後の年3月31日以前ま
で、

での間に当該中学校修了前の子どもと同居することとなつたことにより子どもも手当の額が増額することとなるに至つたもの。その者が自立を図る、育てること等によるもの。

なつた日の属する月の翌月
施行日から平成二十四年二月二十九日まで
の間に未成年後見人、父母指定者又は第四条

第一項第四号に掲げる者として中学校修了前
の子どもを養育することとなつたことにより
子ども手当の額が増額することとなるに至つ
た者 その者が当該中学校修了前の子どもを

養育することとなつた日の属する月の翌月
障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置

者自立支援法第五条施行日」という。)から平成二十四年三月三十一日までの間における第三条

「第五条第十二項」とあるのは、「第五条第十三項」とする。

地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十号)第二十二条中障害者自立支援法第五条の改正規定の施行の

「日」という。」ことあるのは、「施行日」とする。

第二十三号の一部を次のように改正する。

第三十一条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十一年法律第
号)による子ども手当に
関する政府の経理は、年金特別会計において
行うものとする。この場合における第百八
条、第百十条、第一百一条第六項及び第七
項、第一百十二条、第一百十三条第四項、第一百十

四条第八項、第一百八條、第一百十九條、第一百二十二条第二項、第一百二十二条並びに第一百二十二

は、第一百八条中「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第一百十条中「児童手当」

定」と、第一百十一一条第六項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金」

別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者から

の拠出金」と同項第二号に中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号二中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第七項

官 報 (号 外)

「定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。」並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第一百四十二条第八項中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同一条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、同一条第二項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同三条第一項中「及び」とあるのは「及び子ども手当勘定」と、第一百十

九条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当勘定」と、第四号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当勘定」とある。当及び子ども手当勘定」と、「第四項」とあるのは第四項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法附則第七条第五項において準用する同法第十八条第二項と、第百二十二条並びに第百二十三条第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とする。

(健康保険法の一部改正)

八条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の三を附則第八条の四とし、附則第八条の二の次に次の二条を加える。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例)

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第一号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当

(地方財政法の一部改正)	<p>法第二十条の拠出金に関する第百五十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十条」とあるのは、「第二十条(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第号)第二十条第一項、第三項及び第五項)の規定により適用される場合を含む。」とする。</p> <p>(船員保険法の一部改正)</p> <p>第九条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第八条の二の次に次の二条を加える。</p> <p>(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例)</p> <p>第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第号)第一項及び第二項の規定によく。の規定により適用される児童手当法の特例</p> <p>平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第号)第一項及び第二項の規定によく。の規定により適用される児童手当法の特例</p>
第十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。	
第三十九条中「平成二十二年法律第十九号」の下に「又は平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年	

当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十二条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第一項(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第二号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。)とする。」

(地方自治法の一部改正)

第十一条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

十四条から第二十七条まで及び第三十四条を除り市町村が処理することとされている事務(第二十三条第一項の規定により都道府県又は市町村とされている事務を含む。)

法律第二百二十二条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第一項(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第二号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。)とする。」

(地方交付税法の一部改正)

第十二条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百二十二条第一項の規定により改正する。附則第六条の三第一項第二号中「この条の」を「第十一条第三項本文の規定により平成二十三年

官 報 (号 外)

三年度前期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額から」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度前期調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」のうち平成二十三年度等子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に係る額

第三条第五項中「第七項第六号及び第九号」を「第七項第七号及び第十一号」に改め、同条第六号各号を次のように改める。

一 調整対象市町村 次に掲げる額の合算額

イ 平成二十三年度前期調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

ロ 平成二十三年度後期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

ハ 平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象市町村平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童手当対象児童の数で按分した額

十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数 平成二十三年度子ども手当特給特別措置法第三条第一項に規定する子どものうち平成二十三年度子ども手当支給法による子ども手当支給額を「平成二十二年度等子ども手当支給法」に、「及び平成二十三年子ども手当支給法」を「平成二十二年度等子ども手当支給法」に、「及び平成二十三年子ども手当支給法」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項第九号中「調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度前期調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から」を「平成二十三年度前期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号中「調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度等子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に係る額

二 調整対象外市町村 次に掲げる額の合算額

イ 平成二十三年度前期調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

ロ 平成二十三年度後期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

ハ 平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象市町村の児童手当対象児童の数で按分した額

ハ 平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象市町村平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童手当対象児童の数で按分した額

六 平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数 平成二十三年度子ども手当特給特別措置法第三条第一項に規定する子どものうち平成二十三年度子ども手当支給額を「平成二十二年度等子ども手当支給法」に、「及び平成二十三年子ども手当支給法」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項第九号中「調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度前期調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から」を「平成二十三年度前期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号中「調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度等子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に係る額

項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度等子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に係る額

十一 平成二十三年度後期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各市町村の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

十一 平成二十三年度後期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各市町村の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数として総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童手当引上対象児童数で按分した額

六 平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数 平成二十三年度子ども手当特給特別措置法第三条第一項に規定する子どものうち平成二十三年度子ども手当支給額を「平成二十二年度等子ども手当支給法」に、「及び平成二十三年子ども手当支給法」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項第九号中「調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度前期調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から」を「平成二十三年度前期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号中「調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度等子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に係る額

官 報 (号 外)

第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)とあるのは「第七条第二項」とする。

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正)

第二十一条　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例)

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第号)の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関する第九条の規定の適用については、同条の見出し中の「平成二十三年度」は「平成二十四年度」

る特別措置法(平成二十三年法律第
一百九号)の一部を次のように改正する。

(日本年金機構法の一部改正)

第二十二条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。

附則第七十六條を附則第七十七条とし、附則第七十五条の次に次の二条を加える。

(平成二十三年度における子ども手当の支給

等に関する特別措置法により適用される児童

手当法の特例)

第七十六条 機構が、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平

成二十三年法律第号。以下「平成二十

「三年度子ども手当支給特別措置法」という。）

第二十条第一項、第三項及び第五項の規定に

より適用される児童手当法第二十二条第三項

に規定する権限に係る事務並びに平成二十三年度予算の平成支給特別措置法第二十三条第一

年度予算支給特別措置法第二条第一項、第三項及び第五項の規定により適用され

る児童手当法第二十二条第八項に規定する事

務を行う場合における第二十三条第三項、第

二十六条第二項、第二十七条第二項及び第四

十八条第一項の規定の適用については、第一

十三条第三項中「児童手当法（昭和四十六年法）

四十六年法律第七十三号）（平成二十三年度に

おける子ども手当の支給等に関する特別措置

・法(平成二十三年法律第
号。以下「平成

二十三年度子ども手当支給特別措置法」とい

う。)第二十条第一項 第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。)二七、第二

定により通月されの場合を含む)」。第

童手当法(平成二十三年度子ども手当支給特

平成二十三年八月二十三日 衆議院会議録第三十九回

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案及び同報告書

五三

理由

現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成二十四年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、中学校修了前の子どもを養育している者に対し、三歳未満の子どもには一人につき月額一万五千円の、三歳以上小学校修了前の子どもには一人につき月額一萬円の、当該子どもが三人目以降の子どもである場合には一人につき月額一万五千円の、小学校修了後中学校修了前の子どもには一人につき月額一万円の子ども手当を支給する等、平成二十三年度における子ども手当の支給について必要な事項等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(号外)

報告書

議案の目的及び要旨

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

本案は、現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成二十四年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成二十三年十月から平成二十四年三月までの月分の子ども手当の支給等について必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本

現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成二十四年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、中学校修了前の子どもを養育している者に対し、三歳未満の子どもには一人につき月額一万五千円の、三歳以上小学校修了前の子どもには一人につき月額一萬円の、当該子どもが三人目以降の子どもである場合には一人につき月額一万五千円の、小学校修了後中学校修了前の子どもには一人につき月額一万円の子ども手当を支給する等、平成二十三年度における子ども手当の支給について必要な事項等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国内に住所を有しないものをいうものとすること。また、「施設入所等子ども」とは、里親に委託されている子ども又は児童福祉施設等に入所している子どもをいうものとすること。

2 子ども手当は、中学校修了前の子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母等が指定する者等に支給すること。中学校修了前の施設入所等子どもについては、里親又は児童福祉施設等の設置者に支給すること。

3 子ども手当の額は、一月につき、(一)及び(二)に掲げる子ども手当の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に定める額とすること。

(一) 子ども手当(中学校修了前の子どもに係る部分に限る)一万五千円に三歳未満の子どもの数を乗じて得た額、一万円に三歳

以上小学校修了前の第一子及び第二子の子ども数を乗じて得た額、一万五千円に三

歳以上小学校修了前の第三子以降の子ども

の数を乗じて得た額及び一万円に小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

(二) 子ども手当(中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る)一万五千円に三

歳以上小学校修了前の施設入所等子どもの数を乗じて得た額と、一万円に三歳以上中学校修了前の施設入所等子どもの数を乗じて得た額とを合算した額

4 子ども手当の支給に要する費用については、児童手当相当部分は児童手当法の規定に基づき、国、地方公共団体及び事業主が負担することとし、それ以外の費用については、国が負担するものとすること。

5 子ども及び子育て家庭の支援に資するよう、市町村又は都道府県に対し、交付金を交付すること。

6 受給資格者の申出により、子ども手当を受給資格者が支払うべき学校給食費等の支払に充てることができることとし、保育料については、市町村長が子ども手当の支払をする際に徴収することができる。

7 政府は、平成二十四年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとするこ

と。

8 この法律は、一部を除き、平成二十三年十月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成二十四年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成二十四年三月から平成二十四年三月までの月分の子ども手当の支給等について必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本

なお、本案に対し、みんなの党より、子育て支援に関する地域の自主性及び自立性を高めるため、児童手当法を廃止すること、市町村又は都道府県に対し、児童を養育する者に対する金銭の給付その他の子育て支援のために要する経費に充てるため、交付金を交付すること等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成二十三年度一般会計予算の歳出として子育て支援交付金五百億円、平成二十三年十月から平成二十四年一月に係る経費として、平成二十三年度特別会計予算において、年金特別会計児童手当及び子ども手当勘定に一般会計より受入約四千七百億円、同勘定の歳出として子ども手当交付金約五千三百億円となることがそれぞれ見込まれる。

右報告する。

平成二十三年八月二十三日

厚生労働委員長 牧 義夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案

右

平成二十三年四月五日

内閣総理大臣 菅 直人

電気事業者による再生可能エネルギー電気
の調達に関する特別措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等(第三条—第七条)
第三章 電気事業者間の費用負担の調整(第八条—第十六条)
第四章 費用負担調整機関(第十七条—第二十一条)
第五章 雜則(第二十九条—第三十四条)
第六章 罰則(第三十五条—第三十九条)
附則

(目的)
第一条 この法律は、エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することができる工エネルギーの供給に係る社会的環境に応じたエネルギーの安定的な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要な役割を果すものである。この法律は、エネルギー源による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
第二条 この法律において「電気事業者」とは、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条
第三条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第一項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー電気の「調達価格及び調達期間」

(調達価格及び調達期間)
第三条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第一項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー電気の「調達価格及び調達期間」
4 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
5 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
6 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

一 太陽光
二 風力
三 水力
四 地熱
五 バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。第六条第三項及び第八項において同じ。)
六 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として水素的に利用することができるものと認められるものとして政令で定義する。
7 経済産業大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、調達価格等を改定することができる。
8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定による調達価格等の改定について準用する。(特定契約の申込みに応ずる義務)
9 第四条 電気事業者は、第六条第一項の認定に係る発電(同条第四項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。同条第六項において同じ。)に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。)を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者(以下「特定供給者」という。)から、当該再生可能エネルギー電気について特定契約(当該認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間(当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者に供給されていた場合その他の経済産業省令

で定める場合にあつては、経済産業省令で定められた期間にわたり、特定供給者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。以下同じ。」の申込みがあつたときは、その内容が当該電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるときその他の経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除き、特定契約の締結を拒んではならない。

2 経済産業大臣は、電気事業者に対し、特定契約の円滑な締結のため必要があると認めるときは、その締結に関し必要な指導及び助言をすることができる。

3 経済産業大臣は、正当な理由がなくて特定契約の締結に応じない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、特定契約の締結に応ずべき旨の勧告をすることができる。

4 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(接続の請求に応ずる義務)

第五条 電気事業者(特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。)は、前条第一項の規定により特定契約の申込みをしようとする特定供給者から、当該特定供給者が用いる認定発電設備と当該電気事業者がその事業の用に供

する変電用、送電用又は配電用の電気工作物(電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。第二十条第一項において同じ。)とを電気的に接続することを求められたときは、次に掲げる場合を除き、当該接続を拒んではならない。

一 当該特定供給者が当該接続に必要な費用であつて経済産業省令で定めるものを負担しないとき。

二 当該特定供給者が当該接続に必要な費用で一当該特定供給者が当該接続に必要な費用であつて経済産業省令で定めるものを負担しないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、経済産業省令で定める正当な理由があるとき。

2 経済産業大臣は、電気事業者に対し、前項に規定する接続が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該接続に必要な指導及び助言をすることができる。

3 経済産業大臣は、正当な理由がなくて第一項に規定する接続を行わない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、当該接続を行うべき旨の勧告をすることができる。

4 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(接続の請求に応ずる義務)

第五条 電気事業者(特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。)は、前条第一項の規定により特定契約の申込みをしようとする特定供給者から、当該特定供給者が用いる認定発電設備と当該電気事業者がその事業の用に供するときは、当該認定を取り消すことができる。

二 これによることにより、次の各号のいずれにも適合していないことにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生可能エネルギー発電設備が経済産業省令で定める基準に適合すること。

二 その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

2 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認めることは、同項の認定をするものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該認定の申請に係る発電がバイオマスを電気に変換するものであるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。

4 第一項の認定に係る発電をし、又はしようとする者は、当該認定に係る発電の変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 第一項の認定に係る発電をし、又はしようとする者は、前項ただし書きの経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 経済産業大臣は、第一項の認定に係る発電が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認め

するときは、当該認定を取り消すことができる。

7 第二項及び第三項の規定は、第四項の認定について準用する。

8 経済産業大臣は、第一項第二号の経済産業省令(発電に利用することができるバイオマスに係る部分に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣に協議しなければならない。

(電気事業法の特例)

第七条 特定契約に基づく一般電気事業者に対するその一般電気事業(電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業をいう。)の用に供するための再生可能エネルギー電気の供給については、同法第二十二条の規定は、適用しない。

第三章 電気事業者間の費用負担の調整
(交付金の交付)

第八条 第十七条第一項に規定する費用負担調整機関(以下この章において単に「費用負担調整機関」という。)は、各電気事業者が供給する電気の量に占める特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量の割合に係る費用負担の不均衡を調整するため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者(第十四条第一項の規定による督促を受け、同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない電気事業者を除く。次条、第十条第一項及び第十六条において同じ。)に対して、交付金を交付する。

官報(号外)

2 前項の交付金(以下単に「交付金」という。)は、第十一条第一項の規定により費用負担調整機関が徴収する納付金をもつて充てる。
 (交付金の額)

第九条 前条第一項の規定により電気事業者に対し交付される交付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、特定契約ごとの第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

一 当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。)に当該特定契約に係る調達価格を乗じて得た額

二 当該電気事業者が特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達をしなかつたとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

(交付金の額)

第十一条 費用負担調整機関は、第十七条第二項に規定する業務に要する費用及び当該業務に関する事務の処理に要する費用(次条第二項において「事務費」という。)に充てるため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、納付金を徴収する。

2 電気事業者は、前項の納付金(以下単に「納付金」という。)を納付する義務を負う。

(納付金の額)

第十二条 前条第一項の規定により電気事業者から徴収する納付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量をいう。次項及び第十六条第二項において同じ。)に当該期間の属する年度における納付金単価を乗じて得た額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての電気事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における事務費の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての電気事業者が供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の一キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての電気事業者に対し交付すべき交付金の額を決定し、当該各電気事業者に対し、その者に交付すべき交付金の額その他必要な事項を通知しならなければならぬ。

(交付金の額の決定、通知等)

第十一条 費用負担調整機関は、第八条第二項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者が納付すべき納付金の額を決定し、当該各電気事業者に対し、その者が納付すべき納付金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 第十条第二項の規定は、納付金について準用する。

(納付金の納付の督促等)

第十三条 費用負担調整機関は、第十一条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者が納付すべき納付金の額を決定し、当該各電気事業者に対し、その者が納付すべき納付金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならない。

4 経済産業大臣は、納付金単価を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(納付金の額の決定、通知等)

第十四条 費用負担調整機関は、前条第一項の規定による通知を受けた電気事業者がその納付期限までに納付金を納付しないときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 費用負担調整機関は、前項の規定により督促

3 費用負担調整機関は、第一項の規定による督促を受けた電気事業者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、直ちに、その旨を経済産業大臣に通知しなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、当該電気事業者の氏名又は名称及び当該電気事業者が第一項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付していない旨を公表しなければならない。

(帳簿)

第十五条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約ごとの調達した再生可能エネルギー電気の量、供給した電気の量その他の経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(賦課金の請求)

第十六条 電気事業者は、納付金に充てるため、当該電気事業者から電気の供給を受ける電気の使用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。

2 前項の規定により電気の使用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額とする。

第四章 費用負担調整機関

(費用負担調整機関の指定等)

第十七条 経済産業大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次

項に規定する業務(以下「調整業務」という。)に
関し次に掲げる基準に適合すると認められるも
のを、その申請により、全国を通じて一個に
限り、費用負担調整機関(以下「調整機関」とい
う。)として指定することができる。

一 調整業務を適確に実施するに足りる経理的
及び技術的な基礎を有するものであること。
二 役員又は職員の構成が、調整業務の公正な
実施に支障を及ぼすおそれがないものである
こと。

三 調整業務以外の業務を行つていてる場合に
は、その業務を行うことによつて調整業務の
公正な実施に支障を及ぼすおそれがないもの
であること。

四 第二十七条第一項の規定により指定を取り
消され、その取消しの日から二年を経過しな
い者でないこと。

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者が
ないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行
を終わり、又は執行を受けることがなく
なつた日から二年を経過しない者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規
定に違反したことにより罰金の刑に処せら
れ、その刑の執行を終わり、又は執行を受

けることがなくなつた日から二年を経過し
られていること。

一 調整業務の実施方法が適正かつ明確に定め
られていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする
ものでないこと。

三 電気事業者の利益を不当に害するおそれが
あるものでないこと。

四 経済産業大臣は、第一項の認可をした調整業
務規程が調整業務の適正かつ確実な実施上不適
当となつたと認めるときは、その調整業務規程
を変更すべきことを命ずることができる。

五 経済産業大臣は、前項の規定による指定を
したときは、当該指定を受けた者の名称及び住
所並びに事務所の所在地を公示しなければなら
ない。

六 調整機関は、その名称及び住所並びに事務所
の所在地を変更しようとするときは、あらかじ
め、その旨を経済産業大臣に届け出なければな
らない。

七 調整機関は、前項の規定による届出が
あつたときは、当該届出に係る事項を公示しな
ければならない。

八 調整機関は、前項の規定による届出が
あつたときは、当該届出に係る事項を公示しな
ければならない。

九 調整機関は、前項の認可を受けたときは、遅
滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表
しなければならない。

十 調整機関は、経済産業省令で定めるところに
より、毎事業年度終了後、調整業務に関し事業
報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣
に提出するとともに、これを公表しなければな
らない。

十一 認可を受けなければならない。これを変更しよ
うとするときも、同様とする。

(調整業務規程)

第十八条 調整機関は、調整業務の開始前に、そ
の実施方法その他の経済産業省令で定める事項
について調整業務規程を定め、経済産業大臣の
認可を受けなければならない。これを変更しよ
うとするときも、同様とする。

十二 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各

号のいずれにも適合していると認めるときは、
同項の認可をしなければならない。

(業務の休廃止)

第二十二条 調整機関は、次の方法によるほか、
納付金を運用してはならない。

一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証
券の保有

二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機
関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託
業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律
第43号)第一条第一項の認可を受けた金
融機関をいう。)への金銭信託

四 第二十四条 調整機関は、経済産業省令で定める
ところにより、調整業務に関する事項で経済産
業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付
け、これを保存しなければならない。

五 第二十三条 調整機関は、経済産業省令で定める
ところにより、調整業務に関する事項で経済産
業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付
け、これを保存しなければならない。

六 第二十五条 調整機関の役員若しくは職員又はこ
れらの職にあつた者は、調整業務に関して知り
得た秘密を漏らしてはならない。

(解任命令)

第二十六条 調整機関は、調整業務以外の業務を
行つている場合には、当該業務に係る経理と調
整業務に係る経理とを区分して整理しなければ
ならない。

七 第二十七条 経済産業大臣は、調整機関の役員
が、この法律の規定若しくはこの法律に基づく
命令の規定若しくは処分に違反したとき、第十
八条第一項の認可を受けた同項に規定する調整

(号外)

業務規程に違反する行為をしたとき、又は調整業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、調整機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第二十六条 経済産業大臣は、この法律を施行するためには必要な限度において、調整機関に対し、調整業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十七条 経済産業大臣は、調整機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第十七条第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

一 調整業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは处分に違反したとき、又は第十八条第一項の認可を受けた同項に規定する調整業務規程によらないで調整業務を行つたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定の取消しが行われた場合において、電気事業者が当該指定を取り消された法人に納付金がなお存するときは、当該指定を取り消された法人は、経済産業

大臣が第十七条第一項の規定により新たに指定する調整機関に当該納付金を速やかに引き渡さなければならない。

(情報の提供等)

第二十八条 経済産業大臣は、調整機関に対し、調整業務の実施に關し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第五章 雜則

(再生可能エネルギー源の利用に要する費用の価格への反映)

第二十九条 国は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー発電設備に關連する事業を行う者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、再生

可能エネルギー発電設備の製造及び設置に要する費用の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第三十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気事業者若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、電気事業者若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させる

ことができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第三十条 国は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及、再生可能エネルギー電気の供給に係る規制の在り方についての検討及びその結果に基づく必要な措置の実施その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 電気事業者及び再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する者は、再生可能エネルギー

電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るために、相互の密接な連携の下に、再生可能エネルギー電気の円滑な供給に資する電気工作物の設置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境大臣との関係)

第三十二条 経済産業大臣は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するための施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に關する施策に關連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力をして行うものとする。

(経済産業省令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、経済産業省令で定める。

(経過措置)

第三十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることがで

きる。

第六章 罰則

第三十五条 第二十四条の規定に違反した者は、

一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 第四条第四項又は第五条第四項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした調整機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の許可を受けないで調整業務の全部を廃止したとき。

二 第二十三条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第三十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(号外)

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十六条又は第三十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科す。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(準備行為)

第二条 経済産業大臣は、この法律の施行前においても、第三条及び第十二条の規定の例により、調達価格等及び納付金単価を定め、これを告示することができる。
第三条 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、同条第一項の認定を受けた発電とみなして、この法律の規定を適用する。
2 前項の規定により第六条第一項の規定による認定を受けた発電については、この法律の施行の日に第六条第一項の規定による認定を受けた発電とみなして、この法律の規定を適用する。
2 前項の規定により第六条第一項の規定による認定を受けた発電とみなされる発電についての第四条第一項、第六条第四項、第六項及び第七項並びに第九条第一号の規定の適用については、第四条第一項中「当該認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間(当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあっては、経済産業省令で定める期間)」とあるのは「前条各号のいずれにも」とあるのは「特例太陽光発電に係る附則第五条第一項の太陽光発電設備が同項の経済産業省令で定める要件に」と、「同項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする」と、第九条第一号中「調達価格」とあるのは「調達価格(特例太陽光発電による電気について特定契約に基づき調達した場合にあっては、特例太陽光価格)」とする。
2 前項の規定により認定を受けたときは、この法律の施行の日において第六条第一項の規定により認定を受けたものとみなす。

第四条 第十七条第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前に
第六条 政府は、再生可能エネルギー電気の供給
2 前項の規定により認定を受けたときは、この法律の施行の日において第六条第一項の規定により認定を受けたものとみなす。
2 前項の規定により認定を受けたときは、この法律の施行の日において第六条第一項の規定により認定を受けたものとみなす。
2 前項の規定により認定を受けたときは、この法律の施行の日において第六条第一項の規定により認定を受けたものとみなす。

の量の状況及びその見通し、第十六条の賦課金の負担がその事業を行うに当たり電気を大量に使用する者その他の電気の使用者の経済活動等に与える影響、内外の社会経済情勢の変化等を勘案し、少なくとも三年ごとに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、この法律の施行後平成三十三年三月三十一日までの間にこの法律の廃止を含めた見直しを行うものとする。

(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の廃止)

第七条 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)は、廃止する。

(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の廃止に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(以下「旧特別措置法」という。)第四条から第八条まで、第九条第四項及び第五項並びに第十条から第十二条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第四条第一項中「新エネルギー等電気の基準利用量」とあるのは「電気事業者による再生可能工エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第二号。以下「再生可能工エネルギー電気特別措置法」という。)附則第七条の規

定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号。以下「旧特別措置法」という。)

第九条 第一項の規定により認定を受けた新エネルギー等認定設備」という。)を用いて得られる新エネルギー等電気利用目標及び新エネルギー等発電設備の導入に伴い必要となる電圧の調整ための発電設備の普及」とあるのは「旧特別措置法第四条第一項の規定により全ての電気事業者が再生可能エネルギー電気特別措置法の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの

一年間施行日の属する月が一月から三月末である場合には、施行日の属する年の前々年の四月一日からその属する年の前年の三月三十一日までの一年間において利用をすべきものとして経済産業大臣に届け出た新エネルギー等電気の基準利用量及び新エネルギー等認定設備の廃止」と、同条第二項中「四月一日から」とあるのは「四月一日から翌年の」と、「開始した日から」とあるのは「開始した日から翌年の」と、旧特別措置法第五条から第八条までの

と、旧特別措置法第十二条並びに第十三条第一項及び第二項中「第九条第一項」とあるのは「旧特別措置法第九条第一項」とする。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(経済産業省設置法の一部改正)

第十条 経済産業省設置法(平成十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「電気事業者による

新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第二号)」に改め。(政令への委任)

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

1 太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気について、電気事業者に対し、経済産業大臣が定める一定の期間・価格で買い取る義務を課すこと。

2 再生可能エネルギー電気の買取費用について、各電気事業者が電力需要家に対して使用電力量に比例した賦課金の支払を請求することとを認めるとともに、地域間で賦課金の不均衡が生じないよう費用負担調整機関を設置すること。

3 少なくとも三年ごとに、再生可能エネルギーの導入量及び賦課金負担の与える影響等を勘案し、買取価格及び期間を見直すとともに、二〇二〇年度を日付に廃止を含めた見直しを行うこと。

4 電気事業者による新エネルギー等の利用により再生可能エネルギー電気を調達する契約を締結する義務を課す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

二 議案の修正議決理由

本案は、エネルギー安定供給、地球温暖化対策及び環境関連産業等の育成のため、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度を導入し、その利用拡大を図るための措置として妥当なものと認めるが、調達価格及び調達期間は再生可能なエネルギー発電設備の区分に加えて設置の形態及び規模ごとに定めるものとすること、経済産業大臣は必要があると認めるときは半期ごとに調達価格及び調達期間を定めることができるものとすること、経済産業大臣が調達価格を定めようとするときは所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、消費者政策の観点から消費者問題担当大臣及び調達価格等算定委員会の意見を聴くこととすること、経済産業大臣は調達価格及び当該価格の算定基礎となる数及び算定方法を国会に報告しなければならないものとすること、電気を大量に使用する事業を行なう者が経済産業大臣の認定を受けることにより、当該賦課金の額に百分の八十を下らない割合を乗じて得た額を減ずることとすること、政府は、費用負担調整機関が電気事業者に対して交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てるため、必要な予算上の措置を講ずるものとすること、資源エネルギー庁に国会の同意を得て経済産業大臣が任命する委員五名からなる調達価格等算定委員会を置くこと、本案の施行期日を平成二十四年七月一日とすること、本案施行の日から三年間は、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき

き利潤に特に配慮するものとすること、東日本大震災により著しい被害を受けた電気の使用者に対し支払を請求することができる賦課金の額を零円とすること、エネルギー基本計画が変更された場合には、速やかに再生可能エネルギー

を零円とすること、再生可能エネルギーの利用の促進に関する制度の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること、政府は、この法律の施行後平成三十三年三月三十日までの間に、この法律の施行状況等を勘案し、この法律の抜本的な見直しを行うものとすること等の修正をする必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党及びみんなの党の提案に係る各修正案が提出されたが、否決された。また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 修正の結果必要とする経費

修正の結果必要とする経費は、平成二十四年度で約七十億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して海江田経済産業大臣より、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党的三会派共同提出の修正案に対し、「異議はない」旨の意見が述べられた。

右報告する。

平成二十三年八月二十三日

経済産業委員長 田中けいしゅう

衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(調達価格及び調達期間)

第三条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第一項の規定により

行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分〇に、設置の形態及び規模

の「調達期間」といふ。当該再生可能エネルギー電気の「一キロワット時当たりの価格」以下「調達価格」という。及びその調達価格による調達に係る期間(以下「調達期間」という。)を定めなければならぬ。ただし、経済産業大臣は、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し、必要があると認めるときは、半期ごとに、当該半期の開始前に、調達価格及び調達期間(以下「調達価格等」といふ。)を定めることができる。

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等(第三条・第七条)

第三章 電気事業者間の費用負担の調整(第八条)

第四章 費用負担調整機関(第十七条・第二十一条)

第五章 調達価格等算定委員会(第三十一条・第三十七條)

第六章 雜則(第三十九条・第四十三条)

第七章 罰則(第三十五条・第三十九条)

第八条

附則

第一条(目的)

第二条(調達価格)

第三条(目的)

第四条(調達価格)

第五条(調達価格)

第六条(調達価格)

第七条(調達価格)

第八条(調達価格)

第九条(調達価格)

第十条(調達価格)

第十一条(調達価格)

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものとする。
4 経済産業大臣は、調達価格及び調達期間(以下「調達価格等」という。)を定めるに当たっては、第十六条の賦課金の負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう配慮しなければならない。
5 経済産業大臣は、調達価格等を定めようとするときは、 <small>当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に当該再生可能エネルギー発電設備の意見を当該資源工エネルギー調査会の意見を聴かなければならぬ。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。</small> 成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受け同法第四条第一項第十七号及び同条第三項第六十一号に掲げる事務を掌理するものをいつの意見を聽くとともに、調達価格等算定委員会
6 経済産業大臣は、調達価格等を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。
7 経済産業大臣は、前項の規定による告示後速かに、当該告示に係る調達価格等並びに当該調達価格等の算定の基礎に用いた数及び算定の方法を国会に報告しなければならない。
8 経済産業大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、調達価格等を改定することができる。
9 第五項から第六項〇までの規定は、前項の規定による調達価格等の改定について準用する。(特定契約の申込みに応する義務)
第四条 電気事業者は、第六条第一項の認定による発電(同条第四項の規定による変更の認定又

は同条第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。同条第六項において同じ。)に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。)を用いて再生可能なエネルギー電気について特定契約(当該○特定供給者に係る設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間(当該再生可能エネルギー電気を供給しようとする者(以下「特定供給者」という。)から、当該再生可能工能エネルギー電気について特定契約(当該○認定発電事業者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあつては、経済産業省令で定める期間)にわたり、特定供給者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。以下同じ。)の申込みがあつたときは、その内容が当該電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるときその他の経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除き、特定契約の締結を拒んではならない。
4 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
5 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきこととを命ずることができる。
(接続の請求に応ずる義務)

第五条 電気事業者(特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。)は、前条第一項の規定により特定契約の申込みをしようとする特定供給者から、当該特定供給者が用いる認定発電設備を用いて発電設備と当該電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物(電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。第三十〇条第二項において同じ。)とを電気的に接続することを要求されたときは、次に掲げる場合を除き、当該接続を拒んではならない。
一 当該特定供給者が当該接続に必要な費用であつて経済産業省令で定めるものを負担しないときは、
二 当該電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。
三 前二号に掲げる場合のほか、経済産業省令で定める正当な理由があるとき。
4 経済産業大臣は、前項の規定による接続を行わない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、当該接続に必要な指導及び助言をすることができる。

に規定する接続を行わない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、当該接続を行うべき旨の勧告をすることができる。
4 経済産業大臣は、前項の規定による接続を行わない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、当該接続を行なうべき旨の勧告をすることができる。
5 経済産業大臣は、前項の規定による接続を行なうべき旨の勧告をすることができる。
6 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
7 絏済産業大臣は、前項の規定による接続を行なうべき旨の勧告をすることができる。

一 調整業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
二 役員又は職員の構成が、調整業務の公正な実施に支障を及ぼさぬこと。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

二十一
命令の規定若しくは処分に違反したとき、
第十八条第一項の認可を受けた同項に規定する
整業務規程に違反する行為をしたとき、又は
整業務に著しく不適当な行為をしたと
は、調整機関に対して、その役員を解任すべ

する調整機関に当該納付金
なければならぬ。

立を速やかに引き渡さ

三 調整業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて調整業務の

公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 第二十九条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しな

い者でないこと。

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者が
ないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなく

なつた日から二年を経過しない者

□ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せら

れ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過する

いなうかたへたるを経過し

調整機関は、次に掲げる業務を行うものとす。

電気事業者から納付金を徴収し、その管理を行うこと。

電気事業者に対し交付金を交付すること。

前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

平成二十三年八月二十三日 衆議院会議録第三十九号

(委員長) 第二十四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第三十五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の会議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、前条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。

5 委員会の会議は、公開する。ただし、委員会は、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

(資料の提出その他の協力)

第三十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十七条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(第六章 雜則)

(再生可能エネルギー源の利用に要する費用の価格への反映)

第三十八条 国は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るために、当該利用に要する費用を電気の使用者に対する電気の供給の対価に適切に反映させることが重要であることに鑑み、この法律

の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

2 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

9 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

10 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

11 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

12 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

13 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

14 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

15 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

16 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

17 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

18 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

19 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

20 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

21 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

22 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

23 電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

可能エネルギー発電設備の製造及び設置に要する費用の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第三十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気事業者若しくは認定発電設備の状況その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（環境大臣との関係）

第三十二条 (略)

第三十三条 (略)

第三十四条 (略)

第三十五条 (略)

第三十六条 (略)

第三十七条 (略)

第三十八条 (略)

第三十九条 (略)

第四十条 (略)

第四十一条 (略)

第四十二条 (略)

第四十三条 (略)

第四十四条 (略)

第四十五条 (略)

第四十六条 (略)

第四十七条 (略)

第四十八条 (略)

第四十九条 (略)

第五十条 (略)

その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（第一項及び第二項○までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。）

（環境大臣との関係）

（経過措置）

（經濟産業省令への委任）

（第二十二章 (略)

（第二十三章 (略)

（第二十四章 (略)

（第二十五章 (略)

（第二十六章 (略)

（第二十七章 (略)

（第二十八章 (略)

（第二十九章 (略)

（第三十章 (略)

（第三十一章 (略)

（第三十二章 (略)

（第三十三章 (略)

（第三十四章 (略)

（第三十五章 (略)

（第三十六章 (略)

（第三十七章 (略)

（第三十八章 (略)

（第三十九章 (略)

（第四十章 (略)

（第四十一章 (略)

（第四十二章 (略)

（第四十三章 (略)

（第四十四章 (略)

（第四十五章 (略)

（第四十六章 (略)

（第四十七章 (略)

（第四十八章 (略)

（第四十九章 (略)

（第五十章 (略)

（第五十一章 (略)

（第五十二章 (略)

（第五十三章 (略)

（第五十四章 (略)

（第五十五章 (略)

（第五十六章 (略)

（第五十七章 (略)

（第五十八章 (略)

（第五十九章 (略)

（第六十章 (略)

（第六十一章 (略)

（第六十二章 (略)

（第六十三章 (略)

（第六十四章 (略)

（第六十五章 (略)

（第六十六章 (略)

（第六十七章 (略)

（第六十八章 (略)

（第六十九章 (略)

（第七十章 (略)

（第七十一章 (略)

（第七十二章 (略)

（第七十三章 (略)

（第七十四章 (略)

（第七十五章 (略)

（第七十六章 (略)

（第七十七章 (略)

（第七十八章 (略)

（第七十九章 (略)

（第八十章 (略)

（第八十一章 (略)

（第八十二章 (略)

（第八十三章 (略)

（第八十四章 (略)

（第八十五章 (略)

（第八十六章 (略)

（第八十七章 (略)

（第八十八章 (略)

（第八十九章 (略)

（第九十章 (略)

（第九十一章 (略)

（第九十二章 (略)

（第九十三章 (略)

（第九十四章 (略)

（第九十五章 (略)

（第九十六章 (略)

（第九十七章 (略)

（第九十八章 (略)

（第九十九章 (略)

（第一百章 (略)

（第一百一章 (略)

（第一百二章 (略)

（第一百三章 (略)

（第一百四章 (略)

（第一百五章 (略)

（第一百六章 (略)

（第一百七章 (略)

（第一百八章 (略)

（第一百九章 (略)

（第一百十章 (略)

（第一百十一章 (略)

（第一百十二章 (略)

（第一百十三章 (略)

（第一百十四章 (略)

（第一百十五章 (略)

（第一百十六章 (略)

（第一百十七章 (略)

（第一百十八章 (略)

（第一百十九章 (略)

（第一百二十章 (略)

（第一百二十一章 (略)

（第一百二十二章 (略)

（第一百二十三章 (略)

（第一百二十四章 (略)

（第一百二十五章 (略)

（第一百二十六章 (略)

（第一百二十七章 (略)

（第一百二十八章 (略)

（第一百二十九章 (略)

（第一百三十章 (略)

（第一百三十一章 (略)

（第一百三十二章 (略)

（第一百三十三章 (略)

（第一百三十四章 (略)

（第一百三十五章 (略)

（第一百三十六章 (略)

（第一百三十七章 (略)

（第一百三十八章 (略)

（第一百三十九章 (略)

（第一百四十章 (略)

（第一百四十一章 (略)

（第一百四十二章 (略)

（第一百四十三章 (略)

（第一百四十四章 (略)

（第一百四十五章 (略)

（第一百四十六章 (略)

（第一百四十七章 (略)

（第一百四十八章 (略)

（第一百四十九章 (略)

（第一百五十章 (略)

（第一百五十一章 (略)

（第一百五十二章 (略)

（第一百五十三章 (略)

（第一百五十四章 (略)

（第一百五十五章 (略)

（第一百五十六章 (略)

（第一百五十七章 (略)

（第一百五十八章 (略)

（第一百五十九章 (略)

（第一百六十章 (略)

（第一百六十一章 (略)

（第一百六十二章 (略)

（第一百六十三章 (略)

（第一百六十四章 (略)

（第一百六十五章 (略)

（第一百六十六章 (略)

は、その違反行為をした調整機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の許可を受けないで調整業務の

全部を廃止したとき、
二 第二十三条^五の規定に違反して帳簿を備え付

四十一
三
き。
けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたと

三 第三十一一条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一四五条又は第二四六条又は第三七七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の刑を科す。

附 則

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する
一 附則第八条並びに第十条第一項及び第五項の規定 公布の日
二 第五章並びに附則第二条、第五条、第十四条及び第十五条の規定（経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第十九条第一項第四号の改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算し、三月を超えない範囲内において政令で定める日
三 附則第三条及び第四条の規定 公布の日から起算して九月

平成二十三年八月二十三日 衆議院会議録第二

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案及び同報告書

項並びに第九条第一号の規定の適用について
は、第四条第一項中「当該〇認定発電設備に係
る調達期間を超えない範囲内の期間（当該再生
可能エネルギー電気が既に他の電気事業者に供
給されていた場合その他の経済産業省令で定め
る場合にあっては、経済産業省令で定める期
間）」とあるのは「前条の規定（調達期間に係る部
分に限る。）の例に準じて経済産業大臣が定める
期間」と、「当該認定発電設備に係る調達価格」
とあるのは「同条の規定（調達価格に係る部分に
限る。）の例に準じて経済産業大臣が定める価格
(以下「特例太陽光価格」という。)」と、第六条第
四項中「当該認定に係る発電」とあるのは「附則
第五条第一項の規定により第六条第一項の規定
による認定を受けた発電とみなされる発電（以
下「特例太陽光発電」という。）に係る附則第五条
第一項の太陽光発電設備」と、同条第六項中「第
一項の認定に係る発電が同項各号のいずれか」
とあるのは「特例太陽光発電に係る附則第五条
第一項の太陽光発電設備（第四項の規定による
変更の認定又は前項の規定による変更の届出が
あつたときは、その変更後のもの）が同条第一
項の経済産業省令で定める要件」と、同条第七
項中「第二項及び第三項」とあるのは「第二項」と、
「準用する」とあるのは「準用する。この場
合において、第二項中「前項の認定の申請に係
る発電が同項各号のいずれにも」とあるのは「特
例太陽光発電に係る附則第五条第一項の太陽光
発電設備が同項の経済産業省令で定める要件

に」と、「同項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする」と、第九条第一号中「調達価格」とあるのは「調達価格(特例太陽光発電による電気について特定契約に基づき調達した場合にあつては、特例太陽光価格)」とする。

(特定供給者が受けるべき利潤に対する特別の配慮)

第七条 経済産業大臣は、集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、この法律の施行の日から起算して三年間を限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする。

(再生可能エネルギー電気の供給に係る規制の在り方等の検討等の早期の実施)

第八条 国は、前条に定める期間における再生可能エネルギー電気の利用の拡大に資するため、再生可能エネルギー電気の供給に係る規制の在り方及び再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者の利便性の向上を図るために措置についての検討並びにその結果に基づく必要な措置をできるだけ早期に実施するよう努めるものとする。

(東日本大震災により被害を受けた電気の使用者に対する賦課金に係る特例)

第九条 第十六条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間において、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次条第一項において同じ。)により著しい被害を受けた事務所、住居その他の施設又は設備に係る電気の使用者であつて政令で定めるものに対し支払を請求することができる同条の賦課金の額は、零円とする。

2 前項の場合における第十二条第一項及び第三項の規定の適用については、「係る電気の使用者」とあるのは、「係る電気の使用者及び附則第九条第一項に規定する電気の使用者」とする。

(見直し)

第六条 政府は、東日本大震災を踏まえてエネルギー政策基本法(平成十四年法律第七十号)第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画(以下この条において「エネルギー基本計画」という。)が変更された場合には、当該変更後のエネルギー基本計画の内容を踏まえ、速やかに、エネルギー源としての再生可能

(号)外

四 再生可能エネルギー発電設備については、有害物質により人の健康に係る被害が生ずることのないよう、また、長期間にわたりその安全性等が確保されるよう、品質保証がなされていること、メンテナンス契約が締結されていること、他の厳格な基準を設けること。

五 太陽光パネル等の再生可能エネルギー発電設備については、これらの耐用年数経過後において大量の廃棄物の発生を防ぐ観点から、設備のリサイクルシステム構築等、早急に必要な措置を講ずること。

六 第十七条に規定する賦課金に係る特別措置について、費用負担調整機関が電気事業者に対し交付金を交付するため必要となる費用の財源に関するては、本法の施行の状況等を勘案し、電源開発促進税を充てること等についても検討すること。

七 賦課金の負担が、中小企業及び低所得者に対して過重なものとならないよう、省エネに係る補助金等を活用する等、必要な措置を講ずること。

八 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電への参入促進が図られるよう、再生可能エネルギー発電設備を用いた者の利便性の向上を図るために、土地利用、建築物等に関する規制に係る手続きの簡素化及び対応窓口を一本化する等の措置を講ずるとともに、ADRの制度化を含めた関係者の権利調整のための措置について検討すること。

九 住宅用の太陽光発電設備の一層の普及を図るため、更なる支援策を検討すること。

十 地域活性化を図る観点から、地域の特性を生かした再生可能エネルギー電気(バイオマス、水力等)の供給が促進されるよう必要な措置を講ずること。

十一 国民の再生可能エネルギー発電設備への投資が促進されるよう、市民ファン等の設立を支援すること。

十二 エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するとともに、再生可能エネルギー源を交換して得られる電気の利用に伴う電気の使用者の負担を軽減するため、発送配電の分離、東西周波数の統一、総括原価方式の見直し等の措置も含め、幅広く検討を進めること。

十三 再生可能エネルギー電気の利用の拡大が促進されるよう、スマートグリッドの構築、蓄電池等の省エネ技術の開発及びその普及、高圧高容量直流送電線の整備等に向けて官民の役割分担、協力体制の構築等、必要な措置を講ずるよう努めること。

十四 東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、同震災の発生後この法律の施行前に、電気の供給力の強化に資するよう開始された再生可能エネルギー電気の供給については、適切な配慮を行うものとすること。

十五 附則第九条に定める政令については、被災者生活再建支援法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等に基づく支援

右
国会に提出する。
平成二十三年四月五日
内閣総理大臣 普 直人

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案

第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十四号中「特定規模電気事業」を「特定電気事業又は特定規模電気事業」に改め、「場所」の下に「特定規模電気事業を営む他の者から受電した場合にあつては」を、「供給地点」の下に「同条第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。」を加える。

第六条第一項中「同条第三項」を「同条第七項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「行なつて」を

四 再生可能エネルギー発電設備については、有

害物質により人の健康に係る被害が生ずることのないよう、また、長期間にわたりその安全性等が確保されるよう、品質保証がなされていること、他の厳格な基準を設けること。

九 住宅用の太陽光発電設備の一層の普及を図るため、更なる支援策を検討すること。

九 の考え方を踏まえつつ、東日本大震災による被災者の支援のために適切かつ実施可能な範囲を設定すること。

五 太陽光パネル等の再生可能エネルギー発電設備については、これらの耐用年数経過後において大量の廃棄物の発生を防ぐ観点から、設備のリサイクルシステム構築等、早急に必要な措置を講ずること。

十 地域活性化を図る観点から、地域の特性を生かした再生可能エネルギー電気(バイオマス、水力等)の供給が促進されるよう必要な措置を講ずること。

十一 国民の再生可能エネルギー発電設備への投資が促進されるよう、市民ファン等の設立を支援すること。

十二 エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するとともに、再生可能エネルギー源を交換して得られる電気の利用に伴う電気の使用者の負担を軽減するため、発送配電の分離、東西周波数の統一、総括原価方式の見直し等の措置も含め、幅広く検討を進めること。

十三 再生可能エネルギー電気の利用の拡大が促進されるよう、スマートグリッドの構築、蓄電池等の省エネ技術の開発及びその普及、高圧高容量直流送電線の整備等に向けて官民の役割分担、協力体制の構築等、必要な措置を講ずるよう努めること。

十四 東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、同震災の発生後この法律の施行前に、電気の供給力の強化に資するよう開始された再生可能エネルギー電気の供給については、適切な配慮を行うものとすること。

十五 附則第九条に定める政令については、被災者生活再建支援法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等に基づく支援

ようとするときは、この限りでない。

十六 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

十七 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

十八 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

十九 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

二十 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

二十一 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

二十二 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

二十三 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

二十四 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

二十五 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

二十六 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

二十七 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

二十八 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

二十九 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

三十 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

三十一 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

三十二 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

三十三 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

三十四 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

三十五 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

三十六 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

三十七 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

三十八 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

三十九 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

四十 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

四十一 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

四十二 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

四十三 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

四十四 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

四十五 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

四十六 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

四十七 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

四十八 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

四十九 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

五十 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

五十一 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

五十二 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

五十三 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

五十四 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。

五十五 第八条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」

を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の

内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めることは、前項に規定する期間を短縮することができる。</

「行つて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、第八条第三項の規定による届出(供給地点を増加することとなるものに限る)をした特定電気事業者が同条第七項において準用する第七条第一項の規定により指定した期間内にその増加する供給地点において事業を開始しないときは、その供給地点を減少することができる。

第十八条第七項中「受けた供給地点」の下に「(同条第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変後のもの)」を加える。

第十九条第三項中「第一項の」を「同項の」に改め、「次項」の下に「又は第七項」を加え、同条中第八項を第十三項とし、第七項を第十二項とし、第六項を第十一項とし、第五項の次に次の五項を加える。

6 一般電気事業者は、第一項後段の規定にかかるわらず、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合(一般電気事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る)として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた供給約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

7 一般電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

臣に届け出なければならない。

8 前項の規定による届出に係る供給約款は、

その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

9 経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般電気事業者及び電気の使用者の責任にに関する事項並びに電気計器その他の用品

及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5 経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

10 経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その供給約款を変更すべきことができる。

6 特定入札に応じて落札した供給条件により卸供給を行う一般電気事業者等は、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合(卸供給を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る)として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた供給約款を変更することができる。

7 第二十一条中「同条第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、「第十九条第七項」を「第十九条第十二項」に改める。

10 前項の規定による届出に係る供給条件は、

は第七項」を加え、「第十九条第七項」を「第十九条第十二項」に改める。

第二十二条第一項中「卸供給事業者」の下に「(以下この条において「一般電気事業者等」という。)」を加え、同項第一号中「限る」の下に「以下この条において「特定入札」という」を、「供給条件」の下に「(第九項の規定による変更の届出があったときは、その変後のも。第八項及び第九項において同じ。)」を加え、同条第七項中「第一項第一号の場合は、その」を「特定入札に応じて落札した供給条件により」に、「一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者」を「一般電気事業者等」に改め、同条に次の五項を加える。

8 特定入札に応じて落札した供給条件により卸供給を行う一般電気事業者等は、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合(卸供給を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る)として経済産業省令で定める場合には、経済

給事業者」に改め、同条第三号中「電気事業者」を「電気供給事業者」に改め、「処理」の下に「及び紛争の解決」を加える。

9 特定入札に応じて落札した供給条件により卸供給を行う一般電気事業者等は、前項の規定により供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その供給条件を変更することができる。

10 第百九条第一項中「第十六条第三項」を「第十六条第二項若しくは第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

六条第二項若しくは第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

11 経済産業大臣は、第九項の規定による届出に係る供給条件が第十九条第九項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

12 経済産業大臣は、第九項の規定による届出に係る供給条件が第十九条第九項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

11 経済産業大臣は、第九項の規定による届出に係る供給条件が第十九条第九項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

12 経済産業大臣は、第九項の規定による届出に係る供給条件が第十九条第九項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

第一百二十条第一号中「第八条第三項」を「第八条第七項」に改める。

(ガス事業法の一部改正)

第二条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「第一項の」を「同項の」に改め、「次項」の下に「又は第七項」を加え、同条中第八項を第十三項とし、第七項を第十二項とし、第六項を第十一項とし、第五項の次に次の五項を加える。

6 一般ガス事業者は、第一項後段の規定にいかわらず、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合(一般ガス事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。)として経済産業省令で定める場合には、同項の認可を受けた供給約款で設定したガスの料金その他の供給条件を変更することができる。

7 一般ガス事業者は、前項の規定によりガスの料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 前項の規定による届出に係る供給約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

9 経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が次の各号に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮す

ること。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められておりること。

三 一般ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーターソの他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

10 経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が前項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、一般ガス事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

第十八条第一項中「同条第四項」の下に「又は第七項」を加える。

第十九条中「同条第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、「第十七条第七項」を「第十七条第十二項」に改める。

第二十条中「同条第四項」の下に「又は第七項」を加え、「第十七条第七項」を「第十七条第十二項」に改める。

第三十七条の六の二中「第十七条第四項」の下に「又は第七項」を加え、「第十七条第七項」を「第十七条第十二項」に改める。

第五十七条第一号中「若しくは第八項」を

「第十項若しくは第十三項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(変更の許可の申請に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の電気事業法(以下「旧電気事業法」という。)第八条第一項の規定によりされた変更の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、当該変更が第一条の規定による改正後の電気事業法(以下「新電気事業法」という。)第八条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に該当する場合以外の場合には同項の規定によりされた許可の申請とみなし、当該変更が同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に該当する場合には施行日に同条第三項の規定によりされた変更の届出とみなす。

(電源開発促進税法の一部改正)

第六条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第六項」を「第十一項」に改め

第六条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第六項」を「第十一項」に改め

第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

<p>業廃棄物処理基準」、「特別管理産業廃棄物処理基準」及び「産業廃棄物処理施設」の意義は、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第一項から第五項まで、第六条の二第二項及び第三項、第八条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項並びに第十五条第一項に規定する当該用語の意義による。</p> <p>この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。</p> <p>(国の責務)</p> <p>第三条 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的・社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。</p> <p>(原子力事業者の責務)</p> <p>第五条 関係原子力事業者は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもつて必要な措置を講ずることともに、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案</p>	
<p>2 関係原子力事業者以外の原子力事業者は、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(国民の責務)</p> <p>第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 関係原子力事業者は、この法律に基づく措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、専門的知識及び技術を有する者の派遣、当該措置を行うために必要な放射線障害防護用器具その他の資材又は機材であつて環境省令で定めるものの貸与その他必要な措置(以下「協力措置」という。)を講じなければならない。</p> <p>3 環境大臣は、第一項の規定により基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>(関係原子力事業者による協力措置)</p> <p>第七条 環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、最新の科学的知見に基づき、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、國との適切な役割分担及び相互の協力の下、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、國との適切な役割分担及び相互の協力の下、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するものとする。</p> <p>3 地方公共団体は、前項の規定による要請を受けた関係原子力事業者が当該要請に応じないと要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該関係原子力事業者に対し、協力措置を講ずることを要請することができる。</p> <p>4 環境大臣は、第二項の規定による要請を受けた関係原子力事業者が正當な理由がなくてその要請に係る協力措置を講じていないと認めるときは、当該要請を受けた関係原子力事業者に対し、当該協力措置を講すべきことを勧告することができる。</p>	<p>五 除去土壤の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項</p> <p>六 その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要な事項</p> <p>7 環境大臣は、第一項の規定により基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>3 環境大臣は、第一項の規定により基本方針の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 環境大臣は、基本方針につき第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 第一項及び前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p> <p>第三章 監視及び測定の実施</p> <p>第六条 国は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備するとともに、自ら監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するものとする。</p> <p>第七条 環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、最新の科学的知見に基づき、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、國との適切な役割分担及び相互の協力の下、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、國との適切な役割分担及び相互の協力の下、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するものとする。</p> <p>3 地方公共団体は、前項の規定による要請を受けた関係原子力事業者が当該要請に応じないと要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該関係原子力事業者に対し、協力措置を講ずることを要請することができる。</p> <p>4 環境大臣は、第二項の規定による要請を受けた関係原子力事業者が正當な理由がなくてその要請に係る協力措置を講じていないと認めるときは、当該要請を受けた関係原子力事業者に対し、当該協力措置を講るべきことを勧告することができる。</p>
<p>三 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項</p> <p>四 土壤等の除染等の措置に関する基本的事項</p> <p>第九条 事故に係る原子力事業所内の廃棄物の処置等</p>	<p>理並びに土壤等の除染等の措置及びこれに伴い生じた土壤の処理並びに事故により当該原子力事業所外に飛散したコンクリートの破片その他の廃棄物の処理は、次節及び第三節の規定にかかるわらず、関係原子力事業者が行うものとする。</p>

産業廃棄物処理施設の維持管理を行う場合に係る廃棄物処理法第十五条の二の七第一号の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用については、同号中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百四十二条第二項の環境省令で定める技術上の基準を含む。）」とする。

第三節 除染等の措置等

（除染特別地域の指定）

第二十五条 環境大臣は、その地域及びその周辺において検出された放射線量等からみてその地域内の事故由来放射性物質による環境汚染が著しいと認められることその他の事情から国が土壤等の除染等の措置並びに除去土壤の収集、運搬、保管及び処分（以下「除染等の措置等」という。）を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、除染特別地域として指定することとする。

（除染特別地域の区域の変更等）

第二十六条 環境大臣は、除染特別地域の指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたときは、当該除染特別地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

（除染特別地域内除染実施計画の変更）

第二十七条 国は、除染特別地域内の事故由来放

射性物質による環境汚染の状況について調査測定をすることができる。

（除染特別地域内の汚染の状況の調査測定）

第二十八条 環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、当該除染特別地域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に

（特別地域内除染実施計画）

第二十九条 環境大臣は、除染特別地域の区域の変更により、又は除染特別地域内の事故由来放

射性物質による環境汚染の状況の変動等によ

り必要が生じたときは、特別地域内除染実施計

画を変更することができる。

（特別地域内除染実施計画の変更）

第三十条 環境大臣は、除染特別地域について、特別地

域内除染実施計画に従つて、除染等の措置等を

実施しなければならない。

（特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施）

第三十一条 国は、除染特別地域に係る除染等の措置等は、関係人（土壤等の除染等の措置

を実施しようとする土地又はこれに存する工作

物、立木その他土地に定着する物件（以下「土地

等」という。）に關し土壤等の除染等の措置の実

り、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

（実施に關し必要な事項）

するときは、あらかじめ、土地又は工作物の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」といふ。）にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるべきではない。ただし、過失がなくて当該土地若しくは工作物の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

（実施に關し必要な事項）

環境大臣は、特別地域内除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聽かなければならない。

（実施に關し必要な事項）

第三十二条 第二項の規定による立入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（実施に關し必要な事項）

第三十三条 環境大臣は、除染特別地域の区域の変更又は収去を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（実施に關し必要な事項）

第三十四条 環境大臣は、除染特別地域の区域の変更により、又は除染特別地域内の事故由来放

射性物質による環境汚染の状況の変動等によ

り必要が生じたときは、特別地域内除染実施計

画を変更することができる。

（実施に關し必要な事項）

第三十五条 環境大臣は、除染特別地域を指定するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（実施に關し必要な事項）

第三十六条 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（実施に關し必要な事項）

第三十七条 環境大臣は、前項の調査測定をしたときは、その結果を公表しなければならない。

（実施に關し必要な事項）

第三十八条 環境大臣は、前項の規定による特別地域内除染実施計画の変更（環境省

令で定める軽微な変更を除く。）について準用す

る。

（実施に關し必要な事項）

第三十九条 環境大臣は、除染特別地域について、特別地

域内除染実施計画に従つて、除染等の措置等を

実施しなければならない。

（実施に關し必要な事項）

第四十条 環境大臣は、除染特別地域に係る除染等の措

置等は、関係人（土壤等の除染等の措置

を実施しようとする土地又はこれに存する工作

物、立木その他土地に定着する物件（以下「土地

等」という。）に關し土壤等の除染等の措置の実

平成二十三年八月二十三日 衆議院会議録第三十九号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋による環境の汚染への対処に関する特別措置法案

七八

施の妨げとなる権利を有する者をいう。以下同じ。)の同意を得て、実施しなければならない。

関係人は、特別地域内除染実施計画が円滑に実施されるよう、特別地域内除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置に協力しなければならない。

4 国は、特別地域内除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなくて関係人又はその所在が知れないため、第二項の同意を得ることができないときは、当該土壤等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壤等の除染等の措置の内容その他環境省令で定める事項を官報に掲載することができる。

5 境省令で定めるところにより、国に対し、当該掲載の日から三月を経過する日までの間に、土壤等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

6 第四項の掲載があった場合において、前項に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出がなかつたときは、当該土壤等の除染等の措置を実施すること

7
について第二項の同意があつたものとみなす。
国は、第二項の同意を得ることができない場
合又は第五項の規定により関係人から当該土壤
等の除染等の措置について異議がある旨の同項

の意見書の提出があつた場合において、当該土壤等の除染等の措置が実施されないことにより、当該土地等の事故出来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該汚染による人の健康に

係る被害を防止するため必要な限度において、
第二項の同意を得ることなく当該土壤等の除染
等の措置を実施することができる。

第三十一条 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壤等除去土壤及び土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。」

2 国は、前項の規定により、土地の所有者等に当該土地等に係る除去土壤等を保管させ、又は自らが当該土地において除去土壤等を保管しようとするとときは、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与

えなければならない。ただし、過失がなくて当該土地の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

4 の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならない。

5 除染特別地域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(第二十二条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物のうち産業廃棄物

に該当するものに限る。)を当該土壤等の除染等の措置が実施された土地において当該土地の所有者等又は国が保管する場合には、廃棄物処理法第十二条第二項(特別管理産業廃棄物)については、第十二条の二第二項)の規定は、適用しない。

(汚染状況重点調査地域の指定)

て、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれがあると認められる場合には、その地域をその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況につ

いて重点的に調査測定をすることが必要な地域（除染特別地域を除く。以下汚染状況重点調査地域）といふ。）として指定するものとする。

環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協

4 環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定し
ようとするときは、あらかじめ、関係地方公共
団体の長の意見を聴かなければならない。

3 議しなければならない。

たときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

官報(号外)

又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に適合しないと認められるものを、汚染状況重点調査地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができ		
(汚染状況重点調査地域の区域の変更等)		
第三十三条 環境大臣は、汚染状況重点調査地域の指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたときは、当該汚染状況重点調査地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。		
2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による汚染状況重点調査地域の区域の変更又は汚染状況重点調査地域の指定の解除について準用する。		
(汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定)		
第三十四条 都道府県知事又は政令で定める市町村の長(以下「都道府県知事等」という。)は、環境省令で定める方法により、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができる。		
2 都道府県知事等は、前項の調査測定をしたときは、その結果を公表するよう努めなければならぬ。		
3 都道府県知事等は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をするため、必要があるときは、その必要の限度において		
4 都道府県知事等は、その職員に前項の規定による立入り、調査測定又は収去をさせようとするときは、あらかじめ、土地又は工作物の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、過失がなくて当該土地若しくは工作物の所有者等又はその所在者が知れないときは、この限りでない。		
5 第三項の規定による立入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。		
6 土地又は工作物の所有者等は、正当な理由がない限り、第三項の規定による立入り、調査測定又は収去を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。		
(除染実施区域に係る除染等の措置等の実施者)		
第三十五条 次条第一項に規定する除染実施計画の対象となる区域として当該除染実施計画に定められる区域(以下「除染実施区域」という。)内		
の土地であつて第一項各号に掲げるもの又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあつては、国、都道府県、市町村、同項第四号の環境省令で定める者又は当該土地等の所有者等が、当該各号に定める者との合意により、除染等の措置等を実施することができる。		
(除染実施計画)		
第三十六条 都道府県知事等は、汚染状況重点調査地域内の区域であつて、第三十四条第一項の規定による調査測定の結果その他の調査測定の結果により事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施		
4 都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあつてはその意見		
て、その職員に、土地又は工作物に立ち入り、土壤その他の物につき調査測定をさせ、又は調査測定のため必要な最小量に限り土壤その他の物を無償で収去させることができる。		
4 都道府県知事等は、その職員に前項の規定による立入り、調査測定又は収去をさせようとするときは、あらかじめ、土地又は工作物の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、過失がなくて当該土地若しくは工作物の所有者等又はその所在者が知れないときは、この限りでない。		
5 第三項の規定による立入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。		
6 土地又は工作物の所有者等は、正当な理由がない限り、第三項の規定による立入り、調査測定又は収去を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。		
7 その他環境省令で定める事項		
8 都道府県知事等は、除染実施計画に定められるべき事項について調査審議するとともに、当該除染実施計画の効果的かつ円滑な実施を図るため、当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる國、都道府県、市町村、前条第一項第四号の環境省令で定める者その他都道府県知事等が必要と認める者を含む者で組織される協議会を置くことができる。		
9 都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあつてはその意見		
三 市町村が管理する土地 当該市町村		
四 環境省令で定める者が管理する土地 当該環境省令で定める者		
五 前各号に掲げる土地以外の土地 当該土地が所在する市町村		
六 前項の規定にかかわらず、除染実施区域内の土地であつて同項第五号に掲げるもののうち農用地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあつては、当該農用地が所在する市町村の要請により、当該農用地が所在する都道府県が除染等の措置等を実施することができる。		
7 前二項の規定にかかわらず、除染実施区域内の土地であつて第一項各号に掲げるもの又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあつては、国、都道府県、市町村、同項第四号の環境省令で定める者又は当該土地等の所有者等が、当該各号に定める者との合意により、除染等の措置等を実施することができる。		
8 先づ、前項の規定による立入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。		
9 土壤等の除染等の措置の着手予定期限及び完了予定期限		
10 一 除染等の措置等の実施に関する方針		
二 除染実施計画の対象となる区域		
三 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域		
四 前号に規定する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講すべき土壤等の除染等の措置		
5 完了予定期限		
6 その他の環境省令で定める事項		
7 都道府県知事等は、除染実施計画に定められるべき事項について調査審議するとともに、当該除染実施計画の効果的かつ円滑な実施を図るため、当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる國、都道府県、市町村、前条第一項第四号の環境省令で定める者その他都道府県知事等が必要と認める者を含む者で組織される協議会を置くことができる。		
8 都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあつてはその意見		

を、その他の場合にあつては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。

5 都道府県知事等は、除染実施計画を定めたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、これを公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(除染実施計画の変更)

第三十七条 都道府県知事等は、除染実施区域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、除染実施計画を変更することができる。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による除染実施計画の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施)

第三十八条 第三十六条第二項第三号に規定する除染等の措置等の実施者(以下「除染実施者」と置等を実施しなければならない。

2 除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置は、関係人の同意を得て、実施しなければならない。

3 関係人は、除染実施計画が円滑に実施されるよう、除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置に協力しなければならない。

4 国、都道府県又は市町村は、除染実施計画に

基づく土壤等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなくて関係人又はその所在が知れないと、当該土壤等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壤等の除染等の措置

の内容その他環境省令で定める事項を官報(都道府県又は市町村にあつては、当該都道府県又は市町村の公報)に掲載することができる。

5 前項の掲載があつたときは、関係人は、その掲載の日から三月を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、同項の掲載をしてることができる。

(除染実施区域内の土地等に係る除去土壤等の保管)

第六条 第四項の掲載があつた場合において、前項に規定する期間が経過する日までの間に、関係人

とができる。

6 第四項の掲載があつた場合において、前項に規定する期間が経過する日までの間に、関係人

から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出がなかつたときは、当該土壤等の措置を実施すること

は、当該土壤等の除染等の措置を実施すること

について第二項の同意があつたものとみなす。

7 国、都道府県又は市町村は、第二項の同意を得ることができない場合又は第五項の規定によ

り関係人から当該土壤等の除染等の措置につい

て異議がある旨の同項の意見書の提出があつた

場合において、当該土壤等の除染等の措置が実

施されないことにより、当該土地等の事故由來

せ、又は自らが当該土地において除去土壤等を

その周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、第二項の同意を得ることなく当該土壤等の除染等の措置を実施することができる。

8 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、環境省令で定めるところにより、除染実施者に対し、当該除染実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

9 除染実施者は、除去土壤等を保管したとき、又は第一項の規定により土地の所有者等に除去土壤等を保管させたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該土壤等の除染等の措置を実施した土地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に当該除去土壤等を保管した土地の所在地及び保管の状態その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。

10 前項の規定による届出をした除染実施者は、その届出に係る事項が変更されたときは、遅滞なく、その旨を当該届出をした都道府県知事等に届け出なければならない。

11 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、環境省令で定めるところにより、除染実施区域内の土地等に係る除去土壤等の保管に關する台帳の土地等に係る除去土壤等の保管に關する台帳を作成し、これを管理しなければならない。

12 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

13 除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(第二十二条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第

二条第一項に規定する廃棄物のうち産業廃棄物

保管しようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

14 除染実施者は、除去土壤等を保管したとき、又は第一項の規定により土地の所有者等に除去土壤等を保管させたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該土壤等の除染等の措置を実施した土地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に当該除去土壤等を保管した土地の所在地及び保管の状態その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。

15 除染実施者は、除去土壤等を保管したとき、又は第一項の規定により土地の所有者等に除去土壤等を保管させたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該土壤等の除染等の措置を実施した土地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に当該除去土壤等を保管した土地の所在地及び保管の状態その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。

<p>に該当するものに限る。)を當該土壤等の除染等の措置が実施された土地において當該土地の所有者等又は除染実施者が保管する場合には、廃棄物処理法第十二条第二項(特別管理産業廃棄物にあつては、第十二条の二第二項)の規定は、適用しない。</p> <p>(土壤等の除染等の措置の基準)</p> <p>第四十条 除染特別地域又は除染実施区域に係る土壤等の除染等の措置を行う者は、環境省令で定める基準に従い、當該土壤等の除染等の措置を行わなければならない。</p> <p>2 除染実施区域に係る土壤等の除染等の措置を行う者は、當該土壤等の除染等の措置を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならぬ。</p> <p>3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。 (除去土壤の処理の基準等)</p> <p>第四十一条 除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、當該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。</p> <p>2 除染実施区域に係る除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、當該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。</p>
<p>4 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(特定廃棄物を除く。)を當該土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する者は、環境省令で定める基準に従い、當該廃棄物の保管を行わなければならない。</p> <p>(国による措置の代行)</p> <p>第四十二条 国は、都道府県知事、市町村長又は環境省令で定める者から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認められるときは、當該都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わって自らこの節(第三十四条、第三十六条及び第三十七条を除く。以下同じ。)に規定する措置を行うものとする。</p> <p>2 関係原子力事業者は、前項の措置に要する費用について請求又は求償があつたときは、速やかに支払うよう努めなければならない。</p> <p>(国の措置)</p> <p>第四十五条 国は、第二条に規定する社会的な責任に鑑み、地方公共団体等が滞りなくこの法律に基づく措置を講ずることができ、かつ、当該措置に係る費用の支払が関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>第六章 雜則</p> <p>(汚染廃棄物等の投棄の禁止)</p> <p>第四十六条 何人も、みだりに特定廃棄物又は除去土壤(以下「汚染廃棄物等」という。)を捨ててはならない。</p> <p>第五章 費用</p> <p>(財政上の措置等)</p> <p>第四十三条 国は、地方公共団体が事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を所掌する大臣は、政令で定めるところによつて、同項の都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わつてその権限を行うものとする。</p>
<p>2 前項の規定により國がこの節に規定する措置を行う場合においては、當該措置に関する事務を所掌する大臣は、政令で定めるところによつて、同項の都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わつてその権限を行うものとする。</p> <p>第四十九条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、関係原子力事業者に対し、第十条第一項の規定により當該関係原子力事業者が講ずべき協力措置に関し、必要な報告を求めることができる。</p> <p>2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十七条第二項(第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により指定廃棄物の保管を行う者に対し、當該保管に関し、</p>

講すべきことを命ずることができる。

一 当該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行つた者当該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行つた国、都道府県又は市町村を除く。)

二 第四十二条第二項の規定に違反する委託に由り当該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分が行われたときは、当該委託をした者(当該委託をした国、都道府県又は市町村を除く。)

三 第四十二条第二項の規定に違反する委託に由り当該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分が行われたときは、当該委託をした者(当該委託をした国、都道府県又は市町村を除く。)

(汚染廃棄物等の処理等の推進)

かなければならぬ。

(権限の委任)

第五十三条 国は、基本方針に基づき、地方公共団体の協力を得つつ、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

第五十四条 国は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を低減するための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

第五十五条 国及び地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に關し、国民の理解と協力を得るため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響及びその影響を低減するための方策に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

第五十六条 環境大臣は、第二十条、第二十三条第一項及び第二項、第二十四条第一項及び第二項、第四十条第一項並びに第四十二条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方

自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七章 賞罰

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十六条の規定に違反して、汚染廃棄物等を捨てた者

二 第四十七条の規定に違反して、特定廃棄物を焼却した者

三 第四十八条第一項の規定に違反して、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行つた者

四 第四十八条第二項の規定に違反して、除去を行つた者

五 第五十二条第一項から第五項までの規定による命令に違反した者

六 第六十二条第一項の規定による罰金に處する。

第六十一条 第十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下

2 前項第一号及び第二号の罪の未遂は、罰する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に處する。

一 第二十七条第六項又は第三十四条第六項の規定に違反して、第二十七条第三項又は第三

十四条第三項の規定による立入り、調査測定

5 環境大臣又は除染実施計画を定めた都道府県知事等は、第四十二条第四項の環境省令で定める基準に適合しない除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(特定廃棄物を除く。)の保管が行われた場合において、当該廃棄物の適正な保管を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該保管を行つた者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の適正な保管のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

6 前各項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(関係地方公共団体の協力)

第五十二条 国、都道府県及び市町村は、この法律に基づく措置の実施のために必要があると認めるときは、関係地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。

第五章中第二十一条の前に次の二条を加える。

(譲渡等の禁止)

第二十条の二 支援金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第五条の二(同法第九条において準用する場合を含む)の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(被災者生活再建支援法の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の被災者生活再建支援法第二十条の二の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(一) 災害弔慰金の支給を受けることとなつた世帯の世帯主に対する支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(二) 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

(検討)

4 地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であつて、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

5 国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となつた者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

6 地方公共団体が、災害等に際して行う金銭の給付であつて、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであり、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

7 同様のこと。

8 被災者生活再建支援法の一部改正に伴う経過措置

9 被災者生活再建支援金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。

10 被災者生活再建支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないものとする。

11 被災者生活再建支援金の支給を受けることとなつた者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。

12 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

13 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

14 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

15 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

16 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

17 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

18 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

19 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

20 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

21 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

22 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

23 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

24 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

25 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

26 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

27 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

28 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであり、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

(二) 災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないものとする。

(三) 災害障害見舞金についても、(一)及び(二)と同様とすること。

右報告する。

平成二十三年八月二十三日

災害対策特別委員長 吉田おさむ
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議長 横路 孝弘殿

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成二十三年八月十日

参議院議長 西岡 武夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

参議院議長 西岡 武夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成二十三年八月十日

参議院議長 西岡 武夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成二十三年八月十日

参議院議長 西岡 武夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成二十三年八月十日

が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであり、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

(二) 災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないものとする。

(三) 災害障害見舞金についても、(一)及び(二)と同様とすること。

右報告する。

平成二十三年八月二十三日

災害対策特別委員長 吉田おさむ
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議長 横路 孝弘殿

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成二十三年八月十日

参議院議長 西岡 武夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

参議院議長 西岡 武夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成二十三年八月十日

参議院議長 西岡 武夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成二十三年八月十日

参議院議長 西岡 武夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成二十三年八月十日

官報(号外)

に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の被災者又はその遺族(以下この項において「被災者等」という。)の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなつた東日本大震災関連義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、東日本大震災関連義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら東日本大震災関連義援金を使用することができるようにするため、東日本大震災関連義援金について、差押さえを禁止する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 差押えの禁止等
 - (一) 東日本大震災関連義援金の交付を受けることとなつた者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとすること。
 - (二) 東日本大震災関連義援金として交付を受

けた金銭は、差し押さえることができないものとすること。

2 定義

この法律において「東日本大震災関連義援金」とは、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の被災者又はその遺族(以下「被災者等」という。)の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうものとすること。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行するものとすること。

(二) この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなつた東日本大震災関連義援金についても適用するものとすること。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、東日本大震災関連義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、東日本大震災関連義援金について、差押さえを禁止する等の措置を講じようとするものであり、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十三年八月二十三日

災害対策特別委員長 吉田おさむ

衆議院議長 横路 孝弘殿

官 報 (号 外)

明治二十五年三月二十日
種類便物認可

平成二十三年八月二十三日 衆議院会議録第三十九号

発行所	東京都港北区虎ノ門四丁目
独立行政法人国立印刷局	番四号
電話	03(3587)4294